

昭和十四年内令第一号別冊

艦船造修規則

(海軍艦政本部複写)

	号数	内容現在	加除 検印	号数	内容現在	加除 検印
加 除 一 覧 表	(台本)	昭和十四年 一月 二日現在		第 20 号	昭和 年 月 日現在	
	第 1 号	昭和十六年 六月三十日現在		第 21 号	昭和 年 月 日現在	
	第 2 号	昭和十七年十一月 七日現在	検	第 22 号	昭和 年 月 日現在	
	第 3 号	昭和十八年 六月三十日現在	検	第 23 号	昭和 年 月 日現在	
	第 4 号	昭和十八年十二月三十一日現在	検	第 24 号	昭和 年 月 日現在	
	第 5 号	昭和十九年八月三十一日現在	検	第 25 号	昭和 年 月 日現在	
	第 6 号	昭和 年 月 日現在		第 26 号	昭和 年 月 日現在	
	第 7 号	昭和 年 月 日現在		第 27 号	昭和 年 月 日現在	
	第 8 号	昭和 年 月 日現在		第 28 号	昭和 年 月 日現在	
	第 9 号	昭和 年 月 日現在		第 29 号	昭和 年 月 日現在	
	第 10 号	昭和 年 月 日現在		第 30 号	昭和 年 月 日現在	
	第 11 号	昭和 年 月 日現在		第 31 号	昭和 年 月 日現在	
	第 12 号	昭和 年 月 日現在		第 32 号	昭和 年 月 日現在	
	第 13 号	昭和 年 月 日現在		第 33 号	昭和 年 月 日現在	
	第 14 号	昭和 年 月 日現在		第 34 号	昭和 年 月 日現在	
	第 15 号	昭和 年 月 日現在		第 35 号	昭和 年 月 日現在	
	第 16 号	昭和 年 月 日現在		第 36 号	昭和 年 月 日現在	
	第 17 号	昭和 年 月 日現在		第 37 号	昭和 年 月 日現在	
	第 18 号	昭和 年 月 日現在		第 38 号	昭和 年 月 日現在	
第 19 号	昭和 年 月 日現在		第 39 号	昭和 年 月 日現在		

	号数	内容現在	加除 検印	号数	内容現在	加除 検印
加 除 一 覧 表	第 40 号	昭和 年 月 日現在		第 60 号	昭和 年 月 日現在	
	第 41 号	昭和 年 月 日現在		第 61 号	昭和 年 月 日現在	
	第 42 号	昭和 年 月 日現在		第 62 号	昭和 年 月 日現在	
	第 43 号	昭和 年 月 日現在		第 63 号	昭和 年 月 日現在	
	第 44 号	昭和 年 月 日現在		第 64 号	昭和 年 月 日現在	
	第 45 号	昭和 年 月 日現在		第 65 号	昭和 年 月 日現在	
	第 46 号	昭和 年 月 日現在		第 66 号	昭和 年 月 日現在	
	第 47 号	昭和 年 月 日現在		第 67 号	昭和 年 月 日現在	
	第 48 号	昭和 年 月 日現在		第 68 号	昭和 年 月 日現在	
	第 49 号	昭和 年 月 日現在		第 69 号	昭和 年 月 日現在	
	第 50 号	昭和 年 月 日現在		第 70 号	昭和 年 月 日現在	
	第 51 号	昭和 年 月 日現在		第 71 号	昭和 年 月 日現在	
	第 52 号	昭和 年 月 日現在		第 72 号	昭和 年 月 日現在	
	第 53 号	昭和 年 月 日現在		第 73 号	昭和 年 月 日現在	
	第 54 号	昭和 年 月 日現在		第 74 号	昭和 年 月 日現在	
	第 55 号	昭和 年 月 日現在		第 75 号	昭和 年 月 日現在	
	第 56 号	昭和 年 月 日現在		第 76 号	昭和 年 月 日現在	
	第 57 号	昭和 年 月 日現在		第 77 号	昭和 年 月 日現在	
	第 58 号	昭和 年 月 日現在		第 78 号	昭和 年 月 日現在	
第 59 号	昭和 年 月 日現在		第 79 号	昭和 年 月 日現在		

内令第一号

艦船造修規則別冊の通定む

昭和十四年一月二日

海軍大臣 米内光政

附則

本令は昭和十四年四月一日より之を施行す、但し昭和六年達第九十七号艦船造修規則により認可済又は同規則により引続き施行中のものにして本令に抵触するものは当該事項の完了迄、本令を適用せざることを得

改正	昭和十五年	一月	十二日	内令第十一号
	昭和十五年	三月	二十七日	内令第七百七十四号
	昭和十五年	七月	二十三日	内令第四百八十一号
	昭和十五年	十月	五日	内令第六百五十六号
	昭和十六年	四月	一日	内令第三百四十二号
	昭和十六年	五月	十日	内令第五百三号
	昭和十六年	七月	十七日	内令第八百十六号
	昭和十六年	十一月	二十七日	内令第一千五百四十四号
	昭和十六年	十二月	二十六日	内令第一千七百三十八号
	昭和十七年	一月	二日	内令第三号
	昭和十七年	四月	二十日	内令第七百十五号
	昭和十七年	四月	二十七日	内令第七百三十四号
	昭和十七年	五月	一日	内令第七百八十一号
	昭和十七年	五月	十三日	内令第八百三十三号
	昭和十七年	六月	十七日	内令第一千九十三号
	昭和十八年	三月	二十日	内令第四百七十号
	昭和十八年	七月	二十二日	内令第一千五百四号
	昭和十八年	九月	八日	内令第一千八百八十号
	昭和十八年	十月	十五日	内令第二千八百八十三号

昭和十八年	十月二十三日	内令第二千二百十九号
昭和十八年十一月	十五日	内令第二千四百十八号
昭和十九年	二月 一日	内令第二百九十二号
昭和十九年	四月 一日	内令第五百十八号
昭和十九年	八月 八日	内令第九百三十五号

艦船造修規則目次

第1章 総則（第1条～第18条）

第2章 艦船の製造（第19条～第39条）

第1節 艦艇、特務艦艇の製造

第2節 雑役船及び艦船搭載短艇の製造

第3章 機関、艀装品、機関附属物等の製造及び購買（第40条～第46条）

第4章 船体、機関等の修理（第47条～第59条）

第5章 艦船の入渠（第60条～第73条）

第6章 船体、機関等の新設、増設、撤去、換装及び改造（第74条～第83条）

第7章 艦船公試、艦船試験、船体試験及び機関試験（第84条～第161条）

第1節 通則

第2節 運転公試

第3節 惰力公試

第4節 旋回公試

第5節 重心公試

第6節 動揺公試

第7節 操舵公試

第8節 投揚錨公試

第9節 注排水公試

第10節 潜航公試

第11節 雑役船及び艦船搭載短艇の艦船試験

第12節 報告

第8章 船体、機関等の試験検査（第162条～第193条）

第1節 通則

第2節 缶の試験検査

第3節 復水器管の切開試験検査

第4節 高圧空気管系の試験検査

第5節 起重及び昇降起倒装置の試験検査

第6節 艦船の防水区画定期検査

第9章 艦船の定例検査（第194条～第205条）

第10章 特定修理（第206条～第215条）

第11章 老齢艦船の検査（第216条～第222条）

第12章 艦船の塗色、着標等（第223条～235条）

艦船造修規則

第1章 総則

第1条 本則は艦船の船体、機関、艤装品、機関附属物等の造修及び之に関連する購買に関することを規定す
特設艦船及び特設艦船以外の徴傭船舶に関しては別に規定あるものの外、本則の規定を準用す

第2条 本則において造修とは製造、修理、入渠、新設、増設、撤去、換装、改造、公試、試験、検査等と言ふ

第3条 海軍艦政本部長は艦船の造修に関し関連事項につき海軍航空本部長と協議す

第4条 本則中鎮守府司令長官、鎮守府、海軍工廠長又は海軍工廠に関する規定は特に規定するものを除く

各条の制定及び改正の理由、注釈等

- ◎凡例
- (制) 制定の理由、要旨等
 - (改) 改正の理由、要旨等
 - (注) 注釈、参考事項等
 - (参) 参照事項
 - 旧 旧艦船造修規則
 - 兵 兵器造修規則

第1条 本則の規定範囲につき規定す
(改1) 購買をも包含することに旧第1条を改正す
(改2) 特設艦船及び特設艦船以外の徴傭船舶に関する規定を加ふ
(注1) 船体、機関、艤装品、機関附属物等の部分品、半作品等の造修及び購買についても本則の規定によるべきものとす
(注2) 艤装品は広義のものにして狭義の艤装品及び齊備品の総称なり
(参1) 昭和18年2月22日内令第310号 特設艦船及び特設艦船以外の徴傭船舶の検査、修理及び経費の支出に関する件
(参2) 兵第1条

第2条 造修の定義につき規定す
(改) 旧第2条の字句に改正を加ふ
(参) 兵第2条

第3条 艦政本部と航空本部とは艦船の造修に関し密接なる関係あるをもって注意条文として新に規定す
(注1) 軍務局は大臣の一般的幕僚機関なるが故に特に規定せず
(注2) 艦政本部経理局間の関係及び工廠、航空技術廠、航空廠、軍需局等間の関係は所要条文に規定す

第4条 警備府における艦船造修の手続きにつき規定す
(改1) 警備府の改正に伴ひ旧第5条を改正す

<p>の外、警備府司令長官（大阪警備府司令長官を除く以下同じ）、警備府（大阪警備府を除く以下同じ）、海軍工作部長又は海軍工作部に之を準用す</p> <p>工作艦を所属せしめられたる艦隊に在りてはその所属長官については本籍鎮守府司令長官、その特務艦長については本籍鎮守府の海軍工廠長に関する規定を準用す</p>	<p>(改2) 工作艦に関する準用規定を加ふ</p>
<p>第5条 本則中、部外製造所における艦船造修の手続は所在造船造兵監督長（造船造兵監督長を置かざる場合は所在首席の造船（造兵）監督官、以下同じ、以下単に監督長と称す）を経由するものとする</p>	<p>第5条 部外製造所との交渉に関する一般原則につき規定す</p> <p>(改) 旧第6条に字句の小改正を加ふ</p> <p>(注1) 本則を通じ、単に「部外製造所」と記載するは内国及び外国の部外製造所の総称にして之を区別するの必要あるときは之に内国又は外国を冠す</p> <p>(注2) 本条の手続きは監督委託の有無を論ぜず履行すべきものとする</p> <p>(参) 兵第6条</p>
<p>第6条 本則における艦船の各種状態に関しては別に之を定む</p>	<p>第6条 造修上必要なる艦船の各種状態につき規定す（旧第3条の2）</p> <p>(参) 昭和10年内令第114号別紙及び昭和13年内令第893号別紙（海軍艦政本部長より配布）</p>
<p>第7条 海軍艦政本部長は艦船及び之に搭載する物件の重量重心計測及び処理に関する規程を定むべし</p> <p>海軍工廠長、海軍航空技術廠長、海軍航空廠長、海軍技術研究所長、海軍火薬廠長、艦船長、海軍軍需部長、海軍病院長及び鎮守府文庫主管はその所掌の艦船搭載物件に関し前項の規程により処理すべし</p> <p>内国部外製造所に在りては前項の規程に準じ処理するものとする</p>	<p>第7条 艦船に搭載する物件の重量重心の処理に関し規定す</p> <p>(改) 艦船搭載物件の重量重心に関し技術研究所長、火薬廠長、艦船長、軍需部長、病院長及び文庫主管の処理に関することを明確ならしむる如く旧第4条の2を改正す</p>
<p>第8条 海軍工廠長は造修工事を他の海軍工廠長に委託し又は内国部外製造所長をして請負はしむることを得、但し特に艦船の回航を必要とするもの又は艦艇、特務艦艇の船殻、主機械本体若しくは缶本体の製造を他の海軍工廠に委託し又は内国部外製造所長をして請負はしめんとするものについては工事概要、委託先、完成予定期日その他必要なる事項を具し海軍大臣の認可を受くべし</p> <p>前項の規定は内国部外製造所長他の内国部外製造所に造修工事を請負はしめたる場合に之を準用</p>	<p>第8条 造修工事の委託及び請負の処理につき規定す</p> <p>(改1) 旧第24条第1項の大臣の認可を受くべきものに関する規定、旧第32条の雑役船の製造委託、旧第52条第1項及び旧第54条の修理等の委託に関する規定を取り纏め一条文とす</p> <p>(改2) 旧第24条中第2項の委託先その他に関する艦政本部長への通牒は第13条の工事月報により之を知り得るが故にその規定を廃す</p>

す

第 9 条 海軍工廠長、予算別途配布の造修に関する訓令又は通牒を受領したるときは速に海軍工作廳工事費整理規則に定むる入費概算書を調製し之を海軍艦政本部長に提出すべし、購買に関する訓令又は通牒を受領したるときまた同じ

第 10 条 艦船の造修に関し警備府司令長官又は海軍工作部長に訓令又は通牒する場合、予算事項を記載するものは経費所管の海軍經理部長にその写を送付するものとす

第 11 条 造修用図面及び関係書類はその大体に関するものを海軍艦政本部において調製し之を工事施行の海軍工廠又は部外製造所に送付しその詳細図面は海軍工廠又は部外製造所をして調製せしむるを

(改 3) 旧第 32 条及び旧第 52 条第 1 項中鎮守府司令長官の認可規定並びに旧第 52 条第 2 項及び旧第 54 条中大臣への報告規定はいずれもその必要なきにつき之を廃す

(改 4) 艦船の回航を必要とする工事は委託又は請負につき大臣の認可を受くることに改む

(注 1) 本条には船殻、主機械本体又は缶本体の製造工事の一部を委託し又は請負はしむる場合を含まず

(注 2) 工事を委託したる場合委託先において調製すべき書類については第 28 条第 2 項に規定す(工事を部外製造所に請負はしめたる場合にありては調製提出書類の処理につき契約書にその旨明記するを要す)

(参) 兵第 20 条第 1 項及び第 2 項、兵第 27 条、兵第 46 条、兵第 134 条

第 9 条 入費概算書の調製及び提出に関することを規定す

(改) 旧第 6 条の 2 及び旧第 9 条第 2 項の入費概算書に関する規定に購買に関する場合の規定を加ふ

(注 1) 一般配布予算支弁の工事については入費概算書の提出を必要とせざるも、別途配布予算(各費目にわたり一般配布予算支弁に非ざる全てのものをいふ)支弁の工事については事業梗概に掲記の有無を論ぜず入費概算書の提出を必要とす

(注 2) 提出の入費概算書は重要なるもの及び改訂を要求するの外、之に対し回答せざるを例とす

(参 1) 入費概算書の様式
海軍工作庁工事費整理規則第 42 条に定む

(参 2) 兵第 8 条

第 10 条 警備府司令長官又は海軍工作部長に工事を令達する場合、予算の所掌経理部との関係につき規定す

(改) 旧第 5 条の 2 に字句の小改正を加ふ

第 11 条 艦船造修用図面及び関係書類の調製区分及び之が承認手続きつき規定す

(改) 艦艇、特務艦艇の製造用図面の調製区分に関す

例とす

海軍艦政本部長は前項の規定により海軍工廠及び部外製造所において調製する図面の承認手続に関する規程を定むべし

第 12 条 海軍工廠長又は部外製造所長、船体、機関、艤装品、機関附属物等（以下単に船体、機関等と称す）を製造し又は之等の新設、増設、撤去、換装、改造若しくは修理の工事を施行するときは特に規定あるものは之によるの外海軍艦政本部長の指示する要領により試験検査を行ふべし

部外製造所において行ふ工事については前項の規定によるの外左の各号によるものとす

1 内国部外製造所を行ふ工事については内国注文造船造兵工事物件監督検査委託規程の定むる所により造船監督官（特に規定するものの外以下単に監督官と称す）をして試験検査を行はしむるものとし注文元又は納入先においては監督官に委託せざる部分に付試験検査を行ふものとす

2 外國部外製造所を行ふ工事については監督官をして試験検査を行はしむるものとす

前 2 項の規定は機関等を購買する場合に之を適用す

第 13 条 造修関係月報類の調製、提出及び送付に関し左の如く定む

区分	書類名	調製期日	調製者	提出、送付期日	提出先又は送付先（部数）
艦艇、特務艦艇の製造及び大改装工事	艦船工事進捗月報	毎月 20 日 工事完成時	海軍工廠長 又は部外製造所長	20 日調製のものは翌月 5 月迄に、完成時調製のものは完成後速に	海軍艦政本部長(7 通) 関係海軍工廠長(1 通)
	船体用甲板製造月報				海軍艦政本部長(2 通) 関係海軍工廠長(1 通)
	艦船搭載重量月報				海軍艦政本部長(1 通) 関係海軍工廠長(1 通)
	搭載重量月報(船体)				海軍艦政本部長(1 通)
	工事進捗程度写真				海軍大臣(1 通) 海軍艦政本部長(8 通) 関係海軍工廠長(1 通)
艦船主要工事	艦船主要工事月報	毎月 20 日	海軍工廠長		海軍艦政本部長(1 通) 関係海軍工廠長(1 通)
受託工事	受託工事月報				海軍艦政本部長(1 通) 関係海軍工廠長(1 通)
機関関係工事	機関工事月報				海軍艦政本部長(2 通) 関係海軍工廠長(1 通)
記事	工事進捗程度写真は進水関係のものを含む				

る旧第 11 条及びその承認手続に関する旧第 12 条の規定を取り纏め一条文とし之を造修用図面及び関係書類全般に適用のこととす

(参) 兵第 18 条

第 12 条 造修検査、領収検査等に関し新に規定す

(注 1) 第 1 項中「特に規定あるもの」とは要領書、各種試験検査規則、本則に定むる公試試験の規定等をいう

(注 2) 第 2 項第 2 号中には内国部外製造所に注文したる物件を外国部外製造所において造修する場合をも包含す

(注 3) 造船工事及び造機工事に関連する造兵工事については兵器造修規則の定むる所によるものとす

(参) 兵第 31 条

第 13 条 造修関係月報類の処理に関することを規定す

(改) 旧第 15 条中工事進捗程度及び搭載重量の報告処理を一条文とし、その他必要な月報類の処理を一括規定す

(注) 主要工事月報には左の工事を記載するものとし新造艦船及び新造に準ずる大改造工事は記載するに及ばず

- (イ) 訓令工事
- (ロ) 通牒工事
- (ハ) 主要なる修理工事
- (ニ) その他必要と認むる工事

(参 1) 昭和 18 年 11 月 20 日内令第 2454 号 大東亜戦争中の月報等の取扱に関する件

(参 2) 兵第 9 条、兵第 10 条

海軍工廠長、艦艇、特務艦艇の製造又は大改造工事の一部を委託したときは前号に掲ぐる書類を調製するに必要な資料をその月の25日迄に委託元海軍工廠長に送付すべし、工事を請負ひたる部外製造所長に付また同じ

第14条 本則に規定する提出、送付等の書類にしてその様式を規定せざるものは必要に応じ海軍艦政本部長之を定むることを得

第15条 海軍艦政本部長、海軍工廠長等、部外製造所をして海軍機密物件を造修せしむるの必要あるときは本則に定むるものの外、海軍機密物件取扱規則及び内国部外製造所海軍機密物件取扱規則の定むる所により之を処理すべし

前項の場合、海軍機密書類の貸与を必要とするときは私立工場貸与海軍機密書類取扱規則の定むる所による

部外製造所長、他の部外製造所をして海軍機密物件を造修せしめ又は之に海軍機密書類の貸与を必要とするときは監督長は前2項の規定に準じ之を処理せしむべし

第16条 本則に規定する書類の保存期間は別に規定あるものの外第1号表の区分による

第14条 本則中に規定せざる関係様式の制定に関し新に規定す

(注) 本則中に様式を規定するものは海軍一般に関係を有するものみに止む

(参) 兵第11条

第15条 海軍機密物件の造修及び之に伴ふ海軍機密書類の取扱を注意条文として新に挿入す

(注) 第1項中「等」は左の場合の意味なり

第49条の規定により急速修理の処理をなす所属長官又は艦船長

第54条又は第55条の規定により遠隔の地において修理を処理する所属長官又は艦船長

第63条第2項但書の規定により急速入渠の処理をなす所属長官又は艦船長

第72条の規定により遠隔の地において製造、増設、撤去、換装又は改造を処理する所属長官又は艦船長

(参) 兵第12条

第16条 本則に関係ある書類の保存期間につき規定す

(改) 旧第4条の字句に小改正を加ふ

(注) 「別に規定あるもの」とは第1号表に記載せざる書類は海軍各庁処務通則第24条の適用を受くる意味なり

(参1) 海軍各庁処務通則第24条

公文は左の4類に区分し保存すべし、但し特別の規定あるものは各その規定に従ふ

第1類 永久保存

1 法律命令の制定改廃に関するもの

1 例規〇体に供すべきもの

1 特殊の処分に属するもの

1 永久参照の必要ありと認むるもの

第2類 20箇年保存

1 予算、決算その他金銭会計及び財産に関する

<p>第 17 条 兵器の造修に関連する事項にして本則に規定なきものについては兵器造修規則の定むる所による</p> <p>第 18 条 本則に規定なき場合又は本則により難き特殊の事情ある場合には詳細なる理由を具し海軍大臣の認可を受け之を処理するものとす</p>	<p>る帳簿及び書類 第 3 類 10 箇年保存 1 物品会計に関する帳簿及び書類 第 4 類 1 箇年保存 1 当分参照の必要ありと認むるもの (参 2) 兵第 7 条</p> <p>第 17 条 兵器造修規則との関連を明確ならしむるため 新に規定す (参) 兵第 5 条</p> <p>第 18 条 本則に規定なき事項又は本則により難き事項 の処理につき規定す (改) 旧第 6 条の 3 に字句の小改正を加ふ (参) 兵第 13 条</p>
<p>第 2 章 艦船の製造</p> <p>第 1 節 艦艇、特務艦艇の製造</p> <p>第 19 条 艦艇、特務艦艇の製造に関する計画は海軍艦政本部長をして之を為さしむ 海軍艦政本部長は一般計画要領書、一般計画図面、計画重量重心計算書及び入費調書を調製し要 すれば之に附属書類を添附し起工及び竣工年度並びに製造所を予定し海軍大臣に提出すべし 海軍艦政本部長、前項の一般計画要領書に変更を加ふるの必要を認むるときは海軍大臣に具申す べし、この場合予算の変更を必要とするときは入費調書を添附するものとす</p> <p>第 20 条 海軍工廠をして艦艇、特務艦艇を製造せしめんとするときは前条に規定する書類（入費調書を除</p>	<p>第 19 条 艦艇、特務艦艇の製造に関する計画、提出書類 及び之が変更手続につき規定す (改 1) 旧第 7 条、旧第 8 条及び旧第 13 条の艦艇、特 務艦艇の製造に関する規定を取り纏め一条文 とす (改 2) 旧第 8 条の一般計画要領書に同機関計画要領 書及び兵装計画要領書の主要事項を取入れた るものを本条の一般計画要領書とす (改 3) 一般計画要領書に変更を加ふるの必要なき程 度の改変には具申を必要とせざることに改む (注) 艦船の組立は艦船製造の一部なるをもって製造 として処理し旧第 25 条の規定を廃す (参) 兵第 14 条</p> <p>第 20 条 工作庁をして艦艇、特務艦艇を製造せしむる場 合の手続につき規定す</p>

く) により之を鎮守府司令長官に訓令す
鎮守府司令長官は海軍工廠長に命じ之を製造せしむべし

第 21 条 内国部外製造所をして艦艇、特務艦艇を製造せしめんとするときは第 19 条所定の書類により海軍省経理局長及び海軍艦政本部長をして之を処理せしむ
外国部外製造所をして艦艇、特務艦艇を製造せしめんとするときは第 19 条所定の書類により海軍艦政本部長をして監督長に命じ之を処理せしむ

第 22 条 海軍工廠長艦艇、特務艦艇の製造命令を受領したるときは工事概括表(第 1 号様式)を調製し起工前海軍大臣の認可を受くべし
前項の規定は内国部外製造所において艦艇、特務艦艇を製造する場合、当該製造所長に付之を準用す
外国部外製造所において製造する艦艇、特務艦艇に在りては監督長は当該製造所長をして工事概括表を調製せしめ第 1 項の規定に準じ之を処理すべし

(改) 旧第 9 条第 1 項の字句に小改正を加ふ
(注) 訓令を受けたる場合、工作庁より提出すべき入費概算書に関しては第 9 条の規定による
(参 1) 引用条文の内容、左の如し
第 19 条 艦艇、特務艦艇の計画、提出書類及び之が変更手続
(参 2) 兵第 15 条

第 21 条 部外製造所をして艦艇、特務艦艇を製造せしむる場合の手続につき規定す
(改 1) 私立製造所において艦艇、特務艦艇を製造する場合の手続に関する旧第 10 条の規定に外国において製造する場合の規定を加ふ
(改 2) 処理の根本となるべき書類の規定を加ふ
(注) 本条第 2 項の指令の起案は総て経理局に回覧するものとす
(参 1) 引用条文の内容左の如し
第 19 条 艦艇、特務艦艇の計画、提出書類及び之が変更手続
(参 2) 兵第 16 条

第 22 条 工事概括表の調製及び認可に関することを規定す
(改) 旧第 14 条に左の改正を加ふ
(イ) 認可時期「受命後 3 月以内」を「起工前」に改め一層实际的ならしむ
(ロ) 新に外国において製造する場合の規定を加ふ
(ハ) 工事概括表は認可を受けたるものなるをもって之が変更に対してはその都度認可を受くべきは当然のことにつきその規定を廃す
(注 1) 工事概括表調製の場合、兵器及び機関の積込年月艦艇、特務艦艇は製造所所望の時期を記入するものとし予め当事者間の交渉を要せず艦政本部においては右所望時期に引渡能否を調査し要すれば訂正の上認可方取計ふものとす
(注 2) 工作庁において製造する艦艇、特務艦艇の完成期日変更は本工事概括表により之を処理するものとし別に手続を必要とせず

(注3) 部外製造所において製造する艦艇、特務艦艇の引渡変更には本条に規定する手続の外契約変更の手続を必要とするも本則の範囲外なるにつき之に関しては規定せず

第23条 海軍工廠において艦艇、特務艦艇を起工したるときは海軍工廠長は之を鎮守府司令長官に報告し、鎮守府司令長官は之を海軍大臣に電報すべし

内国部外製造所において艦艇、特務艦艇を起工したるときは監督長は之を海軍大臣及び所在地を管する鎮守府司令長官に電報するものとす

外国部外製造所において艦艇、特務艦艇を起工したるときは監督長は之を海軍大臣に電報すべし

第23条 起工に関する報告につき規定す

(改1) 旧第15条中工事進捗程度及び搭載重量に関する規定は之を第13条に移し又機関据付終了は工事進捗月報に記載すべき事項なるをもってその報告に関する規定を廃し起工に関する報告のみを一条文とす

(改2) 外国において製造する艦艇、特務艦艇の起工に関し新に規定す

第24条 製造中の艦艇、特務艦艇に艀装員長、艀装員、艀装員付又は乗員を置くの必要あるときはその約2月前左の各号により之を処理すべし

1 艦艇、特務艦艇の本籍鎮守府所属海軍工廠において製造の場合に在りては海軍工廠長（艀装員長を置きたる後に在りては艀装員長とし海軍工廠長を経由す 第2号の場合また同じ）は鎮守府司令長官に申請し、鎮守府司令長官は之を海軍大臣に進達又は報告す

2 艦艇、特務艦艇の本籍鎮守府所属に非ざる海軍工廠において製造の場合に在りては海軍工廠長はその所属鎮守府司令長官に申請し、当該鎮守府司令長官は之を艦艇、特務艦艇の本籍鎮守府司令長官に移牒す

艦艇、特務艦艇の本籍鎮守府司令長官は前号の規定に準じ之を処理す

3 部外製造所において製造の場合に在りては監督長（艀装員長を置きたる後に在りては艀装員長）は海軍艦政本部長に申請し、海軍艦政本部長は之を海軍大臣に進達（報告）すると共に艦艇、特務艦艇の本籍鎮守府司令長官に通知す

第24条 艀装員長以下の任命申請手続につき規定す

(改) 艀装員長以下の任命申請に関する旧第16条の規定に左の改正を加ふ

(イ) 海軍工廠において製造する艦艇、特務艦艇に艀装員長を置きたる後の申請は艀装員長之をなすことに改む

(ロ) 部外製造所において製造の艦艇、特務艦艇に対しては艦政本部長に申請することに改む

(参) 艀装員長以下の職員及びその任命時期標準、昭和11年艦本機密第14383号 艀装員長以下任命時期に関する件通牒

第25条 艦艇、特務艦艇の進水期日の予定及び決定並びに進水の報告については軍艦進水規則の定むる所による

第25条 進水に関する手続及び報告につき新に規定す

第26条 海軍工廠の製造に係る艦艇、特務艦艇にして鎮守府司令長官第103条の規定により就役に適する旨通報を受領したるときは海軍工廠長をして艦艇長、特務艦艇長又は防備隊司令に之を引渡さしむべし、但し艀装員を置きたる特務艇に在りてはその首席将校之を受領しその旨直に防備隊司令

第26条 工廠にて製造したる艦艇、特務艦艇の引渡に関することを規定す

(改) 工廠製造に係る艦艇、特務艦艇の引渡手続に関する旧第17条の規定に左の改正を加ふ

(イ) 大臣への電報報告は工廠長よりのみならず

に報告するものとす

前項の規定により艦艇、特務艦艇の授受を結了したるときは海軍工廠長はその旨海軍大臣に電報すべし、又海軍工廠長及び受領庁長はその旨鎮守府司令長官に報告すべし

艦艇、特務艦艇の本籍鎮守府に属せざる海軍工廠において製造したる艦艇、特務艦艇の授受を結了したるときは艦艇長、特務艦艇長又は防備隊司令は前項に規定する手続を為すの外、その旨直に本籍鎮守府司令長官に電報すべし

第 27 条 部外製造所の製造に係る艦艇、特務艦艇にして艦艇長、特務艦艇長又は防備隊司令第 103 条の規定により就役に適する旨通知を受領したるときは監督長立会の上当該製造所長より之が引渡を受くべし、但し艀装員を置きたる特務艇に在りてはその首席将校之を受領しその旨防備隊司令に電報するものとす

艦艇長、特務艦艇長又は防備隊司令前項の規定により艦艇、特務艦艇を受領したるときはその旨海軍大臣及び本籍鎮守府司令長官に電報すべし

第 28 条 艦艇、特務艦艇の製造工事完成したるときは左表により関係書類を速に処理すべし、但し第 2 号表に特に規定するものについては之によるを要す

号	書類区分	調製元 (部数)	発送元	提出又は送付先 (部数)
(イ)	第 2 号表に掲ぐる書類	海軍工廠において製造の場合 海軍工廠長 (1 通)	海軍工廠長	艦艇長、特務艦艇長又は防備隊司令 (1 通)
		内国部外製造所において製造の場合 内国部外製造所長 (1 通) 外国部外製造所において製造の場合 監督長 (1 通)	海軍艦政本部長	
(ロ)	第 3 号表に掲ぐる書類	(イ)に同じ	(イ)に同じ	本籍鎮守府の海軍艦船部長又は本籍の警備府司令長官 (1 通)
(ハ)	第 4 号表に掲ぐる書類	海軍工廠において製造の場合 海軍工廠長 (3 通内 1 通は原紙)	海軍工廠長	本籍鎮守府の海軍工廠長 (2 通内 1 通は原紙) 海軍艦政本部長 (1 通)
		内国部外製造所において製造の場合 内国部外製造所長 (3 通内 1 通は原紙) 外国部外製造所において製造の場合	海軍艦政本部長	本籍鎮守府の海軍工廠長 (2 通内 1 通は原紙) 海軍艦政本部長に 1 通保管

ことに改む

(ロ) 防備隊司令に引渡すは艦艇、特務艦以外のもの即ち特務艇なること明白につき「(特務艦艇の場合云々)」の規定を削る

(ハ) 防備隊司令への報告は電報とするの要無き場合あるにつき「電報」を「報告」に改む

(参) 引用条文の内容左の如し

第 103 条 就役適否の判定及び処理

第 27 条 部外製造所において製造したる艦艇、特務艦艇の引渡に関することを規定す

(参) 引用条文の内容左の如し

第 103 条 就役適否の判定及び処理

第 28 条 艦艇、特務艦艇関係の完成書類の調製、提出、送付及び再要求手続並びに艦艇、特務艦艇の本籍に変更ありたる場合の書類の処理につき規定す

(改) 旧第 20 条及び旧第 21 条を併せ一条文とし左の改正を加ふ

(イ) 原紙は之を本籍鎮守府の工廠に保管することに改む

(ロ) 入渠用及び救難用として必要なる図面はその必要最小限度のものを各工廠に保管することとし新に第 5 号表に関する規定を加ふ

(ハ) 衛生歴調査票は別に艦政本部長に保管の必要無きにつき別に一通送付の規定を廃す

(ニ) 製造工事委託の場合における管制書類の処理を加ふ

(注 1) 完成図書は速に艦艇、特務艦艇に送付するを要す故に第 1 項に特に「速に処理すべし」と規定す、然れども完成図書全部の速なる交付は事実上困難につき就役上必要なるものは一時艦艇、

		監督長（3通内1通は原紙）		
(ニ)	第5号表に掲ぐる書類	(イ)に同じ但し部数は4通とす	(イ)に同じ	各海軍工廠長(海軍工作部含まず) (各1通)
(ホ)	第6号表に掲ぐる書類	(イ)に同じ但し部数は2通とす	海軍艦政本部長	海軍省医務局長(2通)
記事	(ハ)号の書類中海軍艦政本部に補完すべきものに対しては同一製造所において製造する第2艦以降の同型艦用のものは改正したる図面のみとす			

海軍工廠長艦艇、特務艦艇の製造に付委託を受けたる工事完成したるときは当該工事に関する前項の書類を調製し委託元の海軍工廠長に送付し委託元の海軍工廠長は前項の規定により之を処理すべし、内国部外製造所の請負工事に付また同じ

艦艇、特務艦艇の本籍に変更ありたるときは旧本籍鎮守府に於ける第1項(ロ)号及び(ハ)号に掲ぐる書類保管庁長は当該書類を新本籍鎮守府に於ける保管庁長に送付すべし

庁長第1号の書類を亡失又は毀損したるときはその理由を付し之が再交付又は引換を本籍鎮守府の海軍工廠長に請求すべし

特務艦艇に貸与(重要なものは修正を加へたる上)し、性能、機構等の調査、知悉等に遺憾なからしむるため但書を設け第2号表に之を区別す

(注2) 第5号表の書類は第4号表の書類を送付したる工廠にも送付するものとす(所属変更の場合を考慮しあり)

(注3) 海軍機密書類を亡失又は毀損したる場合には本条第4項によりその再交付を請求するの外海軍機密書類取扱規則所定の報告をなすものとす

海軍機密書類取扱規則第41条

機密書類を亡失、毀損又は欠損したるときは会計上の規定あるものは之によるの外尚一般に左記の区分により先ず概報を發し且速に捜査の手段を尽し後その顛末を詳報すべし

書類種別	概報	詳報
軍機書類	最迅速なる方法により庁長より海軍大臣、所属長官及び発行庁長へ	様式第3号により保管者より所属長官及び供給庁長を経て発行庁長へ、発行庁長は之を海軍大臣へ
軍極秘、極秘書類	迅速なる方法により庁長より所属長官、発行庁長へ	様式第3号により保管者より所属長官及び供給庁長を経て発行庁長へ
秘書類		同右

(注4) 部外製造所においては海軍機密書類の原紙を保管し得ず、(ハ)号は原紙共海軍に納付する意味なり

内国部外製造所貸与海軍機密書類取扱規則第52条

工場主前条の機密書類用済後は速に軍極秘書類にありては首席監督官を経て原図共之を海軍関係庁長に納付し秘書類にありては首席監督官の指示を受け原図共之を焼却すべし

(参1) 昭和18年7月22日内令第1505号 大東亜戦争中艦艇、特務艦艇の完成書類の調製並びに

<p>第 29 条 海軍工廠又は内国部外製造所の製造に係る艦艇、特務艦艇に初度備附くべき水路図誌、軍事教育図書、艦営需品中の備品及び治療品中の定備療用品は各その経理規程に定むる所に従ひ当該艦艇、特務艦艇の製造所所在地を管する鎮守府関係各庁之を供給すべし 前項の物品に要する経費は当該艦艇、特務艦艇の製造費支弁とす</p> <p>第 30 条 外国部外製造所の製造に係る艦艇、特務艦艇に備付けたる艦営需品中の備品及び治療品中の定備療用品については当該艦艇、特務艦艇の兵備品取扱主任之が品名数量等を詳記したる調書を調製し本籍鎮守府の兵備品会計官吏に報告すべし</p>	<p>提出又は送付に関する件 (参 2) 昭和 18 年 7 月 2 日官房艦機密第 3319 号 大阪警備府所属艦船の完成書類及び成績表の提出(送付)先の件 (参 3) 兵第 19 条、兵第 20 条第 3 項</p> <p>第 29 条 工作庁又は内国部外製造所において新造したる艦艇、特務艦艇に初度備附くべき物品の処理に関することを規定す (改) 旧第 22 条に字句の改正を加ふ (注) 水路図誌及び軍事教育図書は分割協定額の範囲において之を処弁するものとす (参) 海軍兵備品会計規程 軍事教育図書経理規程 艦営需品経理規程 燃料経理規程 海軍治療品経理規程 大正 10 年官房第 1644 号 未成艦船艤装員において要する消耗品の件 大正 11 年官房第 1770 号 艦営需品及び燃料の繰替供給に関する件 大正 13 年官房第 891 号 舞鶴要港部軍需部兵備品会計官吏の兵備品供給整理の件 昭和 5 年官房第 539 号決裁 乗員慰安のため艦船に蓄音機等の物品供給に関する件 昭和 6 年官房第 3355 号 艦営需品、燃料及び治療品の繰替供給をなしたる場合の取扱方 昭和 10 年官房第 5239 号 舞鶴要港部病院における治療品の保管出納に関する件 昭和 12 年官房第 5435 号 新造、大改装、特定修理及び大修理艦船の回航用燃料及び消耗の供給標準並びに之が経費支出区分 大正 13 年艦本第 6263 号 新造艦船初度備附備品に関する件</p> <p>第 30 条 外国部外製造所において製造したる艦艇、特務艦艇に初度備附くべき物品の処理に関することを規定す (改) 旧第 23 条に字句の小改正を加ふ</p>
---	--

兵備品会計官吏前項の報告を受けたときは各その経理規程に定むる所により処理すると共にその明細簿を調製し各その1通を海軍艦政本部長、海軍省軍需局長及び海軍省医務局長に送付すべし

第31条 本節の規定は海軍大臣の特に指示する雑役船の製造に付之を適用す

第2節 雑役船及び艦船装載短艇の製造

第32条 海軍艦政本部長、雑役船の型式を制定せんとするときは海軍大臣の認可を受くべし

第33条 庁長雑役船の引換又は新規配属を必要とするときは所要年度の前前年度11月30日迄に雑役船要求調書(第2号様式)を調製し要すれば之に附属書類を添付し本籍鎮守府司令長官に具申すべし、但し臨時に引換又は新規配属の必要を生じたときは第4章又は第6章の規定による

第34条 鎮守府司令長官は前条の規定により各庁長の提出したる雑役船要求調書を調査し必要と認むるものに付、雑役船要求総合調書(第3号様式)を調製し之を所要年度の前前年度末迄に海軍大臣に

(注) 第29条(参)参照

第31条 特殊の雑役船の製造には艦艇の製造に関する規定を適用することとし新に規定す

(注) 本条の制定に伴ひ雑役船の起工及び竣工の報告に関する旧第30条の規定を廃す

(注) 本章中艦船装載短艇の製造は既成艦船のものに適用す(第39条参照)

第32条 雑役船の型式制定に関し規定す

(改) 雑役船の型式は艦政本部長、大臣の認可を受け之を定むることに旧第33条を改正す

第33条 雑役船の要求手続中庁長に関するものにつき規定す

(改) 雑役船の要求手続に関する旧第26条の規定中第2項の庁長に関するものを一条文とし之に左の改正を行ふ

(イ) 様式を定め秘なる理由等は之を記載することとす

(ロ) 「製造」を「引換又は新規配属」に改めその範囲を明にす

(ハ) 臨時に引換又は新規配属を必要とする場合の処理を加ふ

(注1) 新型式のものを必要とする場合には附属書類としてその大体要領を記載したる書類を添付するを要す

(注2) 但書は主として艦船に適用するものなり

(参) 引用条文の内容左の如し

第4章 船体、機関等の修理

第6章 船体、機関等の新設、増設、撤去、換装及び改造

第34条 雑役船の要求手続中鎮守府司令長官に関するものにつき規定す

(改) 雑役船の要求手続に関する旧第26条の規定中第

提出すべし

第 35 条 海軍工廠をして雑役船を製造せしめんとするときは第 19 条及び第 20 条の規定に準じ之を処理するものとす

部外製造所をして雑役船を製造せしめんとするときは第 19 条及び第 21 条の規定に準じ之を処理するものとす

海軍工廠長雑役船の製造に着手したるときはその起工及び竣工予定期日を海軍大臣に報告すべし、予定期日を変更したる場合また同じ

部外製造所において製造の場合には当該所長前項の規定に準じ之を処理するものとす

第 36 条 海軍工廠の製造に係る雑役船竣工したるときは海軍工廠長は之を雑役船所属の庁長に引渡すべし
部外製造所の製造に係る雑役船竣工したるときは指定の海軍工廠長、外国に在りては監督長之を受領し前項の規定に準じ処理すべし

前 2 項の規定により雑役船の竣工又は授受を結了したるときは海軍工廠長又は監督長はその旨海軍大臣に、海軍工廠長又は監督長及び受領庁長はその旨本籍の鎮守府司令長官又は警備府司令長官に報告すべし

第 1 項及び第 2 項の場合その輸送、回航及び保管に要する経費は当該雑役船の製造費支弁とす

第 37 条 第 28 条の規定は雑役船の関係書類に付之を準用す、但し調製すべき書類の種類に関しては海軍艦政本部長之を定むべし

1 項の鎮守府司令長官に関するものを一条文とし
要領書及び入費調達の添付を要せざることに改む

(注) 第 33 条 (注 1) 参照

第 35 条 雑役船を製造せしむる場合の手續につき規定す

(改 1) 雑役船の製造発令に関する旧第 27 条及び旧第 28 条の規定並びに之が製造に着手したる場合の報告に関する旧第 30 条の規定を取り纏め一条文とす

(改 2) 計画図面類は艦政本部長をして計画せしむることに改め旧第 27 条中鎮守府司令長官をしてこれらを提出せしむる規定及び旧第 29 条の計画変更に関する規定を廃す

(注) 型式の一定せるものにおいてには計画に関する書類等を必要とせず又小型のものにおいては起工、竣工年度等を必要とせざるにつき準用規定とす

(参) 引用条文の内容左の如し

第 19 条 艦艇、特務艦艇の計画、提出書類及び変更手續

第 20 条 艦艇、特務艦艇の製造発令手續 (工作庁製造のもの)

第 21 条 艦艇、特務艦艇の製造発令手續 (部外製造所製造のもの)

第 36 条 雑役船の引渡に関することを規定す

(改) 雑役船の引渡に関する旧第 31 条の規定に左の改正を行ふ

(イ) 1 月以内に引渡すこと能はざる場合港務部に引渡し保管せしむる規定を廃し工廠保管とす

(ロ) 外国製造の雑役船の引渡に関する規定を加ふ

(ハ) 輸送、回航及び保管に要する経費の支弁に関する規定を加ふ

第 37 条 雑役船関係の完成書類の調製、提出、送付及び再要求手續並びに雑役船の本籍に変更ありたる場合の書類の処理につき規定す

第 38 条 新造の雑役船に初度備付くべき官営需品中の備品は第 29 条及び第 30 条の規定に準じ之を処理するものとす

第 39 条 本節の規定は既成艦船の装載短艇に之を準用す

第 3 章 機関、艀装品、機関附属物等の製造及び購買

第 40 条 機関の計画は海軍艦政本部長をして之を為さしむ
海軍艦政本部長は海軍工廠長又は部外製造所をして指示要領又は大体計画に基づき機関の詳細計画を行はしむることを得

第 41 条 海軍工廠をして機関を製造せしめんとするときは海軍艦政本部長は之を海軍工廠長に通牒すべし

第 42 条 内国において部外製造所をして機関を製造せしめんとするときは海軍艦政本部長は海軍省経理局

(改) 雑役船の種類は區々に互り、従て調製すべき書類につき規定すること困難なるをもつて旧第 35 条の規定中調製書類の種類は艦政本部長之を定むることに定む

(参) 引用条文の内容左の如し
第 28 条 新造艦艇、特務艦艇の完成図書の処理

第 38 条 新造の雑役船に初度備附くべき物品の処理に関することを規定す

(改) 旧第 36 条に字句の小改正を加ふ

(参) 引用条文の内容左の如し

第 29 条 艦艇、特務艦艇の初度備附物品の処理
(内国製造のもの)

第 30 条 艦艇、特務艦艇の初度備附物品の処理
(外国製造のもの)

第 39 条 装載短艇の製造に関する処理につき規定す

(改) 既成艦船の装載短艇増備、補充、引換に関する旧第 48 条の規定を本章の適用を受くることに改む

(注 1) 装載短艇の引換及び新規配属の請求に関しても第 33 条及び第 34 条の適用を受くるものとす

(注 2) 新造艦船の装載短艇は当該艦船の一部として処理すべきものとす

第 3 章 機関、艀装品、機関附属物等の製造及び購買

(注) 本章は機関、艀装品、機関附属物等を艦船の製造と別個に処理する場合につき規定す (第 46 条参照)

第 40 条 機関の計画の手續を明確ならしむるため新に規定す

(参) 兵第 22 条

第 41 条 工作庁をして機関を製造せしむる場合の手續につき新に規定す

(参) 兵第 23 条

第 42 条 部外製造所をして機関を製造せしむる場合の手續につき新に規定す

長と共に之を処理すべし、但し海軍工廠をして処理せしめんとするときは前条の規定によるものとす

外国において機関を製造せしめんとするときは海軍艦政本部長は監督長に命じ之を処理すべし

第 43 条 海軍艦政本部長、前 2 条の規定により処理する場合、艦艇、特務艦艇の主機械本体、缶本体その他重要と認むるものについては海軍大臣の認可を受くべし

第 44 条 海軍工廠長、第 41 条の通牒に指定する期日迄に機関完成の見込なしと認むるときは速にその旨海軍艦政本部長に具申すべし

監督長、部外製造所契約指定の期日迄に機関納入の見込なしと認むるときは内国に在りては速に当該製造所長をしてその旨契約担(擔)任官に通知せしむるの外海軍省の契約に係るものに在りては海軍艦政本部長に通知せしめ外国に在りては海軍艦政本部長の認可を受け之を処理すべし

第 45 条 第 40 条乃至前条の規定は機関の購買並びに艤装品、機関附属物等の製造及び購買に付之を準用す

(注 1) 所謂商事会社又は代理店との契約は之を当該製造所との契約と看做す

(注 2) 外国品を購買する場合における国産品使用取扱規程によるべきは当然なり

(注 3) 外国品購買指令の起案は第 43 条により大臣の認可を要せざるものといえども総て經理局に回覧するものとす

(参) 兵第 24 条

第 43 条 重要なる機関を製造する場合の処理につき新に規定す

(参 1) 引用条文の内容左の如し

第 41 条 機関製造発令手続(工作庁製造のもの)

第 42 条 機関製造発令手続(部外製造所製造のもの)

(参 2) 兵第 26 条

第 44 条 工事遅延の虞ある場合の処理につき新に規定す

(注 1) 部外製造所にありては本条に規定する手続の外契約変更等の手続を必要とするも本則の範囲外なるにつき之に関しては規定せず

(注 2) 完成期日変更につき認可承認を受けたときは之を受けた庁において写しを作製し関係の向に通知するものとす

(参 1) 引用条文の内容左の如し

第 41 条 機関製造発令手続(工作庁製造のもの)

(参 2) 兵第 30 条

第 45 条 機関の購買並びに艤装品、機関附属物等の製造及び購買に関し新に規定す

(参) 引用条文の内容左の如し

第 40 条 機関計画手続

第 41 条 機関製造発令手続(工作庁製造のもの)

第 42 条 機関製造発令手続(部外製造所製造のもの)

第 43 条 重要なる機関を製造する場合の艦政本部長の処理

第 46 条 機関、艀装品、機関附属物等の製造及び購買を艦船製造と一括処理する場合には第 2 章の規定による

第 4 章 船体、機関等の修理

第 47 条 海軍艦政本部長、船体、機関等に付修理を行ふの必要ありと認むるときは艦船の任務行動に支障を来さざる場合に限り左の各号により処理するものとす

- 1 海軍工廠をして修理せしめんとするときは海軍工廠長に通牒す
- 2 内国部外製造所をして修理せしめんとするときは海軍省経理局長と共に之を処理するか又は海軍工廠長に通牒して之を処理せしむ

前項の場合、海軍艦政本部長は工事要領、完成予定期日等を当該艦船長、その所属長官及び本籍鎮守府司令長官に通知すべし

第 44 条 工事遅延の場合の処理

第 46 条 機関、艀装品、機関附属物等の製造及び購買を艦船製造と一括処理する場合の扱方につき新に規定す

- (参) 引用条文の内容左の如し
第 2 章 艦船の製造

第 4 章

- (参 1) 昭和 12 年 8 月 26 日官房機密第 3401 号 工作艦たる特務艦及び特設工作艦たる特設特務艦の工作に関する件
- (参 2) 昭和 17 年 1 月 29 日官房機密第 1279 号 大東亜戦争中損傷艦船及び特設艦船(特設艦船に非ざる徴備船舶を含む)の復旧工事に關する件
- (参 3) 昭和 18 年 5 月 7 日官房艦機密第 2174 号 大阪警備府附属艦船(特設艦船を含む)の入渠並びに船体、機関、兵器(航空兵器を除く)等の修理、新設、増設、撤去、換装及び改造に関する件
- (参 4) 昭和 18 年 6 月 7 日内令第 1145 号 戦時艦船大修理実施規程
- (参 5) 昭和 18 年 6 月 15 日艦本機密第 5 号の 7741 号 戦時艦船機関現状調査票並びに戦時艦船大修理実施法案に関する件
- (参 6) 昭和 18 年 9 月 3 日官房艦機密第 4510 号 遠隔の地(内地を除く)に行動する艦隊の艦船部隊(特設艦船部隊を含む)にして船体、機関又は兵器の修理工事をその他の部外工場に請負しむる必要あるときの取扱の件

第 47 条 艦政本部長の修理工事発令手続につき規定す

- (改) 旧第 45 条の 2 中、修理工事に關するものを一条文とし左の改正を行ふ
工作庁に通牒し部外製造所をして工事を行はしむる場合の処理を加ふ
- (注) 兵第 35 条参照

第 48 条 庁長、船体、機関等につき修理を行ふの必要ありと認むるときは修理工事請求書（第 4 号様式）を調製し左表により之を処理すべし、但し第 49 条、第 52 条又は第 55 条の規定により処理する場合はこの限りに在らず

号	所属等	所在地	請求先	経由先又は報告先	写送付先	記事
1	艦隊所属の艦船	一般	本籍鎮守府の海軍工廠長	所属艦隊司令部経由 但し所属艦隊司令部同所に在らざるときは直接請求し所属長官に報告	本籍鎮守府海軍艦船部	
2		(イ)本籍鎮守府以外の軍港 (ロ)要港	当該地の海軍工廠長又は海軍工作部長			所在地において工事施行の必要あるものに限る
3		軍港要港以外の地	最寄の海軍工廠長又は海軍工作部長			特に所在地において工事施行の必要あるものに限る
4	鎮守府所属の艦船	一般	本籍鎮守府の海軍工廠長			
5		(イ)本籍鎮守府以外の軍港 (ロ)要港	当該地の海軍工廠長又は海軍工作部長			所在地において工事施行の必要あるものに限る
6		軍港要港以外の地	最寄の海軍工廠長又は海軍工作部長			特に所在地において工事施行の必要あるものに限る
7	警備府附属(所属)の艦船	一般	所属又は本籍警備府の海軍工作部長	附属又は本籍警備府経由	本籍鎮守府海軍艦船部(艦艇、特務艇の場合)	
8		(イ)軍港 (ロ)附属又は本籍警備府以外の要港	当該地の海軍工廠長又は海軍工作部長	附属又は本籍警備府司令長官に報告		所在地において工事施行の必要あるものに限る
9		軍港要港以外の地	最寄の海軍工廠長又は海軍工作部長			特に所在地において工事施行の必要あるものに限る
10	練習任務の艦船	一般	学校所在地の海軍工廠長	学校所在地の鎮守府海軍艦船部又は警備府経由	本籍鎮守府海軍艦	学校所在地を管する鎮守府と艦船の本籍鎮守府と同一なるときは第 4 号による
11		学校所在地以外の軍港要港	当該地の海軍工廠長又は海軍工作部長	学校所在地の鎮守府司令長官又は		所在地において工事施行の必要あるものに限る

第 48 条 修理請求の手続につき規定す

(改) 修理等の請求手続に関する旧第 41 条及び旧第 42 条中、修理に関するものを取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 表示して処理を明確にす
- (ロ) 練習任務艦船の処理手続を加ふ
- (ハ) 外国において工事施行を要する場合、工場有無の記載は様式の記注心得に移す

(参 1) 引用条文の内容左の如し
第 49 条 急速処理を要する場合の処理
第 52 条 艦船施行の修理工事範囲及び検査手続
第 55 条 長期間遠隔地行動艦船に対する修理の委託

(参 2) 兵第 36 条

12	軍港要港以外の地	最寄の海軍工廠長又は海軍工作部長	警備府司令長官に報告	船部	特に所在地において工事施行の必要あるものに限る
----	----------	------------------	------------	----	-------------------------

第 49 条 艦船の保安に関し又は航行を妨ぐる等の事故を生じ修理を必要とし前条の規定により難きときは所属長官（所属長官同所に在らざるときは艦船長）は便宜之を処理することを得

第 50 条 海軍工廠長、第 48 条表第 1 号、第 4 号、第 7 号又は第 10 号の規定により船体、機関等に付修理工事の請求を受けたときは精細にその状況を調査し至当と認むるものは緩急順序、予算、希望完成期日等を考慮し工事を施行すべし、但し艦船の任務行動に支障を来す如き重要な修理を認めたとときは鎮守府司令長官の認可を受け工事に着手すべし

海軍工廠長前項の修理工事にして特に施行を要すると認むるも新に配布予算の増額を必要とするもの及び当該年度内に完成せざるものについては入費調書を添へ海軍大臣の認可を受くべし、但し特に急を要する場合は直に工事に着手し爾後報告することを得

海軍工廠長、第 48 条表第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 11 号又は第 12 号の規定により船体、機関等に付修理工事の請求を受けたときは海軍工作庁工事費整理規則第 36 条の規定によるの外第 1 項の規定に準じ之を処理し修理査定の写 1 通を第 48 条表第 1 号、第 4 号、第 7 号又は第 10 号の請求先欄に規定する海軍工廠長に送付すべし、但し工事にして特に急を要するものなるときは直に工事に着手し事後入費額を請求することを得

第 51 条 海軍工廠長、船体、機関等の修理工事にして請求元庁にして施行し得と認むるときは当該庁長と

第 49 条 急速修理を要し第 48 条により難き場合の処理につき規定す

(改) 急速修理等を要し正規の手続により難き場合の処理及び報告に関する旧第 53 条の規定中、修理に関する処理のみを一条文とす

(注) 本条の規定により処理したる場合には第 56 条の規定により報告を要す

(参) 引用条文の内容左の如し
第 48 条 修理請求手続

第 50 条 工作庁における修理工事の施行につき規定す

(改) 修理等の工事施行に関する旧第 43 条第 1 項及び旧第 52 条第 2 項並びに既配布の予算増額要求に関する旧第 44 条の規定中、修理に関するものを取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 急を要する場合には入費概算に対する協議の回答を待たずして工事に着手し得ることに改む

(ロ) 修理査定の写を修理費予算を有する工作庁に送付の規定を設く

(参 1) 引用条文の内容左の如し

第 48 条 庁長よりの修理請求手続

(参 2) 海軍工作庁工事費整理規則第 36 条

海軍工廠において艦船造修規則又は兵器造修規則により他鎮守府在籍艦船の工事を行ひたるときは艦船在籍鎮守府の海軍工廠は工事を施行したる海軍工廠に予算の分割をなすべし前項の場合において一艦一時に、造船工事にありては 1,000 円以上 (1、2 及び 3 月に限り 500 円以上)、造兵工事にありては 500 円以上の工事費を要するときは工事を施行する海軍工廠は艦船在籍鎮守府の海軍工廠に対し予め協議をなすことを要す

(参 3) 兵第 41 条

第 51 条 請求元庁において施行し得る修理工事に関連

協議の上所要の材料を供給するのみに止むことを得

第 52 条 艦船において前条又は別に定むる所により供給を受けたる修理用材料を使用し船体、機関等に付修理を行ふ場合その工事施行範囲は第 7 号表の区分による
艦船長、前項の規定により修理を行いたるときは事後速に海軍工廠の検査を受くると共に第 48 条表第 1 号、第 4 号、第 7 号又は第 10 号に規定する経由先又は報告先に報告し請求先に通知するものとす

第 53 条 海軍工廠長、艦船装載短艇、主要なる艀装品、機関附属物等の修理請求を受け艦船の行動その他の都合により之が工事を施行するの違なきときは左の各号によることを得

- 1 共通予備品を使用し又は指定予備品を指定艦船に使用したるときは事後速に海軍艦政本部長に報告すべし
- 2 特定工食用修理材料を当該工事以外に又は指定予備品を指定以外の艦船に使用せんとするときは海軍艦政本部長の認可を受け処理するものとす
- 3 所属鎮守府に属する他の艦船、部隊等のものを一時流用せんとするときは鎮守府司令長官に具申し鎮守府司令長官は海軍大臣の認可を受くべし

海軍工廠長、前項第 3 号の規定により一時流用したる他の艦船、部隊等の短艇、艀装品、機関附属物等を復旧したるときはその旨鎮守府司令長官に報告し鎮守府司令長官は海軍大臣に報告すべし

第 54 条 海軍工廠長、船体、機関等に付修理工事の請求を受け軍港又は要港と遠隔したる地方において之

し所要材料の供給に関することを規定す

(改) 旧第 43 条第 2 項に字句の小改正を加ふ

(参 1) 大正 12 年官房第 2605 号 艦艇に対し修理用材料供給の件、は予め修理材料を供給し得る規定にして、本条は請求工事に対し材料を供給し得る規定なり

(参 2) 兵第 42 条

第 52 条 艦船において行ふ修理工事施行範囲、修理、通知及び検査手続に関し新に規定す

(改) 大正 12 年官房第 2605 号の 2 船体、機関、兵器修理用材料供給に関する件、に各庁よりの提出意見を参酌し艦内工作等をもって行ふ修理工事施行範囲を定む

(注 1) 「別に定むる所」とは大正 12 年官房第 2605 号 艦艇に対し修理材料供給の件を言ふ

(参 1) 引用条文の内容左の如し

第 48 条 修理請求手続

第 51 条 修理材料の供給

(参 2) 兵第 43 条

第 53 条 艦船装載短艇、艀装品、機関附属物等の使用に関し規定す

(改) 他艦船部隊等の短艇の流用に関する旧第 49 条の規定中、修理に関するものを一条文とし且保管中の予備品及び特定の修理材料を使用して修理する場合の規定を加ふ

(注 1) 本条第 1 項第 1 号及び第 2 号により使用したる予備品は当該工事費をもって補充すべきものとし予算不足の場合には第 50 条第 2 項により処理するを要す

(注 2) 特定の修理材料とは修理材料たる内火艇の機関の如きものを言ふ

第 54 条 遠隔地において修理工事を施行する場合の手続につき規定す

が工事の施行を必要と認むるときはその所属長官（所属長官同所に在らざるときは請求元庁長）に委託し最寄りの部外製造所をして工事を施行せしめ又は職員若しくは工員を派遣して之に当らしむることを得、但し職員又は工員を外国に派遣するの必要を認むるときは海軍大臣の認可を受くべし

- (改) 遠隔地において修理等の工事を行ふ場合の処理に関する旧第 50 条の規定中、修理に関するものに左の改正を加ふ
 - (イ) 鎮守府司令長官の認可を要せざることとす
 - (ロ) 職員又は工員を外国に派遣する場合には大臣の認可を要することを明確にす
 - (ハ) 材料供給に関しては第 51 条により処理し得るをもってその規定を廃す
 - (ニ) 第 1 項但書は特に規定の必要なきにつき之を削る
- (注 1) 他の工作庁において工事施行を便宜と認むるときは第 8 条により処理することとし、この場合の処理に関する旧第 51 条の規定を廃す
- (注 2) 部外製造所において海軍機密物件を修理せしむる場合には第 15 条の規定によるを要す
- (注 3) 本条の規定により部外製造所をして工事を施行せしめたる場合には第 56 条の規定により報告を要す
- (参 1) 大正 8 年内閣書記官室閣議第 102 号 官吏海外出張に関する件
- (参 2) 兵第 45 条

第 55 条 海軍工廠長は長期間遠隔の地に行動する艦船の所属長官(所属長官同所に在らざるときは艦船長)に対し予め船体、機関等の修理工事を部外製造所において施行方委託し置くことを得

- 第 55 条 長期間遠隔の地に行動する艦船の修理工事の委託に関し新に規定す
- (注 1) 部外製造所において海軍機密物件を修理せしむる場合には第 15 条の規定によるを要す
- (注 2) 本条の規定により処理したる場合には第 56 条の規定により報告を要す

第 56 条 所属長官又は艦船長、第 49 条、第 54 条又は前条の規定により部外製造所をして船体、機関等の修理工事を施行せしめたるときは修理工事部外委託報告（通知）（第 5 号様式）を調製し左表により報告又は通知すべし

- 第 56 条 艦船の所属長官又は艦船長において部外製造所に修理工事を委託したる場合の報告及び通知に関し規定す
- (改) 急速修理等を要し正規の手續により難き場合の処理及び報告に関する旧第 53 条中、修理に関する報告の規定に工作庁長の委託により部外製造所をして修理を行はしめたる場合の報告に関する規定を加へ一条文として左の改正を行ふ
 - (イ) 事故については各庁処務通則第 42 条により大臣に報告せらるるが故に、更に本則による報告を必要とせざるにつき大臣報告の規

号	所属等	報告者又は通知者	報告先	通知先	写送付先	記 事
1	艦隊所属の艦船	艦船長	所属長官 本籍鎮守府司令長官	本籍鎮守府の 海軍工廠長		
2	鎮守府所属の艦	艦船長	本籍鎮守府司令長官	本籍鎮守府の		

	船			海軍工廠長		
3	警備府附属（所属）の艦船	艦船長	附属又は本籍の警備府司令長官	附属又は本籍警備府の海軍工廠長又は海軍工作部長	本籍鎮守府	
4	練習任務の艦船	艦船長	学校所在地の鎮守府司令長官又は警備府司令長官	学校所在地の海軍工廠長	本籍鎮守府	学校所在地を管する鎮守府と本籍鎮守府と同一なときは第2号による

第57条 海軍工廠長、艦船の任務行動に支障を来す如き重要なる修理に着手したるときは直に工事の概要及びその完成予定期日を鎮守府司令長官に報告すると共に海軍大臣に電報すべし
前項の規定は第49条の規定により修理する場合に付所属長官又は艦船長に之を準用す

第58条 海軍工廠長、第47条に規定する船体、機関等の修理工事の通牒に指定する期日迄に工事完成の見込なしと認むるときは速に艦船工事完成期日変更に関する書類（第6号様式）を調製し海軍艦政本部長に具申しその旨請求元庁長に通知すべし
海軍工廠長第48条の規定により請求を受けたる船体、機関等の修理工事中艦船の任務行動に支障ある如き重要工事に付希望完成期日迄に工事完成の見込なしと認むるときは速に之を請求元庁長に通知すべし
前2項の規定は船体、機関等の修理工事を部外製造所において行ふ場合当該製造所長に之を準用す

第59条 海軍工廠長は船体、機関等の修理状況を調査しその原因重大と認むるもの、しばしば同一の修理

定を廃す
(ロ) 報告先に所属長官を加ふ
(ハ) 工事費整理の必要上、工作庁に通知することを加ふ
(注) 引用条文の内容左の如し
第49条 急速修理を要する場合の処理
第54条 遠隔地にて行ふ修理の処理
第55条 長期間遠隔地行動艦船に対する修理の委託

第57条 艦船の任務行動に支障を来す如き修理に着手したる場合の報告及び通知につき規定す
(改) 艦船の行動に支障を来す如き修理等に着手したる場合の処理に関する旧第55条の規定中、修理に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 所属長官又は艦船長において処理した場合の処理を加ふ
(ロ) 大臣への報告は常に電報によるべきことに定む
(ハ) 完成予定期日変更の場合、之を報告すべきは当然につき之が規定の明記を止む
(注) 引用条文の内容左の如し
第49条 急速修理を要する場合の処理

第58条 修理工事遅延の場合の処理を明確ならしむるため新に規定す
(参1) 引用条文の内容左の如し
第47条 艦政本部長の修理発令手続
第48条 修理請求手続
(参2) 兵第44条

第59条 工事に關し参考となるべき資料の報告に關し新に規定す

を繰返す如きもの又は艦船の計画上参考となると認むるものはその都度之が故障又は破損の状況、原因、修理の方法等を海軍艦政本部長に報告すべし
海軍艦政本部長前項の報告を受けたときはその重要なものに付意見を付し海軍大臣に報告すべし

(参) 兵第 48 条

第 5 章 艦船の入渠

第 5 章 艦船の入渠

第 60 条 未成艦船は進水又は前回出渠後左の標準により入渠せしむるものとす

1 軍艦及び特務艦

1 年以内

2 駆逐艦、潜水艦、海防艦、輸送艦、水雷艇、掃海艇、駆潜艇、哨戒艇、特務艇及び第 31 条の規定により海軍大臣の指示したる雑役船

6 月以内

(参) 昭和 18 年 5 月 7 日官房艦機密第 2174 号 大阪警備府附属艦船(特設艦船を含む)の入渠並びに船体、機関、兵器(航空兵器を除く)等の修理、新設、増設、撤去、換装及び改造に関する件

第 60 条 未成艦船の入渠標準につき新に規定す

(注) 旧第 37 条は終末運転公試前入渠のことに定めあるをもって、その必要無きにつき之を削る

(参) 引用条文の内容左の如し

第 31 条 特殊雑役船の製造

第 61 条 既成の艦船は左の標準により入渠せしむるものとす、但し海軍工廠長は役務の都合、没水部の状況、船渠の都合等により適宜之を変更することを得

第 61 条 既成艦船の入渠回数標準につき規定す

(改) 旧第 38 条の既成艦船の入渠標準に関する規定に左の改正を行ふ

(イ) 艦隊所属の艦船欄の連合艦隊所属の艦船のみに適用のことに、又戦艦、計画公試状態排水量 3 万トン以上の航空母艦を除きたる軍艦、水雷艇及び掃海艇の入渠を年 2 回に改む

(ロ) 河川に行動する各種艦船の入渠は適宜とす

(ハ) 連合艦隊以外の艦隊所属艦船は旧規定の「艦隊以外の在役及び第 1 予備艦船」欄を適用(河川に行動するものは第 2 号)のことにし、その軍艦、特務艦以外の艦艇の入渠を年 1 回乃至 2 回に改む

(ニ) 雑役船を含むことを明にす

(注) 入渠時期に関しては、なし得る限り左の標準に準拠するものとす

本表第 1 号中、戦艦乃至特務艦は自 4 月至 6 月

号	役務区分	艦船種別	回数
1	連合艦隊	戦艦 計画公試状態排水量 3 万トン以上の航空母艦 特務艦	年 1 回
		軍艦(戦艦及び計画公試状態排水量 3 万トン以上の航空母艦を除く) 駆逐艦、潜水艦、海防艦、輸送艦、水雷艇、掃海艇、駆潜艇、哨戒艇 特務艇	年 2 回
			適宜
2	河川に行動する艦船	各種艦船	適宜
3	前 2 号以外の在役艦船 第 1 予備艦船	軍艦 特務艦	年 1 回
		その他の艦艇	年 1 回乃至 2 回
4	前各号以外の艦船	艦艇、特務艦艇、雑役船	適宜

前項の規定により年2回入渠するものに在りては1回は没水部の状況により半排水の状態に入渠せしむることを得、但し第2回入渠の場合に之を行ふを例とす

第62条 海軍工廠長は前条の規定に基づき毎年9月30日迄にその所属鎮守府を本籍とする艦艇、特務艦艇（他の鎮守府を本籍とする艦艇、特務艦艇その軍港（要港）において入渠を要するものを含む）につき役務等を考慮し11月1日より翌年10月31日迄の期間における艦船入渠概定表を調製し関係各部に送付すべし
海軍工廠長は毎月20日現在につき向ふ3か月間の艦船入出渠予定表を調製し毎月25日迄に関係各部に送付すべし
前2項の規定は警備府附属（所属）の艦船につき当該海軍工作部長に之を準用す

第63条 庁長は前条の規定による入渠予定日の10日前迄に入渠請求書（第7号様式）を調製し第48条の規定に準じ之を処理すべし
臨時に艦船を入渠せしむるの必要ありと認むる場合また前項に準ず但し艦船行動中その保安に関し又は航行を妨ぐる等のため入渠を必要とするときは第49条の規定に準じ之を処理することを

第64条 庁長、前条の規定により艦船の入渠を請求する場合渠中に非ざれば施行し難き修理及び検査箇所を調査し艦船において施行し難きもの及び海軍工廠の助力を必要とするものについては修理又は検査を海軍工廠長に請求すべし

軍艦（戦艦及び3万トン以上の航空母艦を除く）乃至掃海艇は
第1回 自4月至6月、第2回 自10月至翌年2月
特務艇は適宜の時期
本表第2号乃至第4号に記載する艦船は適宜の時期

第62条 艦船入渠概定表及び艦船入出渠予定表の調製及び送付手続につき新に規定す

第63条 入渠請求の手続につき規定す
（改） 修理等の請求手続に関する旧第41条及び旧第42条中入渠に関するもの並びに急速修理等を要し正規の手続により難き場合の処理及び報告に関する旧第53条の規定中入渠の処理に関するものを取り纏め一条文とし第48条と同断の改正を加ふ
（参） 引用条文の内容左の如し
第48条 修理請求手続
第49条 急速修理を要する場合の処理

第64条 渠中において修理及び検査を要するものの処理に関し新に規定す
（注）（イ） 艦船において施行し難きものの例示
舵軸及び推進軸の中心検査
（ロ） 工作庁の助力を必要とするものの例示
注水弁及び撒水装置の検査（検査官の立会を含む）
（参） 引用条文の内容左の如し
第63条 入渠請求手続、急速入渠を要する場合の処理

第 65 条 海軍工廠長、前 2 条の規定により工事の請求を受けたときは第 50 条の規定に準じ之を処理すべし

第 66 条 海軍工廠長は海軍港務部長と協議し艦船の入出渠日時を決定し速に之を関係各部に通知すべし

第 67 条 庁長艦船の入渠期日の通知を受けたときは左の各号により処理すべし

1 左表の標準により艦船の喫水、「トリム」及び左右傾斜を測定す

艦船の公試状態排水量	最大平均喫水	艦尾トリム	左右傾斜
1 万ト以上の艦船	公試状態排水量より更に左のものを減じたる排水量の喫水 (イ) 弾丸の重量 (ロ) 庫量自艦用 3 分の 1 の燃料の重量 (ハ) 補給用物件の重量 (ニ) 装載の短艇及び航空機の重量	200 分の 1 以内	0
1 万ト未満 3 千ト以上の艦船		150 分の 1 以内	
3 千ト未満 5 百ト以上の艦船		100 分の 1 以内	
5 百ト未満の艦船	50 分の 1 以内		

2 左の各号により弾丸、装薬等を積卸す但し半排水入渠の場合にして危険の虞なきときはこの限に在らず

(イ) 弾丸

主砲用弾丸 全部 但し入渠見込期間（半排水を含まず）10 日以内なる場合にして海軍工廠長の同意を得たときはその数量を減ずることを得

(ロ) 火薬火工兵器（弾丸を除く）

(1) 装薬類

渠中火薬庫注水装置若しくは之に準ずる設備なき場合、之等を有するも工事等の為供用し得ざる場合又は火薬庫の温度過度に上昇の虞ある場合 全部

(2) その他の火薬火工兵器

第 65 条 工作庁において入渠並びに渠中の修理及び検査の請求を受けた場合の処理につき規定す

(改) 修理等の工事施行に関する旧第 43 条第 1 項及び旧第 52 条第 2 項並びに既配布の予算増額要求に関する旧第 44 条の規定中、入渠に関するものを取り纏め一条文とし第 50 条と同断の改正を加ふ

(参) 引用条文の内容左の如し

第 50 条 修理請求に対する工作庁長の処理

第 63 条 入渠請求手続、急速入渠を要する場合の処理

第 64 条 渠中修理検査の請求手続

第 66 条 艦船入出渠日時の通知に関し新に規定す

第 67 条 入渠に際し測定すべき喫水及び「トリム」並びに搭載物件の制限に関し新に規定す

(注 1) 喫水は公試状態（新造又は改造）と軽荷状態との中間の状態を、又「トリム」は盤木上に定着する場合船体に過大の応力を負荷することなきものを標準として之を定む

(注 2) 第 1 号最大平均喫水欄に記載する排水量を得るにおいては第 2 号に規定するものを除くの外必ずしも同欄掲記の物件を卸すに及ばず

(注 3) 重量配分上左の如き考慮を必要とす

(イ) 重油「タンク」、石炭庫、真水「タンク」等は概ね均分して残留せしむ

(ロ) 装甲艦にありては装甲附近の重油「タンク」、石炭庫等は空虚とす

(ハ) 弾丸の一部を陸揚せざる場合には各弾庫に均分して残留せしむ

(注 4) 主砲とはその艦の最大備砲の謂なり

(注 5) 本条に掲ぐる火工兵器は広義のものにして信管、火管類の外火薬類を装填したる弾丸、魚雷、機雷、爆弾の類を含むものとす

(注 6) 第 2 号 (ロ) の (3) 弾火薬庫又はその附近に工事を行ふ場合並びに第 2 号 (ハ) の (3) 「タンク」若しくは格納所附近に工事を行ふ場合は渠底作業をも含むものとす

渠中消火に関する施設不十分なる場合、入渠見込期間（半排水を含まず）11 日以上に亘る場合又は弾火薬庫温度著しく上昇の虞ある場合 全部

(3) 弾火薬庫又はその附近に工事を行ふ場合

当該弾火薬庫に格納のもの 全部

(ハ) 軽質油その他引火し易き物品

左の各号の一に該当する場合には積卸の上「タンク」及び格納所は之を清浄す

(1) 固有又は応急の消火装置を利用し得ざる場合 全部

(2) 入渠期間長期に亘る場合 全部

(3) 「タンク」若しくは格納所附近に工事を行ふ場合又は「タンク」若しくは格納所の温度過度に上昇の虞ある場合

当該「タンク」又は格納所に格納のもの 全部

(ニ) 装載の短艇及び搭載の航空機 全部

(ホ) 適宜の物件

第 1 号に規定する最大平均喫水を得る為の適宜の物件 所要量残留の重量物は艦内に成るべく均等ならしめ局所に重量を集中せしめざるを要す

第 68 条 入渠及び出渠の場合艦船の操縦は自力を以て之を行ふ場合を除くの外海軍港務部長之を行ふものとす、艦船長及び海軍工廠長は海軍港務部長の入渠及び出渠作業に助力すべし
艦船長は渠水排除中海軍工廠長の要求あるときは直に艦の傾斜及びトリム変更の手段を講ずべし

第 69 条 海軍工廠長は艦船の入渠中左の工事を施行すべし、但し状況によりその一部を施行せざることを得

1 全排水の場合

没水部の清掃及び塗換

推進器及び同軸系の検査

第 68 条 入渠艦船の操縦並びに渠水排除中艦の傾斜及び「トリム」の変更に關し新に規定す

(注 1) 港務部長の操縦は入渠作業にありては艦船を渠中の定位置に達せしむる迄、出渠作業にありては艦船の航進を開始せしむる時よりとす

(注 2) 入渠作業に対しては艦船渠口に近づきし時より、出渠作業に対しては艦船全く渠口を離る迄工作庁長は港務部長に助力すべきものとす

第 69 条 入渠の際同時に行ふべき修理工事につき新に規定す

(注 1) 本条に規定する工事は艦船長之を工作庁長に請求するを要せず

(注 2) 諸検査の結果修理等の工事を必要とすることを発見したるときは之を行ふべきものとす、この場合艦船長は当該工事の請求手続をなすを要せず

吸水口、排水口その他艦外部に通ずる部分の検査
 発射管門扉及び前扉の検査
 水中聴音機、水中信号儀、探信儀、艦底測程儀等の艦外部に通ずる部分及び艦外に突出する部分の検査
 方位盤類検査（やむを得ざる場合）
 弾火薬庫海水弁、注水弁及び弁棒の外観及び作動検査

2 半排水の場合
 没水部の露出部の清掃及び塗換
 方位盤類検査

第 70 条 艦船出渠したるときは海軍工廠長は艦船入渠記録を調製し一通を当該艦船長に送付すべし、但し新造艦船に在りては引渡の際一括之を送付するものとする
 入渠艦船の本籍鎮守府に属せざる海軍工廠において入渠せしめたる場合に在りては前項の外当該艦船の本籍鎮守府に属する海軍工廠長に艦船入渠記録一通を送付するものとする

第 71 条 鎮守府司令長官は所属海軍工廠の船渠に入渠せんとする艦船に適用すべき入渠艦船処理に関する規程を定むることを得、但し予め海軍艦政本部長に協議すべし

第 72 条 第 54 条及び至第 56 条、第 58 条及び第 59 条の規定は艦船の入渠工事に又第 57 条の規定は臨時入渠の艦船に之を準用す

(注 3) 推進機軸系の検査とは推進軸、軸管遊隙、軸管パッキン等の検査を言ふ
 (注 4) 検査には手入を含まず
 (注 5) 方位盤類とは方位盤照準装置並びに之に類する高射装置、機銃射撃装置等を言ふ

第 70 条 艦船入渠記録の調製、送付につき規定す
 (改) 艦船入渠記録に関する旧第 39 条に左の改正を行ふ
 (イ) 事故ありたる場合の報告は各片処務通則第 34 条の 2 により処理せらるべきものなるをもってその規定を廃す
 (ロ) 入渠記録の提出及び送付先の規定を加ふ
 (注) 艦船入渠記録は艦艇、特務艦艇及び海軍大臣特に指示する雑役船に限り調製するものとする

第 71 条 入渠艦船処理に関する規程の制定手続につき新に規定す
 (制) 規程の内容には技術に関することを包含すべき性質のものにつき艦政本部長に協議を要することに規定す

第 72 条 遠隔地にて行ふ入渠の処理、長期間遠隔地行動艦船に対する入渠の委託、艦船において処理せる入渠の報告及び通知、出渠遅延の場合の処理、入渠工事参考資料の処理、臨時入渠の報告及び通知につき規定す
 (改) 遠隔地にて行ふ修理等の処理に関する旧第 50 条及び旧第 51 条、急速修理等を要し正規の手続により難き場合の処理に関する旧第 53 条、任務行動に支障ある修理等に着手したる場合の処理に関する旧第 59 条の規定中、入渠に関するものに

第 73 条 第 44 条第 2 項、第 65 条、第 66 条、第 69 条及び第 70 条の規定は部外製造所において艦船を入渠せしむる場合に付当該製造所長に之を準用す

第 6 章 船体、機関等の新設、増設、撤去、換装及び改造

工事中出渠期日遅延の場合及び工事参考資料の報告に関する規定を加へ一条文とし修理の場合に準じ改正を加ふ

- (参) 引用条文の内容左の如し
- 第 54 条 遠隔地にて行ふ修理の処理
 - 第 55 条 長期間遠隔地行動艦船に対する修理の委託
 - 第 56 条 艦船において処理せる修理の報告及び通知
 - 第 57 条 任務行動に支障ある修理、着手の報告及び通知
 - 第 58 条 修理工事遅延の場合の処理
 - 第 59 条 修理工事参考資料の処理

第 73 条 部外製造所に艦船を入渠せしむる場合準拠すべき条項につき新に規定す

(注) 第 67 条の準用無きは弾丸、装薬類の積卸は官において為すをもってなり

(参) 引用条文の内容左の如し

第 44 条第 2 項 部外製造所において工事遅延の場合の処理

第 65 条 入渠及び渠中修理検査請求に対する工作庁長の処理

第 66 条 入渠日時のお知らせ

第 69 条 入渠中行ふべき工事

第 70 条 入渠記録の調製

(注) 特定修理及び定例検査は本章の規定により処理すべき限りにあらず

第 6 章 船体、機関等の新設、増設、撤去、換装及び改造

(参 1) 昭和 12 年 8 月 26 日官房機密第 3401 号 工作艦たる特務艦及び特設工作艦たる特設特務艦の工作に関する件

(参 2) 昭和 17 年 3 月 13 日官房機密第 3079 号 大東亜戦争中船体、兵器、機関等の新設、増設、撤去、換装、改造の請求に関する件

(参 3) 昭和 18 年 1 月 29 日官房艦機密第 461 号 大東亜戦争中艦船、特設艦船の船体、兵器、機関等の新設、増設、撤去、換装又は改造の工事に関する件

<p>第 74 条 船体、機関等に新設、増設、撤去、換装又は改造の工事を行はしめんとするときは第 75 条に規定するものを除くの外、第 19 条及び第 20 条又は第 21 条の規定に準じ之を処理せしむ</p> <p>第 21 条の規定により前項の工事を内国部外製造所において施行せしむる場合には海軍艦政本部長は工事要領、完成予定期日等を当該艦船長、その所属長官及び本籍鎮守府司令長官に通知すべし</p> <p>第 75 条 海軍艦政本部長船体、機関等に付新設、増設、撤去、換装又は改造の工事を行ふの必要ありと認むるときはその工事にして第 19 条第 2 項に規定する一般計画要領書に掲げず又は之に変更を来さざる如き軽微のものに限り第 47 条の規定により之を処理することを得</p> <p>第 76 条 庁長、船体、機関等に新設、増設、撤去、換装又は改造の工事を行ふの必要ありと認むるときは工事請求書（第 8 号様式）を調製し左の各号により之を処理すべし</p>	<p>る件</p> <p>(参 4) 昭和 18 年 5 月 7 日官房艦機密第 2174 号大阪警備府附属艦船（特設艦船を含む）の入渠並びに船体、機関、兵器（航空兵器を除く）等の修理、新設、増設、撤去、換装及び改造に関する件</p> <p>第 74 条 重要な新設、増設、撤去、換装及び改造に関する計画並びに工作庁又は内国部外製造所をしてこれら工事を行はしむる場合の手續につき規定す</p> <p>(改) 旧第 40 条の 2 に字句の小改正を加ふ</p> <p>(参 1) 引用条文の内容左の如し</p> <p>第 19 条 艦艇、特務艦艇の計画、提出書類及び変更手續</p> <p>第 20 条 艦艇、特務艦艇の製造発令手續（工作庁製造のもの）</p> <p>第 21 条 艦艇、特務艦艇の製造発令手續（部外製造所製造のもの）</p> <p>第 75 条 艦政本部長の新設、改造等の発令範囲及び手續</p> <p>(参 2) 兵第 33 条、兵第 34 条</p> <p>第 75 条 新設、増設、撤去、換装及び改造の工事につき艦政本部長の発令し得る範囲及びその発令手續につき規定す</p> <p>(改) 旧第 45 条の 2 中新設、増設、撤去、換装及び改造の工事に関するものを一条文とし左の改正を行ふ</p> <p>(イ) 艦船の任務行動に支障を来さざる場合に限り通牒して工事を行ひ得ることに改む</p> <p>(ロ) 工作庁に通牒し内国部外製造所をして工事を行はしむる場合の処理を加ふ</p> <p>(参 1) 引用条文の内容左の如し</p> <p>第 19 条第 2 項 艦艇、特務艦艇の計画提出書類</p> <p>第 47 条 艦政本部長の修理発令手續</p> <p>(参 2) 兵第 35 条</p> <p>第 76 条 新設、増設、撤去、換装及び改造の工事請求手續につき規定す</p> <p>(改 1) 修理等の工事請求に関する旧第 41 条及び旧第</p>
--	---

号	所属等	請求先	経由先又は報告先	写送付先	記事
1	艦隊所属の艦船	本籍鎮守府の海軍工廠長	所属艦隊司令部經由但し所属司令部同所に在らざるときは直接請求し所属長官に報告	本籍鎮守府海軍艦船部	
2	鎮守府所属の艦船	本籍鎮守府の海軍工廠長	本籍鎮守府海軍艦船部經由		
3	警備府附属(所属)の艦船	附属又は本籍警備府の海軍工作部長	附属又は本籍警備府經由	艦艇、特務艦艇に在りては本籍鎮守府海軍艦船部	
4	練習任務の艦船	学校所在地の海軍工廠長	学校所在地の鎮守府海軍艦船部又は警備府經由	本籍鎮守府海軍艦船部	学校所在地を管する鎮守府と艦船の本籍鎮守府同一なるときは第2号による

庁長、前項の請求を為すに当り当該庁の工作能力又は連合作業を以て工事を施行し得と認むるときはその旨付記しその要領を示す程度の略図を添付するものとする

第77条 海軍工廠長、前条の規定により船体、機関等に付新設、増設、撤去、換装又は改造の工事請求を受けたときはその内容を調査し緊要と認むるものに付意見を付し左の事項を記載する工事方案を添附し海軍大臣に進達すべし

- 1 工事要領（重量増減表に見込量を記入し図面を要するものは之を添附す）
- 2 工事日数
- 3 入費調書（造船、造機、砲煩、水雷、機雷、航海、光学、電気、無線、音響、航空別に、工費、材料費、外費及び附属費に区分す）

第78条 前条の規定による進達ありたるときは先ず海軍艦政本部長をして之を調査せしめその工事施行に決したるものは左の各号により之を処理せしむ

- 1 海軍工廠又は内国部外製造所をして工事を施行せしむるものに在りては第74条又は第75条の規定に準じ之を処理せむ

42条中修理及び入渠以外のものを取り纏め一条文とし第48条と同断の改正を加ふ

(改2) 本籍鎮守府の工廠、本籍若しくは附属の工作部、任務地の工廠以外の工廠又は工作部に対しては新設、増設、撤去、換装及び改造の工事は請求し得ざるを建前とす

(注1) 艦装品、機関附属物、工廠物品等を搭載し又はこれらの貸与を受くる場合には左の各号により処理するものとする

(1) 装備等のため工事を必要とするものは総て新設又は増設として処理す

(2) 工事を必要とせざるものは本則の範囲外なるをもって規定せざるも、別段の規定あるものは之により、然らざるものは海軍大臣の認可を受くるを要す

(注2) 旧第53条（急速処理等を要し正規の手續により難き場合の処理及び報告）は新設、増設、撤去、換装及び改造の工事には適用せざることとする

(参) 兵第36条

第77条 新設、増設、撤去、換装及び改造の工事請求に対する工作庁の処理につき規定す

(改) 新設、改造等の施行に関し海軍大臣の認可を受くべき旧第45条第1項の規定に左の改正を行ふ

(イ) 年度別入費額の内訳は工事予定決定せざれば調製し難きにつきその規定を廃す

(ロ) 工事費別に機雷、光学、無線、音響及び航空を加ふ

(注) 意見中には艦内工作等をもって工事施行の能否をも加ふるを要す

(参1) 引用条文の内容左の如し

第76条 新設、改造等の請求手續

(参2) 兵第38条

第78条 新設、増設、撤去、換装及び改造の工事請求進達に対する処理につき新に規定す

(注1) 艦内工作等をもって工事を施行せしむる場合には工作庁をして工事用図面を〇〇送付せしめ請求元庁は之に基き工事を施行するものとする

(注2) 材料供給には部分品の作製供給を含む

2 請求元庁をして工事を施行せしむるものに在りては海軍艦政本部長をして海軍工廠長に通牒し材料を供給せしめその指導により請求元庁において之を施行せしむ

第 79 条 海軍工廠長、船体、機関等の新設、増設、撤去、換装又は改造の工事訓令又は通牒に指定する期日迄に工事完成の見込なしと認むるときは速に艦船工事完成期日変更に関する書類（第 6 号様式）を調製し海軍大臣又は海軍艦政本部長に具申すべし
監督長、内国部外製造所において施行する前項の工事にして之が契約指定期日迄に完成の見込なしと認むるときは第 44 条第 2 項の規定に準じ之を処理すべし

第 80 条 海軍工廠長、船体、機関等に付、新設、増設、撤去、換装又は改造の工事完成したるときは速に之が完成図面及び必要と認むる成績表等を調製し第 28 条第 1 項及び第 2 項又は第 37 条の規定に準じ之を提出又は送付すべし、艦船要目簿、艤装品目録、機関附属物目録等に異動を生じたる場合の改正手続に付また同じ
前項の外、海軍工廠長は速に完成重量増減表を調製しその一通を海軍艦政本部長に提出し、艦船他の鎮守府を本籍とする場合には当該鎮守府の海軍工廠長に之が原紙を送付すべし
前 2 項の規定は内国部外製造所をして第 1 項所定の工事を施行せしめたる場合に付、当該製造所長に之を準用す

(注 3) 請求元庁工事を施行する場合には工作庁の調製交付する図面指示の通に工事を施行するものとす

(注 4) 工事不施行に決したるものは簡單なる理由とともに大臣訓令による種類の工事は省副官より又艦政本部長の通帳によるべき種類の工事は艦政本部よりその旨工廠に通知す、工廠はこれを請求元に通知するものとす

(参 1) 引用条文の内容左の如し
第 74 条 重要なる新設、改造等の計画及び発令手続
第 75 条 艦本長の新設、改造等の計画及び発令手続
第 76 条 新設、改造等の請求に対する工作庁長の処理

(参 2) 兵第 39 条

第 79 条 新設、増設、撤去、換装及び改造の工事につき訓令、通牒又は契約の期日に遅延の虞ある場合の処理につき新に規定す

(注) 艦船工事完成期日変更を具申する場合委託工事にありては委託元を経由するものとす

(参) 引用条文の内容左の如し
第 44 条第 2 項 部外製造所における機関製造工事遅延の場合の処理

第 80 条 新設、増設、撤去、換装及び改造工事の完成図書及び重量増減表の調製、提出及び送付並びに艦船要目簿等の改正に関することを規定す

(改) 新設、改造等の工事完成したる場合管制書類及び重量増減表を調製提出すべき旧第 45 条第 2 項並びに艦船要目簿等の異動通知に関する旧第 47 条の規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 提出送付先を新造の場合と同様に改む

(ロ) 入費決算書は海軍工作庁工事費整理規則に定むる所により処理すべきものなるを以てその規定を廃す

(ハ) 内国部外製造所をして工事を施行せしめたる場合の処理を加ふ

(ニ) 工事の着手及び完成は第 13 条に規定する工事月報又は工事完成期日変更具申書類等

<p>第 81 条 第 40 条の規定は機関、艀装品、機関附属物等の改造の場合に、第 54 条及び第 59 条の規定は艦船、機関等の新設、増設、換装及び改造の場合に、第 53 条の規定は艦船装載短艇、艀装品等の引換又は換装の場合に之を準用す</p>	<p>により之を知悉し得るが故にその規定を廃す</p> <p>(参 1) 引用条文の内容左の如し 第 28 条第 1 項及び第 2 項 艦艇、特務艦艇の完成図書の処理 第 37 条 雑役船の完成図書の処理</p> <p>(参 2) 兵第 40 条</p>
<p>第 82 条 艦船に大なる改造を行ふ場合には第 2 章の規定に準じ之を処理せしむ</p> <p>第 83 条 海軍工廠長は毎年 1 月 31 日迄に海軍工廠及び内国部外製造所において艦艇、特務艦艇（海軍大臣特に指定する雑役船を含む）に就き施行したる船体、機関等の新設、増設、撤去、換装及び改造の工事に付、保管完成図書の原図を訂正し左の各号により処理すべし</p> <p>1 第 2 号表乃至第 5 号表中指定するものは写を調製し第 28 条第 1 項の規定に準じ 4 月 30 日迄に之を関係各部に提出又は送付す</p> <p>2 第 2 号表乃至第 5 号表中指定せざるものにして重要なる訂正あるもの又は訂正多きものは</p>	<p>第 81 条 新設、増設、撤去、換装及び改造の工事につき製造、修理等の規定中準用すべきものにつき規定す</p> <p>(改) 遠隔地にて行ふ修理等の処理に関する旧第 50 条中新設、改造等に関する規定並びに他艦船部隊の短舟等流用に関する旧第 49 条中引換の規定に、機関等の改造計画手続及び新設、改造等の工事参考資料の処理に関する規定を加へ一条文とす</p> <p>(注) 急速修理等の必要ある場合所属長官又は艦船長において適宜処理し得たる旧第 53 条の規定中、新設、増設、撤去及び換装の工事に関しては之を行はしめざることとす</p> <p>(参 1) 引用条文の内容左の如し 第 40 条 機関の計画手続 第 53 条 短艇、艀装品、機関附属物等の流用 第 54 条 遠隔地にて行ふ修理の処理 第 59 条 修理工事参考資料の処理</p> <p>第 82 条 大改造艦船は新造艦船に準じ処理するの必要あるにつき新に規定す</p> <p>(注) 引用条文の内容左の如し 第 2 章 艦船の製造</p> <p>第 83 条 完成図書の原図の訂正、提出及び送付につき新に規定す</p> <p>(参) 引用条文の内容左の如し 第 28 条第 1 項 艦艇、特務艦艇の完成図書の処理 第 37 条 雑役船の完成図書の処理</p>

前号に準ず

前項の規定は第 37 条に規定する雑役船の完成図書に付之を準用す

第 7 章 艦船公試、艦船試験、船体試験及び機関試験

第 1 節 通則

第 84 条 艦船を新造したるときはその諸性能を検定しかつ将来の計画資料として諸要素を検知するため本章の規定により艦船公試又は艦船試験並びに船体試験及び機関試験を施行するものとする
既成の艦船に特定修理若しくは定例検査を行いたるとき又はその船体、機関等に新設、改造等の工事を施行し本章各条に規定する場合また前項に同じ

第 85 条 艦船公試及び艦船試験の種類及び施行区分を左のごとく定む

1 艦船公試（試験）の種類

種類	細別	記事
運転公試（試験）	標柱間公試(試験)、続航公試(試験) 後進力公試(試験)、終末運転公試	終末運転公試は新造の艦艇、特務艦艇及び海軍大臣特に指示する雑役船につき之を行ふ
惰力公試（試験）		
旋回公試（試験）		
重心公試（試験）	(イ) 船殻重心公試(試験)、軽荷重心公試(試験)、完成重心公試(試験) (ロ) 改造重心公試(試験) (ハ) 定例重心公試(試験)	(イ)の公試(試験)は新造艦船につき之を行ふ (ロ)及び(ハ)の公試(試験)は既成艦船につき之を行ふ
動揺公試（試験）		
操舵公試（試験）		
投揚錨公試（試験）		

第 7 章 艦船公試、艦船試験、船体試験及び機関試験

(参 1) 昭和 17 年 2 月 16 日官房機密第 2028 号 戦時新造艦艇、特務艦艇性能審議一部簡略に関する件

(参 2) 昭和 18 年 3 月 23 日官房艦機密第 1345 号 艦船造修規則及び兵器造修規則による諸公試、諸試験中一部省略実施要領

第 84 条 艦船公試、艦船試験、船体試験及び機関試験を行ふ場合及びその目的につき規定す

(改) 公試の目的につき規定せる旧第 56 条に左の改正を行ふ

(イ) 公試を艦船公試に改む

(ロ) 艦船公試に準ずべき艦船試験に関することを加ふ

(ハ) 船体試験及び機関試験を行ふことを明確にす

(ニ) 特定修理若しくは定例検査を行ひ又は新設、改造等の工事を行ひたる場合の公試及び試験に関することを加ふ

(参) 兵第 50 条

第 85 条 艦船公試及び艦船試験の種類及び之が施行区分につき規定す

(改) 公試及び修理運転の分類を規定せる旧第 56 条の 2 に左の改正を行ふ

(イ) 名称を総て「い公試」に改む、但し艦船試験として施行する場合には「いい試験」の名称を用ふるものとす

(ロ) 公試運転の一部なりし惰力試験を単独の公試とす

(ハ) 新に注排水公試を加ふ

(ニ) 艦船公試及び艦船試験の施行区分を加ふ

(注) 海軍大臣特に指示する雑役船とは第 31 条に規定するものを言ふ

注排水公試（試験）		
潜航公試（試験）	普通潜航公試（試験）、深深度潜航公試（試験）、終末潜航公試	終末潜航公試は新造潜水艦につき之を行ふ
騒音公試（試験）		

2 艦船公試（試験）の施行区分

(イ) 新造又は既成の艦艇、特務艦艇及び海軍大臣特に指示する雑役船（以下単に艦艇、特務艦艇と称す）

艦船公試を行ふ

(ロ) 新造の雑役船 [(イ) に掲げるものを除く 以下同じ]

艦船試験を行ふ

(ハ) 既成艦船

本章の規定に従い艦船試験を行ふ

第 86 条 艦船公試は当該関係工事終了後之を施行するものとする 但し左の公試は完成公試状態（潜水艦に在りては終末運転公試及び終末潜航公試は完成満載標準状態その他の公試は完成常備標準状態）において之を施行するものとする

完成重心公試

動揺公試

旋回公試

終末運転公試

終末潜航公試

砲煩公試（装備発射及び方位盤発射）

特殊の事情により前項の規定により難き場合には第 87 条に規定するものを除くの外 海軍工廠製造の艦船に在りては当該海軍工廠の所属鎮守府司令長官は海軍艦政本部長に協議し内国部外製造所製造の艦船に在りては当該海軍工廠長は海軍艦政本部長に認可を受け之を処理するものとする

第 87 条 海軍工廠において製造の艦船につき所定搭載物件の入手遅延その他やむを得ざる事情ある場合に

第 86 条 艦船公試を施行する場合の工事の状況及び艦船の状態につき規定す

(改) 旧第 56 条の 3 の規定に第 87 条の新制定に伴ふ改正を加ふ

(参 1) 完成公試状態については昭和 10 年内令第 114 号艦船（潜水艦を除く）各種状態における搭載物件重量配分標準参照
右標準第 8 号に左の如く規定す

新造（改造、修理）の全工事完了し本標準に規定する搭載量を定位に搭載せる状態を新造（改造、修理）完成満載（公試、軽荷）状態と称す

(参 1) 完成満載標準状態については昭和 13 年内令第 893 号潜水艦各種状態における搭載物件重量配分標準参照

(参 3) 兵第 52 条

第 87 条 代用重量物の処理に関し新に規定す

(制) 旧第 56 条の 3 においては代用重量物の搭載につ

は海軍工廠長は左表により代用重量物を定位に搭載し所定状態に調定することを得、但し飛行機その他のものの代用重量物を定位に搭載すること困難なるものに在りては重量重心を一致せしむる手段を講じ定位搭載に代うることを得

所定物件	代用重量物
火薬火工兵器	弾火薬庫に搭載し差支無き適宜の代用重量物 但し弾丸はなしえる限り代用弾（砂填弾）をもってするものとす
飛行機	適宜の代用重量物 但し半数以上はなしえる限り同種類の実用機又は廃機をもってするものとす
重油	艦船（潜水艦を除く） 真水 但し補給用のものは海水となすことを得 潜水艦 海水
石炭	適宜の石炭
軽質油（飛行機用を除く） 潤滑油	真水
被服、糧食	適宜
その他	計量かつ少量なるものに限り適宜
記事	爆風、振動等の影響ありと認むる箇所に搭載する代用重量物はなしえる限り現品と同一性質のものと為すを要す

部外製造所において製造の艦船につき所定搭載物件の入手遅延その他やむを得ざる事情ある場合には当該製造所長は監督長の認可を受け前項の規定に準じ処理することを得
前二項の場合海軍工廠長又は部外製造所長はその詳細を海軍艦政本部長に報告すべし

第 88 条 海軍艦政本部長は関係所属長官と協議の上左の各号の職員より審議委員を任命し新造の艦艇、特務艦艇等の性能を審議せしむべし、但し当該艦船の製造又は装備兵器の製造若しくは装備に直接従事したる者は審議委員に任命せざるものとす

- 1 海軍艦政本部職員（監督官を除く）
- 2 海軍航空本部職員（造兵監督官を除きかつ飛行機搭載の場合に限る）
- 3 公試施行の鎮守府部下職員又は海軍艦政本部造船（造兵）監督官及び海軍航空本部造兵監督官（飛行機搭載の場合に限る）
- 4 当該艦船の職員
- 5 海軍省軍務局、軍令部その他必要と認むる庁の職員、但し同型艦船中の第 2 艦以降の場合には任命せざることを得

前項の規定は船体、機関又は兵器装備に大なる改造を加え之が性能を審議するの必要ありと認む

いてはその都度艦政本部長の同意又は認可を要することに規定したるも一定の標準によることを得るが故に之を明示しその範囲において処理せしむることとし昭和 10 年艦本機密第 3857 号新造艦船の公試における搭載物件の充当に関する件に改正を加へ本条とす

(注) 装備工事を要するものは本条を適用するの限りにあらず

第 88 条 審議及び審議委員の任命に関することを規定す

(改) 旧第 61 条中審議及び審議委員の任命に関する規定を一条文として左の改正を行ふ

- (イ) 審議は艦船としての制帽を審議するものなるをもって兵器装備に関しても一括之を規定す
- (ロ) 航空本部職員及び航空本部監督官を一定の条件の下に審議委員に加ふ
- (ハ) 第 1 号の職員は常に審議委員に任命することとし第 5 号の職員は同型の第 2 艦以降の艦船（官民製造所を通じ）に対しては審議委員に任命せざるも差支無きことに改む
- (ニ) 改造艦船についても要すれば適用のことに改む

(注) 第 5 号の「その他」は軍需局、水路部等の如き

る艦艇、特務艦艇等につき之を準用す

第 89 条 審議委員は艦船公試及び兵装公試の成績に徴し、主として左の事項を審議し艦船の就役に適するや否やを検討するものとする

復原性能
運動性能
潜航性能
船体強度
一般兵装艤装

第 90 条 審議のため審議委員は左の公試に立会するものとする

完成重心公試
動揺公試
旋回公試
終末運転公試
終末潜航公試
砲煩公試（装備発射及び方位盤発射）
航空兵装公試（航空母艦及び水上機母艦に対する発着艦試験）

海軍艦政本部長必要と認むるときは前項に規定せざる艦船公試及び兵装公試に審議委員を立会せしむることを得、この場合に在りては海軍艦政本部長はその旨速に当該艦船製造の鎮守府司令

を言ふ

(参 1) 昭和 10 年官房第 1837 号 審議委員の事務援助の件

艦船造修規則及び兵器造修試験検査規則の改正により艦船の公試に対し公試成績及び艦の性能審議のため審議委員を任命せらるることと相成候處委員はその数少く且短時日の間に成績の調査及び審議を要するについては之が任務の円滑なる遂行を期せしむるため委員の要求に応じ当該艦船、海軍工廠又は私立製造所の職員をして調査及び事務上必要なる援助をなさしむるよう取計相成度

(参 2) 兵第 53 条（一部）

第 89 条 審議委員の任務に関し規定す

(改) 旧第 61 条中審議委員の任務に関する規定を一条文としその任務を詳細明確ならしめる

(参) 兵第 53 条（一部）

第 90 条 審議委員の立会すべき公試に関し規定す

(改) 旧第 61 条中審議する公試に関する規定を一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 記載の公試には審議委員立会すべきものなることを明にす

(ロ) 立会すべき公試に終末潜航公試を加ふ

(ハ) 艦政本部長の必要と認むる公試に審議委員を立会せしむる場合の手續を明確にす

(注) 発着艦試験とは射出機公試中射出試験、飛行機着艦装置公試中制動試験の謂なり

(参) 兵第 53 条（一部）

長官又は部外製造所長に通知すべし

第 91 条 海軍工廠造修中の艦船、その艦船公試の施行期日を予定し得る時機に達したるときは海軍工廠長はその施行期日を予定し之を鎮守府司令長官に具申すべし

第 92 条 鎮守府司令長官、前条の具申を受けたときは左の各号につき処理すべし

- 1 艦船公試の施行期日を定め速に之を海軍大臣に報告するとともに海軍艦政本部長及び海軍工廠長に通知す
- 2 海軍艦政本部長と協議し艦船公試実施方案を定む、但し同一建造所において造修する同型艦の第 2 艦以降の艦船公試実施方案は之を実施期日前送付するものとし協議をなすを要せず
- 3 第 93 条の規定により公試委員を任命し艦船公試を施行せしむ

第 91 条 艦船公試に関し工作庁長の処理につき規定す
(改 1) 旧第 62 条中第 1 項の工廠長の公試施行予定期日の具申に関する規定を一条文とす
(改 2) 第 92 条において公試施行期日は鎮守府司令長官之を定め艦政本部長等に通知のことに規定したるをもって旧第 66 条中工廠長より艦政本部長に公試施行確定期日通報の規定を廃す
(参) 兵第 55 条第 1 項

第 92 条 艦船公試に関し鎮守府司令長官の処理につき規定す
(改 1) 旧第 62 条第 2 項中公試委員の任命及び公試の実施に関する規定並びに旧第 63 条第 1 項の公試施行予定期日の報告及び実施方案の制定に関する鎮守府司令長官の処理並びに旧第 66 条中公試施行期日の通報に関する工廠長の処理に関する規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 公試施行期日は鎮守府司令長官之を定めることとす、従て旧第 66 条の公試施行期日の通報は鎮守府司令長官之を行ふことに改め尚工廠長に通知の規定を加ふ
(ロ) 審議委員の立会すべき公試の施行期日については十分なる余裕をもって通報すべきは当然のことにつき旧第 66 条但書の規定を廃す
(改 2) 公試施行期日を報告通知するが故に之を変更したる場合報告及び通知すべきは当然につき旧第 64 条中鎮守府司令長官に関する規定を廃す
(注 1) 公試施行期日は十分なる余裕をもって報告通報するものとし之を変更する場合には要すれば電報又は電話をもってする等機宜の処置を採るものとする
(注 2) 公試の実施に当りては同型各艦の成績の総合比較検討及び審議上の必要等のためその実施細目に関し計画及び審議の責任者たる艦政本部長は方法の追加、修正等の要求をなす場合あるにつき実施方案は艦政本部長と協議の上之を定む

第 93 条 鎮守府司令長官は左の職員を艦船公試委員に任命するものとする

- 1 第 94 条に規定する職員
- 2 当該艦船の職員中必要と認むるもの
- 3 部下職員中必要と認むるもの

艦船他の所属なる場合においては鎮守府司令長官は前項第 2 号所定の職員を艦船公試委員に任命したる旨、その所属長官に通知すべし

第 94 条 海軍工廠の造修する艦船に付艦船公試を行ふ場合の公試主任官は左の職員を以て之に充つるものとする

艦船公試の種類	公試主任官	
	新造艦船	既成艦船
運転公試	海軍工廠長の指定する造機部職員、但し電動機関係のみの場合に在りては造兵部職員又は電気部職員	機関長又は鎮守府司令長官の指定する機関科士官 但し機関を換装し又は之に大なる改造を加えたる場合には新造艦船の場合に同じ
惰力公試	海軍工廠長の指定する造船部職員	航海長又は鎮守府司令長官の指定する兵科士官
旋回公試		海軍工廠長の指定する造船部職員
重心公試		
動揺公試		
操舵公試		航海長又は鎮守府司令長官の指定する兵科士官

ることに規定す、従て

- (イ) 艦政本部長は公試実施上希望ある場合には速に照会し実施方案の調製を容易ならしむること
- (ロ) 鎮守府司令長官は速に実施方案を立案せしめ変更希望に関し交渉の余裕あるごとく協議すること
- (参) 引用条文の内容左の如し
第 91 条 公試に関する処理 (工作庁長)
第 93 条 公試委員の任命 (工作庁造修の艦船)

第 93 条 艦船公試委員の任命に関し規定す

- (改) 旧第 62 条第 2 項及び第 3 項中公試委員に任命すべき者に関する規定を一条文とす
- (注 1) 公試委員の任命報告は人事関係事項なるをもって本則においては之に関し規定せず
- (注 2) 雑役船 (大臣の特に指示するものを除く) は艦船公試を行はざるをもって (第 85 条参照) 之に対し公試委員を任命することなし
- (注 3) 本条に規定する以外の者を任命する場合には特令す
- (参 1) 引用条文の内容左の如し
第 94 条 公試主任官、艦の指揮者、運転指揮者 (工作庁造修の艦船)
- (参 2) 兵第 55 条第 2 項

第 94 条 工作庁造修艦船の公試主任官並びに艦の指揮者及び運転指揮者につき規定す

- (改) 旧第 61 条の 2 に左の改正を行ふ
- (イ) 既成艦船の公試主任官は艦船の職員をもって之に充つるを原則とす
- (ロ) 艦船の指揮者及び運転指揮者を定む
- (ハ) 電動機関係のみの新造艦船の運転公試主任官を造兵部 (電気部) 職員に改む
- (注) 本条の規定において鎮守府司令長官の指揮者、運転指揮者及び主任官を指定するは艦船長、機関長等の職にあらざるか又は事故その他によりその職を執ること能はざる場合に限るものとする
- (参) 兵第 54 条 (一部)

投揚錨公試		運用長又は鎮守府司令長官の指定する兵科士官
注排水公試		工作長又は鎮守府司令長官の指定する士官
潜航公試		水雷長又は鎮守府司令長官の指定する士官
騒音公試	海軍工廠長の指定する造兵部職員	海軍工廠長の指定する造兵部職員

前項の場合 艦船の指揮は艦船長又は鎮守府司令長官の指定する兵科士官又機関の運転指揮は前項に規定する運転公試の主任官之を為すものとす

第 95 条 首席公試委員は担当の艦船公試委員以下を督し当該艦船公試の実施を指導するものとす
公試主任官は首席公試委員を補け当該艦船公試の実施、成績調査等の業務に関しその主任となるものとす
前項以外の艦船公試委員以下は首席公試委員の命を受け当該艦船公試の準備、実施、成績表の調製等に当るものとす

第 96 条 内国部外製造所造修中の艦船、その艦船公試の施行期日を予定し得る時機に達したるときは当該製造所長は監督長と協議の上左の各号に付処理するものとす

1 新造艦船の場合

- (イ) 艦船公試施行期日を定め速に海軍艦政本部長に報告す
- (ロ) 艦船公試実施方案を海軍艦政本部長に提出しその認可を受くべし、但し同一建造所において造修する同型艦の第 2 艦以降の艦船公試実施方案は之を実施期日前提出するものとし認可を受くるを要せず
- (ハ) 適当なる所員を指定して艦船公試を実施せしむ

2 既成艦船の場合

- (イ) 艦船公試施行期日を定め速に海軍艦政本部長及び当該艦船の所属鎮守府の海軍工廠長（海軍工廠と契約したる場合に在りては当該海軍工廠長）に報告す
- (ロ) 艦船公試実施方案を海軍艦政本部長（海軍工廠と契約したる場合に在りては当該海軍工廠長を経由）に提出しその認可を受くべし、但し同一建造所において造修する同型艦の第 2 艦以降の艦船公試実施方案は之を実施期日前提出するものとし認可を受くるを要せず

第 95 条 艦船公試委員の任務を明確ならしむるため新に規定す

第 96 条 艦船公試に関し内国部外製造所長の処理につき規定す

- (改 1) 旧第 61 条の 3 中私立製造所施行の公試の実施者、旧第 63 条第 2 項の公試施行予定期日の報告及び実施方案の調製に関する私立製造所長の処理並びに旧第 66 条中公試施行期日の通報に関する私立製造所長の処理に関する規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
 - (イ) 公試施行期日は監督長と協議決定することとし艦政本部長の承認を要せざることに改む
 - (ロ) 艦政本部長に対する公試施行確定期日は予定期日と一致の場合あらためて報告の必要なきにつき旧第 66 条中私立製造所長に関する規定を廃す
 - (ハ) 審議委員の立会すべき公試の施行期日については十分なる余裕をもって報告すべきは当然のことにつき旧第 65 条但書の規定を廃す
 - (ニ) 既成艦船については経理局と契約したる場合と工廠と契約したる場合とを区別し処理を明確にす

(ハ) 適当なる所員を指定して艦船公試を実施せしむ

第 97 条 内国部外製造所において艦船公試を施行する場合、艦船の指揮及び機関の操縦は左の各号によるものとす

1 新造艦船の場合

当該製造所の指定する所員之を行ふ

2 既成艦船の場合

(イ) 艦船の指揮

艦船長又は鎮守府司令長官の指定する兵科士官之を行ふ

(ロ) 機関の操縦

機関を換装し又は之にその性能を変更する如き大改造を加へたる場合には当該製造所の指定する所員之を行ふものとしその他の場合には当該艦船の乗員之を行ふ

前項の場合当該製造所より艦船の指揮又は機関の操縦に付願出ありたるときは艦船の指揮については艀装員長機関の操縦については艀装員又は当該艦船乗員之に当ることを得、この場合に在りては艀装員長又は艦船長はあらかじめ（所属長官を經由し）海軍艦政本部長（海軍工廠と契約したる場合に在りてはその属する鎮守府司令長官）の認可を受くべし

第 98 条 鎮守府司令長官艦船公試をその部下において施行し能はざるか又は他の鎮守府において施行するを便宜と認むるときは之を他の鎮守府司令長官に委託することを得、この場合においては委託元鎮守府司令長官はその旨速に海軍大臣に報告すべし

第 99 条 戦時事変等に際し本章に規定する艦船公試を施行するのいとまなきときはその必要と認むるものみに付艦船公試を施行せしむ

(改 2) 公試施行期日を報告するが故に之を変更したる場合報告を要するは当然のことにつき旧第 64 条中私立製造所長に関する規定を廃す

(注) 部外製造所において行ひたる工事につき公試施行の必要あるときは当該製造所長をして之を施行せしむる建前なり

(参) 兵第 56 条

第 97 条 内国部外製造所の行ふ艦船公試における艦船の指揮及び機関の操縦につき規定す

(改) 旧第 61 条の 3 中艦船の指揮及び機関の操縦に関する規定を一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 機関操縦の実施区分を明にす

(ロ) 機関の操縦につき願出の場合の処理を明にす

(注) 部外製造所運転公試を行ふ場合には公試委員を任命するの要なし

(参) 兵第 54 条（一部）

(参 2) 昭和 18 年 11 月 9 日官房艦機密第 5641 号 戦時内国部外製造所において建造する潜水艦の諸公試試験の特令の件

第 98 条 艦船公試の委託に関し規定す

(改) 旧第 65 条に字句の小改正を加ふ

(参) 兵第 59 条第 1 項

第 99 条 戦時事変等の場合における艦船公試の処理方針に関し新に規定す

(注) 戦時事変等の場合においても艦船公試はなし得

<p>第 100 条 内国部外製造所の委託により官において艦船公試を施行する場合には第 91 条乃至第 95 条及び前条の規定により之を処理するものとす</p> <p>第 101 条 外国において製造する艦船は当該製造所長をして実施方案を調製し監督長の承認を受けしめ之に基き艦船試験を行はしむるものとす 海軍艦政本部長は前項に規定する実施方案の承認条件に付あらかじめ監督庁に指示するものとす 前 2 項の規定は外国において親切、改造、修理等を行ひたる艦船に付之を適用す</p> <p>第 102 条 外国において造修したる艦船我国に到着したるときは 6 月以内に艦船の本籍鎮守府において本章の規定により艦船公試を施行せしむるものとす、但し前条第 1 項の規定により施行したる艦船試験をもってその艦船公試の一部又は全部に代ふることあるべし</p> <p>第 103 条 本則及び兵器造修規則に規定する諸公試終了し、本則第 156 条乃至第 159 条及び兵器造修規則第 122 条乃至第 124 条に規定する報告又は通知を受領したるときは海軍艦政本部長は当該艦船の計画その他に徴し速に之が成績を判定し左の各号により之を処理すべし</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就役に適すると判定したるときは速に之を海軍大臣に報告するとともに当該公試の施行場所海軍工廠なるときはその工廠所属鎮守府司令長官に通報し部外製造所なるときは艦船長、防備隊司令又は艤装員長、監督長及び製造所長に通知す 2 就役に適せずと判定したるときはその旨速に海軍大臣に報告するとともに之が改造案を提 	<p>る限り規定通施行する立前なり (参) 兵第 59 条第 2 項</p> <p>第 100 条 内国部外製造所よりの委託により官において艦船公試を施行する場合の手續につき新に規定す (参) 引用条文の内容左の如し 第 91 条 公試に関する処理 (工作庁長) 第 92 条 公試に関する処理 (鎮守府司令長官) 第 93 条 公試委員の任命 第 94 条 公試主任官、艦の指揮者、運転指揮者 (工作庁造修の艦船) 第 95 条 公試委員の任務 第 99 条 戦時事変等の場合における公試の処理方針</p> <p>第 101 条 外国製造所において造修する艦船の艦船試験に関し新に規定す</p> <p>第 102 条 外国製造所において造修したる艦船の艦船公試に関し新に規定す (参 1) 引用条文の内容左の如し 第 101 条第 1 項 外国製造艦船の艦船試験 (参 2) 兵第 60 条</p> <p>第 103 条 就役適否の判定及びその処置に関し規定す (改) 旧第 67 条の 5 の規定に兵装公試に関する諸成績をも判定の資料とすることを明確ならしむるためその規定を加ふ (参) 引用条文の内容左の如し 第 156 条乃至第 159 条 科暗線公試に関する諸報告の処理 兵器造修規則第 122 条乃至第 124 条 兵装公試に関する諸報告</p>
--	---

出するの外前号により通知す

前項第2号の場合には改造の上更に必要なる公試を施行せしむ

第104条 艦船試験は艦船を製造し又は船体、機関等に大なる改造、新設、修理等を行ひ艦船公試を行はざる場合特に規定するを除くの外、海軍艦政本部長をして指示せしむるものに限り左の各号により之を施行するものとす

- 1 本章第2節乃至第11節に規定する方法に準じ海軍工廠長又は部外製造所長（監督長の承認を要す）、之が実施方案を定め之を行ふものとす、但し艦船試験実施方案に関し海軍艦政本部長の指示するものは之による
- 2 海軍工廠又は部外製造所の職員、監督官及び当該艦船職員若しくは艀装員立会の上之を行ふものとし委員を置かず
- 3 成績の判定は海軍工廠長又は監督長之を行ふものとし使用に適せずと判定したるときは海軍艦政本部長の指示を受け之を処理するものとす

第105条 船体試験は艦船を製造し又は船体、艀装に大なる改造若しくは修理を行ひたる場合左の各号により之を施行するものとす

- 1 海軍艦政本部長の指示するものは之によるの外、海軍工廠長又は部外製造所長（監督長の承認を要す）適宜実施方案を定め之を行ふ
- 2 監督官及び当該艦船職員又は艀装員は之に立会す
- 3 船体試験を行ふもの左の如し
 - 防水、油密、気密区画試験
 - 注排水諸装置試験
 - 操舵装置試験
 - 消防装置試験
 - 通風装置試験
 - 冷却装置試験
 - 防毒装置試験

第104条 艦船試験に関し新に規定す

- (制1) 艦船公試を行はざる場合と雖もその工事の適否を調査検討し成績を整理しておくこと必要なるにつき旧第98条に規定せる修理運転以外のものにありても要すれば艦船試験を施行するの制を設く
- (制2) 本試験の施行については旧第98条の規定（工廠長関係各庁と協議）によらず総て艦政本部長をして指示せしむることとす
- (制3) 委員については旧第62条第2項但書（雑役船の公試には公試委員を任命せず）の規定を採用す
- (注) 「特に規定するもの」とは雑役船及び艦船搭載短艇の艦船試験の謂なり
- (参) 兵第63条

第105条 船体試験に関し新に規定す

- (制) 従来行ひ居れる船殻及び艀装に関する諸試験につき規定しそのよる所を明にす
- (注) 本条第3号に規定する試験名称は総括的のものにして例へば搭載諸装置試験中には揚艇棹、ダビッド、起重機等の試験を含むが如し

搭載諸装置試験

エレベータ起倒諸装置試験

その他海軍艦政本部長の指示するもの

第 106 条 機関試験は艦船に機関を装備し又は装備の機関に大なる改造若しくは修理を行ひたる場合左の各号により之を施行するものとする

- 1 本則に規定し又は海軍艦政本部長の指示するものは之によるの外、海軍工廠長又は部外製造所長（監督長の承認を要す）適宜実施方法を定め之を行ふ
- 2 監督官及び当該艦船職員又は艀装員は之に立会す
- 3 機関試験として行ふもの左の如し

缶安全弁試験

補助機械試験

軸系回転力率試験

通風装置試験

蒸気漏洩試験

タービン嵌合試験

発停試験（内火主機械を装備せる艦船のみ）

その他海軍艦政本部長の指示するもの

第 107 条 新造艦船に就き行ふ艦船公試中、運転公試（終末運転公試を除く）、惰力公試及び旋回公試はその方法を分ちて甲法及び乙法の二種とす、甲法は機関その他に著しき相違なき同型艦船の第 1 艦に、乙法は第 2 艦以下のものに適用するを例として之が適用に関しては海軍艦政本部長をして之を指示せしむ

第 108 条 既成艦船の艦船公試において最高発生力量を指定する場合にはその指定全力は本章の規定中公試全力として之を適用するものとする、分力に付また同じ

第 106 条 機関試験に関し新に規定す

(制) 従来行ひ居れる諸試験につき規定しそのよる所を明にす

(注) 本条第 3 号に規定する試験名称の総括的なるは第 105 条の場合に同じ

第 107 条 艦船公試にして方法 2 種あるもの及び之が適用に関し規定す

(改) 旧第 67 条に字句の小改正を加ふ

第 108 条 公試最高発生力量を指定する場合の本章規定力量の適用に関し規定す

第 109 条 本則において指定する力量等の解説左の如し

- 1 過負荷全力とは主機械計画全力を確認する運転において発生する力量をいい、戦艦に在りては主機械計画全力の 100 分の 10 その他の艦船に在りては 100 分の 5 増とす
- 2 公試全力とは主機械の計画全力を基準として発生する力量を言ふ
潜水艦に在りては補助発電機械を併用する場合と然らざる場合とに区別し前者を特殊公試全力、後者を公試全力と言ふ
- 3 公試全力 10 分の 1 乃至 10 分の 9 とは主機械計画全力の各 10 分の 1 乃至 10 分の 9 を基準として発生する力量を言ふ
- 4 巡航全力とは巡航用機関を使用しその計画最大力量を基準として発生する力量を言ふ
- 5 巡航許容回転数とは巡航「タービン」を連結のまま運転し得る主軸最大回転数をいい、巡航最大速力とは巡航許容回転数においてその排気を導入する主「タービン」を併用し発揮する最大速力を言ふ
- 6 基準速力とは後続距離算定の基準たるべき速力を言ふ
- 7 減軸全力とは推進軸の使用数を減じたる場合、その計画最大力量を基準として発生する力量を言ふ
- 8 最大充電航走とは主機械の平均有効圧力が公試全力の圧力を超過せざる範囲において電池の最大許容電流にて充電しつつ最大速力をもって航走するを言ふ
- 9 内火主機械を装備する艦船の最低速力とは舵角一杯操舵するも主機械の停止せざる最低の速力を言ふ、但し潜水艦に在りては補助機械の所要電力は主電動機を発電機として給電する場合につき言ふものとす
- 10 標柱間速力とは標柱間航走中の毎回の速力の平均値を言ふ

第 2 節 運転公試

第 110 条 運転公試は艦艇、特務艦艇等の新造、修理又は改造の場合に応じ各新造運転公試、修理運転公試又は改造運転公試と称す、その細別は第 85 条による

第 109 条 力量その他の用語につき定義す

- (改) 力量の開設に関する旧第 59 条の規定に旧第 58 条第 2 項の規定を加へ一條文とし左の改正を行ふ
- (イ) 最低速力及び巡航許容回転の定義を加ふ
 - (ロ) 過負荷全力及び巡航最大速力の定義を明確ならしむ
 - (ハ) 過負荷全力の程度に関し新に規定す
 - (ニ) 海軍用語の改正に伴ひ「課電」を「充電」に改む

第 110 条 運転公試の種類につき新に規定す

- (注) 旧予定において公試運転と称したるものを運転公試と称することとす
- (参) 引用条文の内容左の如し

第 111 条 艦艇、特務艦艇等の運転公試においては左の各号を遵守すべし

- 1 新造運転公試（終末運転公試を除く）は計画公試状態排水量（潜水艦は計画常備標準状態排水量）、終末運転公試は第 86 条に規定する排水量、修理又は改造運転公試は修理又は改造完成公試状態排水量（潜水艦は修理又は改造完成常備標準状態排水量）を標準として之を行ふものとする
- 2 標柱間公試、続航公試及び終末運転公試を行ふ場合の船底の状況、排水量及び「トリム」の許容範囲及び水深は左の各号によるものとする

(イ) 船底の状況

速力	船底の状況
公試全力 10 分の 8 以上	出渠後 2 週間以内
公試全力 10 分の 8 未満	出渠後 4 週間以内
記事	終末運転公試における船底の状況は出渠後 3 週間以内とすることを得

(ロ) 排水量及び「トリム」の許容範囲

速力	排水量の許容範囲（標柱間の平均）	「トリム」の許容範囲
公試全力 10 分の 8 以上	増規定排水量の 100 分の 1 以内 減規定排水量の 100 分の 1 以内	「トリム」の増減は垂線間長の千分の 2 以内
公試全力 10 分の 8 未満 公試全力 10 分の 3 以上	増規定排水量の 100 分の 2 以内 減規定排水量の 100 分の 1 以内	
公試全力 10 分の 3 未満	増規定排水量の 100 分の 3 以内 減規定排水量の 100 分の 2 以内	

(ハ) 水深

艦の種類	水深 (m)
公試状態排水量 2 万トン以上の水上艦船	予定速力（節）を表はす数の 3.5 倍以上
公試状態排水量 3 千トン以上 2 万トン未満の水上艦船 潜水艦	予定速力（節）を表はす数の 2.2 倍以上
公試状態排水量 3 千トン未満の水上艦船	予定速力（節）を表はす数の 1.7 倍以上
記事	続航公試に在りては航走の都合により本表の水深により難き場合はなるべく之に近き水深を選定することを得

3 標柱間公試における航走方法及び標柱距離は左の各号によるものとする

(イ) 標柱間の航走は 1 航過を 1 回とし往航復航の順序をもって連続之を施行す

第 111 条 運転公試の遵守事項につき規定す

(改) 標柱間航走の方法に関する旧第 70 条、新造公試運転中の船底の状況、排水量の増減及び水深に関する旧第 71 条、新造公試運転中の遵守事項に関する旧第 77 条並びに旧第 80 条中修理、改造運転公試施行時の排水量に関する規程を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 修理及び改造運転公試の場合にも遵守のことに改む
- (ロ) 運転公試の標準排水量を明にす
- (ハ) 終末運転公試は出渠後 3 週間以内に施行し得ることに改む
- (ニ) 新に「トリム」の許容範囲を定む
- (ホ) 水深に対する艦種別分類を排水量分類に改む
- (ヘ) 運転中の諸記録計測時間の規定は成績表に移し本条よりその規定を削る

(注) 標柱に入る前旋回による速力の低下を回復するに十分なる時間直航するものとする

(参) 引用条文の内容左の如し

第 86 条 公試施行時の工事の状況及び艦船の状態

- (ロ) 同一航走種類における標柱間外の時間はなるべく之を斉一ならしむ
- (ハ) 標柱距離は1浬乃至4浬とす、但し最低速力及び水中航走の場合は適宜とす
- 4 使用の燃料及び潤滑油は左の規格に適合するものたるを要す
 - 燃料 海軍燃料試験規格、但し石炭の場合には海軍練炭又は第一号塊炭
 - 潤滑油 艦営需品試験規格

第 112 条 運転公試を行ふ場合に在りては之に先ち予め機関の運転状態を検する為、左の各号により係留運転及び予行運転を施行するを例とす

- 1 係留運転
 - 予行運転前適宜之を行ふ
- 2 予行運転
 - (イ) 公試全力にて約1時間続航し、その間適宜標柱間を航走す、但し既成艦船に在りては適宜標柱間航走を省略することを得
 - (ロ) その他の速力にて適宜航走することを得

第 113 条 新造運転公試は新造の艦艇、特務艦艇等につき機関の完否、馬力と速力との関係、その他機関諸効程及び航走中における船体の状況を検する為之を施行するものとす

第 114 条 新造運転公試中、標柱間公試は左の各号により之を施行するものとす

- 1 甲法
 - (イ) 艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）

艦種	航走種類	航走回数	記事
艦艇	過負荷全力	4回	1 本公試中基準速力は続航公試中において之を施行するものとし、又過負荷全力及び公試全力は続航公試中において之を施行することを得 2 巡航機関を装備せざるものにして公試全力10分の1の速力と基準速力との間に大なる間隔ある場合、必要あるときは更にその中間速力にて公試を施行するものとす 3 本表記載の航走種類中主機械の使用区分同一に
	公試全力		
	公試全力 10分の8	3回	
	公試全力 10分の6		
	公試全力 10分の4		
	公試全力 10分の3		
公試全力 10分の2			

第 112 条 係留運転及び予行運転につき規定す
(改) 係留運転及び予行運転の施行に関する旧第 57 条にこれらの運転の方法を加ふ

第 113 条 新造運転公試を行ふ場合及び目的につき規定す
(改) 旧第 69 条の字句に小改正を加へ名称を新造運転公試に改む

第 114 条 新造運転公試中標柱間公試の方法につき規定す
(改) 旧第 72 条第 1 号及び旧第 73 条第 1 号の標柱間試験に関する規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 名称を標柱間公試に改む
(ロ) 内火主機械装備のもの（潜水艦を含む）に対しても過負荷全力の航走を行ふこととす、従て之を行はざる旨規定せる旧第 60 条を廃す
(ハ) 軸の使用に関する規定を改む
(ニ) 特務艦艇に対し必要ある場合には航走種類

特務艦艇	公試全力 10 分の 1	4 回	して速力相似たるものあるときは適宜その一を省略するものとす、但し基準速力は省略することを得ず 4 巡航最大速力に在りては巡航「タービン」はその使用ノズル数及び蒸気室圧力を巡航全力の状態に保持するものとす、但し巡航タービン嵌合軸が巡航許容回転数に達せざるもその排気を導入する主タービン軸が減軸又は減機全力に達したる場合にはこの状態をもって巡航最大速力とす 5 軸の使用等は左の各号によるものとす (イ) 過負荷全力乃至公試全力 10 分の 1 における航走には全軸を使用す (ロ) 巡航全力乃至 12 節の速力に対する力量における航走は当該力量における計画機関使用方法による (ハ) 減軸全力における航走には 4 軸装備のものに在りては内側又は外側 2 軸、3 軸装備のものに在りては両舷 2 軸及び中央 1 軸を使用す 6 内火主機械を装備するものにして必要あるときは最低速力を追加施行するものとす 7 特務艦艇においては機関の力量型式に応じ必要あるときは航走種類を追加施行するものとす 8 第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号(ハ)及び第 6 号に関しては海軍艦政本部長をして之を指示せしむ
	巡航最大速力		
	巡航全力		
	基準速力		
	12 節の速力に対する力量		
	減軸全力	3 回	
	過負荷全力		
	公試全力		
	公試全力 10 分の 8		
	公試全力 10 分の 6	適宜	
基準速力			

を追加施行することとす
 (ホ) 潜水艦航走種類中「1 時間放電率」を「主電動機全力」に改む
 (ヘ) 追加省略すべき航走種類及び軸の使用法に關しては艦政本部長をして指示せしむることを明にす
 (注) 過負荷全力に対し計画せられざるものについては過負荷全力の公試は之を行はざるものとす (以下之に做ふ)

(ロ) 潜水艦

状態	使用機械	航走種類	航走回数	記事
水上	内火主機械	過負荷全力	4 回	1 本公試中基準速力は続航公試中において之を施行するものとし、又過負荷全力及び公試全力は続航公試中において之を施行することを得 2 本表記載の航走種類中主機械の使用区分同一にして速力相似たるものあるときは適宜その一を省略するものとす 但し基準速力は省略することを得ず 3 主機械をもって航走中、補助機械所要電力は主電動機を発電機として給電するものとす、但し特殊公試全力においては主として補助発電機より給電するものとす 4 主電動機全力における電流は主蓄電池 1 時間放電率電流を超過せざるものとす
		特殊公試全力		
		公試全力		
		公試全力 10 分の 8	3 回	
		公試全力 10 分の 6		
		公試全力 10 分の 4		
		公試全力 10 分の 2		
		基準速力		
		両舷機械最低速力		
		片舷機械速力		
片舷機械 12 節の速力に対する力量	適宜			
片舷機械最低速力				

水中	主電動機	最大充電航走	2回	5 基準速力は片舷機械全力 10 分の 8 以下の力量にて之を出し得る場合に在りては片舷軸を、然らざる場合に在りては両舷軸を使用するものとす 6 第 2 号に関しては海軍艦政本部長をして之を指示せしむ
		主電動機全力	2回	
		4時間放電率		
		8時間放電率		
	補助発電機全力	適宜		
	主電動機	主電動機全力	2回	
4時間放電率				
8時間放電率				

2 乙法

(イ) 艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）

航走種類	航走回数	記事
過負荷全力	4回	1 本公試中基準速力は続航公試中において施行するものとし、又過負荷全力及び公試全力は続航公試中において之を施行することを得 2 軸の使用等は左の各号によるものとす (イ) 過負荷全力乃至公試全力 10 分の 1 における航走には全軸を使用す (ロ) 巡航全力乃至 12 節の速力に対する力量における航走は当該力量における計画機関使用方法による (ハ) 減軸全力における航走には 4 軸装備のものに在りては内側又は外側 2 軸、3 軸装備のものに在りては両舷 2 軸又は中央 1 軸を使用す 3 指定力量及び第 2 号 (ハ) に関しては海軍艦政本部長をして之を指示せしむ
公試全力		
巡航全力		
基準速力		
指定力量	3回	

(ロ) 潜水艦

状態	使用機械	航走種類	航走回数	記事
水上	内火主機械	過負荷全力	4回	1 本公試中基準速力は続航公試中において之を施行するものとし、又過負荷全力及び公試全力は続航公試中において之を施行することを得 2 主機械をもって航走中補助機械所要電力は主電動機を発電機として給電するものとす、但し特殊公試全力においては主として補助発電機より給電するものとす 3 主電動機全力における電流は主蓄電池 1 時間放電率電流を超過せざるものとす 4 基準速力は片舷機械全力 10 分の 8 以下の力量にて之を出し得る場合に在りては片舷軸、然らざる場合
		特殊公試全力		
		公試全力		
		基準速力	3回	
	指定力量			
主電動機	主電動機全力	2回		
水	主	主電動機全力	2回	

中	電動機	4時間放電率	に在りては両舷軸を使用するものとす 5 指定力量に関しては海軍艦政本部長をして之を指示せしむ
		8時間放電率	

第 115 条 新造運転公試中、続航公試は左の各号により之を施行するものとす

1 甲法

(イ) 艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）

航走種類	続航時間			
	戦艦	巡洋艦	駆逐艦	砲艦
過負荷全力	6 時間	4 時間	3 時間	2 時間
公試全力	2 時間	2 時間	2 時間	2 時間
基準速力	4 時間	2 時間	2 時間	2 時間
記事	1 航空母艦（計画公試状態排水量 3 万トン以上）は戦艦に、航空母艦（計画公試状態排水量 3 万トン未満）、水上機母艦、潜水母艦及び敷設艦（計画公試状態排水量 4 千トン以上）は巡洋艦に、敷設艦（計画公試状態排水量 4 千トン未満）及び水雷艇は駆逐艦に、海防艦、輸送艦、掃海艇、駆潜艇、哨戒艇及び特務艦艇は砲艦に準ず、但し機関の力量型式に応じ続航時間を変更するの必要あるときは海軍艦政本部長をして之を指示せしむ			
	2 過負荷全力と公試全力とは連続施行するものとす			
	3 基準速力は当該速力において最大航続距離を得る如く施行するものとす、この場合機関等の操作は計画機関使用方法の定むる所による			

(ロ) 潜水艦

状態	使用機械	航走種類	航走時間
水上状態	内火主機械	過負荷全力	2 時間
		特殊公試全力	2 時間
		公試全力	2 時間
		基準速力	2 時間
	主電動機	主電動機全力	主電動機の定格時間
		最大充電航走	2 時間
記事	1 過負荷全力、特殊公試全力及び公試全力は連続施行するものとす		
	2 基準速力は当該速力において最大航続距離を得る如く施行するものとす、この場合機関等の操作は計画機関使用方法の定むる所による		
	3 主機械航走中の補助機械所要電力は主電動機を発電機として給電するものとす、但し特殊公試全力においては主として補助発電機より給電するものとす		
	4 補助発電機を装備せざる潜水艦に在りては公試全力をもって本表の特殊公試全力及び公試全力の合計時間施行するものとす		
	5 主電動機全力における電流は主蓄電池 1 時間放電率電流を超過せざるものとし、その続航時間は主蓄電池の容量により短縮することを得		

2 乙法

第 115 条 新造運転公試中続航公試の方法につき規定す

(改) 旧第 72 条第 2 号及び旧第 73 条第 2 号の続航試験に関する規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 名称を続航公試に改む
- (ロ) 内火主機械を装備のもの（潜水艦を含む）に対しても過負荷全力の航走を行ふこととす、従て之を行はざる旨規定せる旧第 60 条を廃す
- (ハ) 海防艦は砲艦の規定を準用のことを明にす
- (ニ) 「課電航走」を「最大充電航走」に、「1 時間放電率」を「主電動機全力」に改む

- (イ) 艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）
甲法に同じ
- (ロ) 潜水艦
最大充電航走を除くの外甲法に同じ

第 116 条 新造運転公試中、後進力公試は左の各号により之を施行するものとする

1 甲法

種別 使用機械	第一		第二	
	後進 発令時	後進力度	後進発令時	後進力度
タービン主機械	公試全力前 進中	後進計画全力を 基準として発生 する力量	12 節前進中	前進回転数の 7 割を基準とす る回転数
ピストン主機械		前進計画回転数 の 7 割を基準と する回転数		前進回転数と同一の回転数
内火主機械				
主電動機 (潜水艦)	内火主機械 にて公試全 力前進中	主電動機全力	8 時間放電率に て潜航前進中	8 時間放電率による力量
記事	1 12 節後進力公試における機関使用区分は該速力に対する計画機関使用方法 によるものとする 2 前進中、後進発令時における操縦弁の開閉は、なし得る限り速に之を為すも のとする 3 潜水艦潜航後進を行ふ場合には同時に「メインタンク」の一部を空気排水し 浸洗状態と為すものとする			

2 乙法

甲法中第一のみとする

第 117 条 新造運転公試中、終末運転公試は第 114 条乃至前条に規定する公試を終り海軍艦政本部長の支
持する所により機関各部を開放検査したる後、左の各号により之を施行するものとする

艦種	航走種類	続航時間	標柱間航走回数
艦艇、特務艦艇等 (潜水艦を除く)	公試全力	2 時間	4 回
潜水艦	公試全力	2 時間	4 回
	基準速力 4 時間放電率(水上)	2 時間 電池の持続時間	3 回

第 116 条 新造運転公試中後進力公試の方法につき規定
す

- (改) 旧第 72 条第 3 号及び旧第 73 条第 3 号の後進力
試験に関する規定を取り纏め一条文とし左の改
正を行ふ
 - (イ) 名称を後進力公試の改む
 - (ロ) 甲法第 2 の場合における「タービン」、ピス
トン及び内火主機械の後進発令時速力「基準
速力」を「12 ノット」に改めこの場合におけ
る「ピストン」主機械の後進力度を規定す
 - (ハ) 主電動機における「1 時間放電率」を「主電
動機全力」に改む
 - (ニ) 使用軸及び後進発令時における操縦弁の開
閉につき規定す

第 117 条 新造運転公試中終末運転公試の方法につき規
定す

- (改) 旧第 72 条第 4 号及び旧第 73 条第 4 号の終末試
験に関する規定中惰力及び潜航関係を削りたる
ものを取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
 - (イ) 名称を終末運転公試に改む

第 118 条 修理運転公試は既成の艦艇、特務艦艇等につき修理の完否を検する為、左の場合に之を施行するものとする

- 1 特定修理を施行したる場合
- 2 船体、機関に大なる修理を施し海軍大臣特に指示する場合

第 119 条 修理運転公試においては続航公試及び標柱間公試を施行するものとし、その方法は左表による

艦船種別	航走種類	続航公試における続航時間	標柱間公試における標柱間航走回数
軍艦（砲艦及び敷設艦を除く）	公試全力	4 時間	3 回
右以外の艦艇、特務艦艇等	公試全力	2 時間	
記事	標柱間公試は続航公試中において之を施行することを得		

第 120 条 改造運転公試は艦艇、特務艦艇等につき左の場合に機関の完否、馬力と速力との関係その他機関諸効程及び航走中における船体の状況を検する為、必要と認むる事項につき新造運転公試に準じ之を施行するものとする

- 1 主機械、主電動機又は缶の全部を換装したる場合
- 2 推進器を改造したる場合
- 3 主機械、主電動機若しくは缶の一部を換装し又は船体若しくは機関に対し艦の性能に著しき変化を及ぼす如き重要な改造を施し海軍大臣特に指示する場合

第 121 条 第 118 条又は第 120 条に規定する公試終了したるときは修理又は改造を施したる機関要部につき開放検査を為すべし 運転試験を施行し之を終了したるときは必要と認むるものにつきまた同じ

- (ロ) 甲法、乙法の区分を廃す
- (ハ) 開放検査の要領は艦政本部長之を指示することを明にす
- (注) 惰力関係は惰力公試に、潜航関係は終末潜航公試に之を移す
- (参) 引用条文の内容左の如し
 - 第 114 条 新造運転公試（標柱間公試）の方法
 - 第 115 条 新造運転公試（続航公試）の方法
 - 第 116 条 新造運転公試（後進力公試）の方法

第 118 条 修理運転公試を行ふ場合及び目的につき規定す
 (改) 旧第 80 条中修理公試運転施行の場合及び目的に関する規定を一条文とし左の改正を行ふ
 (イ) 名称を修理運転公試に改む
 (ロ) 船体、機関に大なる修理を行ひたる場合、本公試の施行は大臣指示のことに改む

第 119 条 修理運転公試の種類及び方法に付規定す
 (改) 旧第 80 条第 1 号中修理公試運転の方法に関する規定を一条文とし公試時排水量の規定を削る
 (注) 公試時の排水量については第 111 条に規定す

第 120 条 改造運転公試を行ふ場合及び目的につき規定す
 (改) 旧第 80 条中改造公試運転に関する規定を一条文とし左の改正を行ふ
 (イ) 名称を改造公試運転に改む
 (ロ) 目的を明確にす
 (ハ) 主機械、主電動機の換装及び推進器の改造の場合には常に本公試を行ひその他の場合にありては之が施行は大臣の指示によることに改む
 (注) 推進器を改造したる場合は標柱間公試のみを施行するを例とす

第 121 条 修理又は改造運転公試終了したるときは機関

第3節 惰力公試

第122条 惰力公試は艦艇、特務艦艇等につきその惰力を検する為、左の場合に之を施行するものとする

- 1 新造したる場合
- 2 船体、機関に対し艦の惰力に著しき変化を及ぼすごとき重要な改造を施し海軍大臣特に指示する場合

第123条 惰力公試は左の各号により之を施行するものとする

1 甲法

- (イ) 第116条第1の場合の艦の惰力及び引続き公試全力前進を発令したる場合の艦の惰力を検す
- (ロ) 第116条第2の場合の艦の惰力及び引続き12節前進を発令したる場合の艦の惰力を検す、但し潜水艦に在りては潜航の場合には之を行はず
- (ハ) 12節速力をもって前進中主機会を停止し速力2節に達する迄の惰力を検す
- (ニ) 艦の停止状態より前進12節を発令し同速力に達する迄の惰力を検す
- (ホ) 本公試は前各号の外左によるものとする

- (一) (イ) 及 (ロ) の場合における操縦弁の開閉はなし得る限り速に之を為すものとする
- (二) (ハ) 及 (ニ) の場合水上艦船に在りては計画公試状態排水量において、潜水艦に在りては計画常備標準状態排水量において行ふものとする

この場合水上艦船における船底の状況は出渠後4週間以内又排水量及「トリム」の許容範囲は増規定排水量の100分の3以内、減規定排水量の100分の2以内とする

- (三) 12節速力における機関使用区分は該速力に対する計画機関使用方法による

2 乙法

甲法中(ロ)を行はず

第4節 旋回公試

要部の開放検査につき規定す

(改) 旧第81条に開放検査施行範囲の規定を加ふ

(参) 引用条文の内容左の如し

第118条 修理運転公試を行ふ場合及び目的

第120条 改造運転公試を行ふ場合、目的及び方法

第122条 惰力公試を行ふ場合及びその目的を明確ならしむるため新に規定す

(制) 旧第72条第3号及び第4号並びに旧第73条第3号及び第4号に規定する惰力に関するものを独立の公試としその名称を惰力公試とす

(注) 公試施行時の工事の状況及び艦の状態については第86条に之を規定す

第123条 惰力公試の方法につき規定す

(改) 旧第72条第3号及び旧第73条第3号の惰力試験並びに旧第72条第4号及び旧第73条第4号終末試験中の惰力に関する規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 後進惰力に引続き公試全力又は12ノット前進を発令しその惰力を検定することに改む

(ロ) 第116条の改正に伴ひ(ロ)は12ノットを行ふこととする

(ハ) 公試時の排水量及び操縦弁の開閉に関する規定を加ふ

(注) (ハ)及び(ニ)の場合における操縦弁の操作は通例の方法即ち第1艦隊法令軍艦機関操縦内規による

(参) 引用条文の内容左の如し

第116条 新造運転公試(後進力公試)の方法

第 124 条 旋回公試は艦艇、特務艦艇等につき旋回性能を検するため、左の場合に之を施行するものとする

- 1 新造したる場合
- 2 舵を改造したる場合
- 3 旋回性能に影響を生ずる左の新設、改造等を施し海軍大臣特に指示する場合
 - (イ) 船体水線下の著しき改造
 - (ロ) 速力に影響を及ぼす如き機関の改造
 - (ハ) 排水量又は重心に著しき変化を生ずる如き新設、改造等

第 125 条 旋回公試は左の各号により之を施行するものとする

1 甲法

艦種	速力		機関使用区分	転舵角度	回頭舷	回数
艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）	公試全力 10 分の 8 及び 12 節		上記速力に対する計画機関使用方法による	10,15,20,35 度	両舷	1 回宛
潜水艦	水上	公試全力及び 12 節		15,25,35 度	片舷、但し舵角 35 度に対しては両舷	1 回宛
	水中	4 時間及び 8 時間放電率		20,35 度		
記事	1 特に中間速力にて施行するの必要あるときは、その都度海軍艦政本部長をして之を指示せしむ 2 排水量の許容範囲は増減ともその 100 分の 3 以内とす 3 「トリム」の許容範囲は増減とも垂線間長の千分の 2 以内とす 4 転舵発令と同時に計画時間をもって零度より規定の舵角迄転舵するものとする 5 公試当日出港前（やむを得ざるときはその前日）において重心試験に準じ試験を行ひ旋回公試の時期における重心を決定するものとする、但し完成（改造）重心公試終了し旋回公試の時期における重心を確実に算定し得るものに在りては之を省略することを得					

2 乙法

艦種	速力		機関使用区分	転舵角度	回頭舷	回数
艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）	公試全力 10 分の 8 及び 12 節		上記速力に対する計画機関使用方法による	35 度	両 舷	1 回宛

第 124 条 旋回公試を行ふ場合及び目的につき規定す

- (改) 旋回力公試を行ふ場合及び目的に関する旧第 83 条の規定に左の改正を行ふ
- (イ) 名称を旋回公試に改む
 - (ロ) 新造及び舵の改造以外の場合における本公試の施行は大臣の指示によることに改む
 - (ハ) 新造公試の場合における艦の状態に関する規定を削る
- (注 1) 公試施行時の工事の状況及び艦の状態については第 86 条に之を規定す
- (注 2) 旧第 83 条に規定する推進器の変更は機関の改造を含む

第 125 条 旋回公試の方法につき規定す

- (改) 旋回力公試の方法に関する旧第 84 条に左の改正を行ふ
- (イ) 甲法において
 - (1) 速力中「基準速力」を「12 ノット」に改む
 - (2) 中間速力にて施行する場合の規定を加ふ
 - (3) 潜水艦の水中における転舵角度中「15 度」を「20 度」に改む
 - (ロ) 乙法において
 - (1) 艦艇、特務艦艇（潜水艦を除く）の速力に 12 ノットを加ふ
 - (2) 潜水艦の転舵角度 15 度を削る
 - (3) 「片舷回頭」を「両舷回頭」に改む
 - (ハ) 甲法及び乙法を通じ
 - (1) 機関使用法を改む
 - (2) 喫水の規定を削り排水量及び「トリム」の許容範囲を加ふ
 - (3) 船体又は機関に危害を及ぼす虞ある場合の注意は特に規定の必要なきにつき之を削る
- (注 1) 公試時の艦船の状態については第 86 条に規定す

潜水艦	水上	公試全力				
	水中	8時間放電率				
記事	1 排水量の許容範囲は増減ともその 100 分の 3 以内とす 2 「トリム」の許容範囲は増減とも垂線間長の千分の 2 以内とす 3 転舵発令と同時に計画時間をもって零度より規定の舵角迄転舵するものとす 4 公試当日出港前(やむを得ざるときはその前日)において重心試験に準じ試験を行ひ旋回公試の時期における重心を決定するものとす、但し完成(改造)重心公試終了し旋回公試の時期における重心を確実に算定し得るものに在りては之を省略することを得					

第 5 節 重心公試

第 126 条 重心公試の細別は第 85 条による

第 127 条 船殻重心公試は新造の艦艇、特務艦艇等につき完成時における船殻及び防御のみの重心を予測するため進水後なるべく速に之を施行するものとす

第 128 条 軽荷重心公試は新造の艦艇、特務艦艇等につき軽荷状態の復原性能を検し又完成状態における重心及び排水量並びにその復原性能を予測するためなるべく軽荷状態において第一回出動前之を施行するものとす
潜水艦に在りては更に第 143 条第 1 号の場合、水中において之を施行するものとす

第 129 条 完成重心公試は新造の艦艇、特務艦艇等につき完成時の復原性能を検するため第 86 条第 1 項但書の状態において之を施行するものとす、但し潜水艦に在りては更に水中において之を施行する

(注 2) 本公試は旋回による速力低下の回復を待って次の旋回を行ふものとす

第 126 条 重心公試の種類につき新に規定す

(注) 従来重心査定公試と称したるものを重心公試と称することに改む

(参) 引用条文の内容左の如し

第 85 条 艦船公試及び艦船試験の種類並びにこれが施行区分

第 127 条 船殻重心公試を行ふ場合及び目的につき規定す

(改) 船殻重心査定公試を行ふ場合及び目的に関する旧第 88 条に字句の小改正を加へ名称を船殻重心公試に改む

第 128 条 軽荷重心公試を行ふ場合及び目的につき規定す

(改) 第 1 次新造重心査定公試を行ふ場合及び目的に関する旧第 89 条の規定に左の改正を行ふ

(イ) 名称を軽荷重心公試に改む

(ロ) 公試成績の正確を期するがためなるべく軽荷状態において之を行ふこととす

(ハ) 測定事項の規定を削る

(参) 引用条文の内容左の如し

第 143 条(第 1 号) 普通潜航公試の方法(停止トリム)

第 129 条 完成重心公試を行ふ場合及び目的につき規定

ものとする

第 130 条 改造重心公試は既成の艦艇、特務艦艇等につき新設、改造等を施し重量及びその配置著しく変
化し海軍大臣特に指示する場合、完成時の復原性能を検するため改造完成公試状態（潜水艦に在
りては改造完成常備標準状態）において之を施行するものとする、但し潜水艦に在りては更に水中
において之を施行するものとする

第 131 条 定例重心公試は既成の艦艇、特務艦艇等につき左の場合に当時の完成公試状態（潜水艦に在り
ては完成常備標準状態）における復原性能を検するため之を施行するものとする、但し潜水艦に在
りては更に水中において之を施行するものとする

- 1 重心公試（試験）施行後 4 年を経過したる場合
- 2 特定修理を施行したる場合

前項第 1 号の期日を 1 年以上延期するの必要を認めたるときはその理由を具し海軍大臣の認可を
受くべし

第 132 条 重心公試は左の各号により之を施行するものとする

1 下げ振りの長さ及び移動距離の標準

艦種	区分	下げ振りの長さ (m)	下げ振り下端片舷移動距離 (mm)
艦艇、 特務艦 艇等 (潜水 艦を除	公試	2 千トン未満	1.56 乃至 3.30
	状態 排	2 千トン以上 5 千トン未満	4.00 乃至 5.00
		5 千トン以上	5.00 乃至 6.40
		1 万トン未満	100 乃至 200

す
(改) 第 2 次新造重心査定公試を行ふ場合及び目的に
関する旧第 89 条の 2 の規定に左の改正を行ふ
(イ) 名称を管制重心公試に改む
(ロ) 測定事項の規定を廃す
(参) 引用条文の内容左の如し
第 86 条 公試施行時の工事の状況及び艦船の
状態

第 130 条 改造重心公試を行ふ場合及び目的につき規定
す

(改) 既成艦船重心査定公試を行ふ場合及び目的に
関する旧第 90 条の規定中新設、改造等を行ひたる
場合のものを一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 名称を改造重心公試とす
(ロ) 本公試の施行は大臣之を指示することに
改む
(ハ) 公試における艦の状態を明確にす
(ニ) 潜水艦においては常に水中及び水上の両
状態にて行ふこととす
(ホ) 測定事項の規定を削る

第 131 条 定例重心公試を行ふ場合及び目的につき規定
す

(改) 既成艦船重心査定公試を行ふ場合及び目的に
関する旧第 90 条の規定中定例時に行ふものを一条
文とし左の改正を行ふ
(イ) 公試時における艦の状態を明確にす
(ロ) 潜水艦においては常に水中及び水上の両
状態にて行ふこととす
(ハ) 測定事項の規定を削る

第 132 条 重心公試の方法につき規定す

(改) 旧第 90 条の 2 の規定中公試状態排水量 5,000 ト
ン以上のもの下げ振り長さの標準を改正す

く)	水量	1万トン以上 2万トン未満	6.50 乃至 7.60	120 乃至 240
		2万トン以上	8.00 乃至 10.20	130 乃至 260
潜水艦	水上		1.65 乃至 3.30	65 乃至 130
	水中		1.65 乃至 3.30	40 乃至 80
記事	1 公試用移動重量は下げ振りの長さ及び移動距離により之を定めるものとする 2 下げ振りは艦の前部、中部及び後部の3箇所（潜水艦水中における重心公試の場合は前部及び後部の2箇所）に設くるものとする			

2 公試方法

公試用移動重量を八等分（潜水艦水中における重心公試の場合は二等分）して之を両舷に分載し左表により移動するものとする

回次	移動すべき重量の番号	移動方法	公試用移動重量の位置	
			右舷	左舷
原位置	—	—	1,3,5,7	2,4,6,8
第1回	1,5	右舷より左舷へ	3,7	1,2,4,5,6,8
第2回	3,7		○	1,2,3,4,5,6,7,8
第3回	1,3,5,7、	左舷より右舷へ	1,3,5,7	2,4,6,8
第4回	2,6		1,2,3,5,6,7	4,8、
第5回	4,8		1,2,3,4,5,6,7,8	○
第6回	2,4,6,8	右舷より左舷へ	1,3,5,7	2,4,6,8
記事	1 潜水艦水中における重心公試の場合には移動重量番号の1及び2を適用し移動回数は4回とす、但し第1回の重量移動は艦の保安を考慮し適当に分ち行ふことを得 2 本公試施行のとき艦の係留は傾斜に対し自由なる状態とし風、潮流、波浪等の影響小なる場合を選ぶものとする 3 艦の傾斜により移動すべき物件は全て固縛するものとする 4 遊動液面を存する液体にして所定のもの以外はなし得る限り存在せしめざるものとする、但しやむを得ず搭載したる場合は之が遊動液面の影響を修正するものとする 5 艦内に在る非搭載物件等はなし得る限り陸揚しかつ塵芥等は除去するものとする 6 測定中は人員を指定の位置に就かしめ移動せしめざるものとする 7 既成艦船の場合には艦船長は海軍工廠長に協力し搭載物件の重量及びその位置を測定するものとする 8 本公試施行中は舟艇等を横着せざるものとする			

第6節 動揺公試

第133条 動揺公試は艦艇、特務艦艇等につき動揺性能を検する為、左の場合に之を施行するものとする

- 1 新造したる場合
- 2 新設、改造等を施し動揺性能に著しき変化を生じ海軍大臣特に指示する場合

第133条 動揺公試を行ふ場合及び目的につき規定す
(改) 旧第92条の3に左の改正を行ふ
(イ) 新造艦船以外の場合における本公試の施行は大臣の指示によることに改む

第 134 条 動揺公試は左表により之を施行するものとす

公試状態排水量	標準傾斜角度 (片舷)	動揺方法
1 千トン未満	8	人員の移動により動揺を誘導す 但し公試状態排水量 2 万トン以上にして人員移動により動揺の誘導困難なる場合には砲煩公試又は適当なる出動時期において動揺周期を計測するものとす
1 千トン以上 3 千トン未満	5	
3 千トン以上 7 千トン未満	4	
7 千トン以上	動揺周期を測定し得る程度	
記事	1 本公試にして人員の移動により動揺を誘導し得るものに在りては完成 (改造) 重心公試の直後又は直前に施行するものとし、やむを得ざる場合は本公試施行直前又は直後重心公試に準じ重心を測定するものとす 2 本公試にして前号により難きものに在りては出港の直前 (やむを得ざれば前日又は翌日) に施行するものとす、また完成重心公試終了し動揺公試の時期における重心を確実に算定し得るものに在りては之を省略することを得 3 本公試施行のとき艦の係留は動揺に対し自由なる状態とし風、潮流、波浪等の影響小なる場合を選ぶものとおとす 4 本公試施行中は動揺作業に従事せざる人員を指定の位置に就かしめ移動せしめざるものとす 5 本公試施行の場合、本艦と他艦又は陸岸とは 30m 以上離隔せしむるものとす	

第 7 節 操舵公試

第 135 条 操舵公試は艦艇、特務艦艇等につき操舵装置の適否及び操舵系統転換の難易を検する為左の場合に之を施行するものとす

- 1 旋回公試を施行する場合
- 2 舵若しくは操舵装置を換装し又は之に大なる改造を施し海軍大臣特に指示する場合
本公試は旋回公試又は潜航公試を行ふものに在りては之に先立ち施行するものとす

第 136 条 操舵公試は左表により之を施行するものとす

- 1 艦艇、特務艦艇等 (潜水艦を除く)

- (ロ) 新造公試の場合における艦の状態に関する規定を削る
- (注) 公試施行時の工事の状況及び艦の状態については第 86 条に之を規定す

第 134 条 動揺公試の方法につき規定す

- (改) 旧第 92 条の 3 の左の改正を行ふ
 - (イ) 標準傾斜角度を改む
 - (ロ) 公試施行時の状態は第 86 条に規定するをもって之を削る
 - (ハ) 人員の移動により動揺誘導困難なる場合の計測方法を加ふ
 - (ニ) 遊動液面の影響の修正規定は必要なきにつき之を削る

第 135 条 操舵公試を行ふ場合及び目的につき規定す

- (改) 操舵試験に関する旧第 93 条中之を行ふ場合及び目的に関する規定を一条文とし左の改正を行ふ
 - (イ) 名称を操舵公試に改む
 - (ロ) 舵、操舵装置の換装、大改装の場合には大臣の指示により本公試を行ふ規定を加ふ
 - (ハ) 潜水艦における本公試施行時期の規定を加ふ
 - (ニ) 数回に分ち行ひ得る旧但書は特に規定するの必要なきにつき之を削る
- (注) 公試施行時の工事の状況及び艦の状態については第 86 条に之を規定す

第 136 条 操舵公試の方法につき規定す

- (改) 操舵試験に関する旧第 93 条中その方法に関する

公試の種類		艦の速力	操舵位置及び回数	操舵法
機力操舵公試		公試全力 10分の8	各操舵装置の位置 において1回宛	(イ) 舵中央より面(取)舵 25 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す、次で取(面)舵に付、同要領により之を行ふ (ロ) 舵中央より面(取)舵 35 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す、次で取(面)舵に付、同要領により之を行ふ (ハ) 舵中央より面(取)舵 35 度に転舵し約 1 分間保持して取(面)舵 35 度に転舵し 1 分間保持して中央に戻す
応急操舵公試	機力	公試全力 10分の8	舵取機械の位置に において1回	右(ハ)に付き之を行ふ
	人力	人力操舵 計画速力	人力操舵位置に において1回	舵中央より面(取)舵 15 度に転舵し直に中央に戻す、次で取(面)舵に付、同要領により之を行ふ
記事		1 機力操舵公試における転舵時間は計画の標準によるものとす 2 操舵系統は操舵位置の各部にわたり(蓄電池電源を含む)全公試中必ず1回は転換使用するとく組合すものとす 3 本公試は操舵による速力低下の回復を待ち次の操舵を施行するものとす		

2 潜水艦

公試の種類		艦の速力	操舵位置及び回数	操舵法	
縦舵公試	機力	公試全力	艦橋にて1回	(イ) 舵中央より面(取)舵 35 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す、次で取(面)舵に付、同要領により之を行ふ (ロ) 舵中央より面(取)舵 35 度に転舵し約 1 分間保持して取(面)舵 35 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す	
			その他の操舵所各1回	適宜	
	応急装置	機力	応急装置使用計画速力	発令所にて1回	(イ) 舵中央より面(取)舵 15 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す、次で取(面)舵に付、同要領により之を行ふ (ロ) 舵中央より面(取)舵 15 度に転舵し約 1 分間保持して取(面)舵 15 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す
				その他の操舵所各1回	適宜
	人力	人力操舵計画速力	各操舵位置において1回宛	(イ) 舵中央より面(取)舵 15 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す、次で取(面)舵に付、同要領により之を行ふ (ロ) 舵中央より面(取)舵 15 度に転舵し約 1 分間保持して取(面)舵 15 度に転舵し約 1 分間保持して中央に戻す	

ものを一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 艦艇、特務艦艇等(潜水艦を除く)の場合につき
- (1) 公試種類の名称を機力操舵公試、応急操舵公試に改む
 - (2) 機力操舵公試において面舵及び取舵各 35 度の操舵を加ふ
 - (3) 舵取機械の位置において行ふものを応急操舵公試(機力)として新に加へ之に伴ひ旧規定中人力以外の補助舵取装置による操舵試験を削る
 - (4) 応急操舵公試における艦の速力を人力操舵計画速力に改む
 - (5) 蓄電池電源による方法を組合すべきことを明にす
 - (6) 速力の回復後次の操舵を行ふべき注意を加ふ
 - (7) 測定事項の規定及び船体又は機関に危害を及ぼす虞ある場合の注意は特に規定の必要なきにつき之を削る
- (ロ) 潜水艦の場合につき
- (1) 公試種類の名称を縦舵公試、潜舵公試、横舵公試に改む
 - (2) 縦舵公試(機力)において艦橋操舵は回数を1回に舵角を35度に改め、その他の操舵所においては適宜の方法により各1回操舵を行ふことに改む
 - (3) 縦舵公試み応急装置(機力)によるものを加へ之に伴ひ切換装置のみの試験を削る
 - (4) 縦舵公試(応急装置、人力)の速力を人力操舵計画速力に改む
 - (5) 潜舵装置及び横舵装置(機力)の回数を1回に改む
 - (6) 潜舵装置及び横舵装置(人力)の速力を人力操舵計画速力に、舵角を15度に改む
 - (7) 潜舵公試前潜舵の出入を行ふべき規定に加ふ
 - (8) 速力の回復後次の操舵を行ふべき注意を加へ又水上状態において行ふことを明

潜舵公試及び横舵公試	機力	計画水中公試全力の5割増の速力	発令所において1回	(イ) 舵水平より上舵計画全角度に転舵し水平に戻す、次で下舵に付、同要領により之を行ふ (ロ) 舵水平より上舵計画全角度に転舵し次で下舵計画全角度に転舵し水平に戻す
	人力	人力操舵計画速力	各操舵位置において1回宛	(イ) 舵水平より上舵15度に転舵し水平に戻す、次で下舵に付、同要領により之を行ふ (ロ) 舵水平より上舵15度に転舵し次で下舵15度に転舵し水平に戻す
記事	1 潜舵公試に先ち機力及び人力を以てする潜舵の出入を行ひその状況を検するものとす 2 機力操舵公試における転舵時間は計画の標準によるものとす 3 水上状態にて潜舵が水上にある艦の潜舵の操舵公試は本表記載の速力及び舵角内にて生ずる最大捻扭力率を舵軸に与ふるごとく適当に装置し停泊中之を行ふものとす 4 本公試は操舵による速力低下の回復を待ち次の操舵を施行するものとす 5 本公試は総て水上状態において之を行ふものとす			

にす
(9) 測定事項の規定及び人力操舵試験は機力より人力に転換して行ふ注意は特に規定の必要なきにつき之を削る

第8節 投揚錨公試

第137条 投揚錨公試は艦艇、特務艦艇等につき投揚錨装置の適否並びに投錨及び揚錨の難易を検する為、左の場合に之を施行するものとす

- 1 新造したる場合
- 2 投揚錨装置を換装し又は之に大なる改造を施し海軍大臣特に指示する場合

第138条 投揚錨公試は左の各号により之を施行するものとす

- 1 艦艇、特務艦艇等（潜水艦を除く）
 - (イ) 前部揚錨装置
 - (1) 2個の錨鎖車を有する場合

公試の種類	水深	順序	方法
深海投揚錨公試	公試状態排水量3千トン未満のもの 約50m	第1	片舷主錨に就き錨の下端が海底より約25mとなる迄錨鎖を巻出し錨を投下し錨鎖の全長約6連となる迄走出す 次で他舷主錨に就き同様の方法にて投錨す
		第2	更に両舷錨鎖を同時に4連巻出す
	約60m	第3	両舷錨を同時に4連巻込む
		第4	両舷同時に各2連左(右)舷を巻込み右(左)舷を巻出

第137条 投揚錨公試を行ふ場合及び目的につき規定す
(改) 投錨及び揚錨試験に関する旧第94条中目的に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 名称を投揚錨公試に改む
(ロ) 本公試を施行すべき場合を規定す
(注) 公試施行時の工事状況及び艦の状態については第86条に之を規定す

第138条 投揚錨公試の方法につき規定す
(改1) 投錨及び揚錨試験に関する旧第94条中方法に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 公試における水深を変更す
(ロ) 深海投揚錨公試と普通投揚錨公試とを行ふことに改む
(ハ) 2個の錨鎖車を有する艦艇、特務艦艇(潜水艦を除く)の前部揚錨装置については旧規定のものを深海投揚錨公試として新に普通投揚錨公試の方法を規定す
(ニ) 1個の錨鎖車を有する艦艇、特務艦艇(潜水艦を除く)の前部揚錨装置については
(1) 旧規定中第1、第2及び第3のもの

	約 70m		す
		第 5	両舷同時に各 2 連右 (左) 舷を巻込み左 (右) 舷を巻出す
		第 6	片舷宛錨鎖を巻込む
普通投揚錨公試	30m以上 40m未満	第 7	適当なる存速にて片舷中錨を投下し投錨後適宜後進を発令し艦の行脚停止する迄逐次錨鎖を約 7 連走出す
		第 8	錨鎖を巻込む
		第 9	第 7 に準ず他舷投錨を行ふ
		第 10	錨鎖を巻込む

(2) 1 個の錨鎖車を有する場合

公試の種類	水深	順序	方法
深海投揚錨公試	公試状態排水量 1 千トン未満のもの 約 40m 同 1 千トン以上のもの 約 50m	第 1	片舷の主錨に就き錨の下端が海底より約 25m となる迄錨鎖を巻出し錨を投下し錨鎖の全長約 5 連となる迄走出す
		第 2	更に錨鎖を 2 連巻出す
		第 3	錨鎖を巻込む
普通投揚錨公試	約 20m	第 4	適当なる存速にて深海投揚錨公試を行はざる舷の主錨を投下し投錨後適宜後進を発令し艦の行脚停止する迄逐次錨鎖を約 5 連走出す
		第 5	錨鎖を巻込む
		第 6	他舷の主錨を錨鎖車に依らず約 3 連投下し抑鎖鉸を緊締す
		第 7	錨鎖を巻込む、この場合立錨の際適宜人力巻込をも行ふ

(ロ) 後部揚錨装置

水深約 20m の海面において中錨を投下し次で之を巻込む、但し錨鎖を有するものは投錨後更に数連を巻出し次で之を巻込む、この場合立錨の際適宜人力巻込をも行ふ

2 潜水艦

公試の種類	水深	順序	方法
深海投揚錨公試	常備標準状態排水量 1 千トン未満のもの 約 30m 同 1 千トン以上のもの 約 50m	第 1	主錨の下端が海底より約 25m となる迄錨鎖を巻出し錨を投下し錨鎖の全長約 5 連となる迄走出す
		第 2	更に錨鎖を 2 連巻出す
		第 3	錨鎖を巻込む
普通投揚錨公試	約 20m	第 4	適当なる存速にて主錨を投下し投錨後適宜後進を発令し艦の行脚停止する迄逐次錨鎖を約 5 連走出す
		第 5	錨鎖を巻込む、この場合立錨の際適宜人力巻込をも行

- を深海投揚錨公試とす
- (2) 適当なる存速にて投錨及び揚錨し次で旧規定中第 4 及び第 5 のものを行ふを普通投揚錨公試とす
- (3) 人力巻込みを行ふ時期を明にす
- (ホ) 艦艇、特務艦艇 (潜水艦を除く) の後部揚錨装置にして錨鎖を有するものの方法を明にす
- (ハ) 潜水艦については
- (1) 旧規定中第 1、第 2 及び第 3 のものを深海投揚錨公試とす
- (2) 適当なる存速にて投錨し次で旧規定中第 6 及び第 7 (巻出の長さを 2 連に改む) のものを行ふを普通投揚錨公試とす
- (3) 旧規定中第 4 及び第 5 の投揚錨 (第 1 及び第 2 と同様の方法にて他舷錨を使用して行ふ) を廃し主錨 2 個を有する場合には (1) と (2) とは異なる錨を使用して行ふ規定を設く
- (改 2) 当時入港の場合の投錨状況を検するの必要あるにつき新に普通投揚錨公試を加ふ

			ふ
		第 6	艦内操作により 2 連巻出し行ひ次で之を巻込む
記事	主錨 2 個を有する艦に在りては深海投揚錨と普通投揚錨とは異なる主錨に就き之を行ふものとする		

第 9 節 注排水公試

第 139 条 注排水公試は応急注排水装置を有する艦につき之が適否を検するため、左の場合に之を施行するものとする

- 1 新造したる場合
- 2 応急注排水装置を新設し又は之に大なる改造を施し海軍大臣特に指示する場合

第 140 条 注排水公試の実施要領に関してはその都度海軍艦政本部長をして之を指示せしむ

第 10 節 潜航公試

第 141 条 潜航公試の細別は第 85 条に依る

第 142 条 普通潜航公試は潜水艦に就き計画（完成）常備標準状態における潜航性能及び水中操縦性能の適否を検するため、左の場合に之を施行するものとする

- 1 新造したる場合
- 2 特定修理を施行したる場合
- 3 船体、機関等に大なる改造又は修理を施し海軍大臣特に指示する場合

第 139 条 注排水公試を行ふ場合及び目的を明確ならしむるため新に規定す

(注) 公試施行時の工事の状況及び艦の状態については第 86 条に之を規定す

第 140 条 注排水公試の方法につき新に規定す

(制) 注排水公試の実施要領に関しては個艦につき指示するの要あるをもって艦政本部長をして指示せしむことに定む

第 141 条 潜航公試の種類につき新に規定す

(制) 従来潜水艦水中操縦試験及び潜水艦深深度潜航試験と称したるもの並びに終末運転の際行ひたる潜航を一括して潜航公試と称することに改む

(参) 引用条文の内容左の如し
第 85 条 艦船公試及び艦船試験の種類並びに之が施行区分

第 142 条 普通潜航公試を行ふ場合及び目的につき規定す

(改) 潜水艦水中操縦試験に関する旧第 96 条の規定中之を行ふ場合を一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 名称を普通潜航公試に改む
(ロ) 計画（完成）常備標準の状態において〇〇検定を目的とすることを明にす

(ハ) 特定修理を行ひたる場合には本公試を行ふこととす

(ニ) 船体、機関等に大なる改造又は修理を行ひたる場合本公試の施行は大臣指示することに改む

第 143 条 普通潜航公試は左の各号により之を施行するものとす

1 停止「トリム」を行ふ

艦は前後水平予備浮力 5 トン以内に調停するものとす

2 航走「トリム」を行ふ

3 潜航中左の速力にて航走す

主電動機全力

4 時間放電率速力

8 時間放電率速力

前項第 1 号及び第 2 号は標柱間公試（潜航）前に、第 3 号は標柱間公試（潜航）中に之を施行するものとす

第 144 条 深深度潜航公試は潜水艦につき深深度における各部の耐压構造の強度及び水密工事の適否を検するため、左の場合に之を施行するものとす

1 新造したる場合

2 特定修理を施行したる場合

3 耐压構造の強度等に著しき影響を及ぼす改造又は修理を行ひ、海軍大臣特に指示する場合

第 145 条 深深度潜航公試は左の各号により施行するものとす

1 潜航深度

新造艦に在りては計画安全潜航深度、既成艦に在りては計画安全潜航深度又は制限深度

2 計測及び検査

海軍艦政本部長の定むる各深度において之を行ふ

(ホ) 数回に分ち行ふことは特に規定の必要なきをもって旧規定の但書を廃す

(注) 公試施行時の工事の状況及び艦船の状態については第 86 条に規定す

第 143 条 潜水艦水中操縦試験に関する旧第 96 条の規定中方法に関するものを一条文として左の改正を行ふ

(イ) 1 時間放電率を主電動機全力に改め最低水中速力の潜航に関しては第 147 条に之を規定す

(ロ) 検定事項は成績表様式に記載のこととしその規定を削る

(ハ) 各速力をもってする潜航は標柱間公試（潜航）中に之を行ふことに改む

第 144 条 深深度潜航公試を行ふ場合及び目的につき規定す

(改) 潜水艦深深度潜航試験に関する旧第 97 条の規定中之を行ふ場合を一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 名称を深深度潜航公試に改む

(ロ) 特定修理を行ひたる場合には公試を行ふこととす

(ハ) 改造、修理を行ひたる場合本公試の施行は海軍大臣指示することに改む

(ニ) 工事完了後施行すべきことは第 86 条に規定するをもって之が規定を削る

第 145 条 深深度潜航公試の方法につき規定す

(改) 潜水艦深深度潜航試験に関する旧第 97 条中方法に関するものを一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 既成艦の潜航深度に制限深度を加ふ

(ロ) 計測及び検査すべき深度は艦政本部長をして定めしむることに改む

(注) 「艦政本部長の定むる深度」とは艦政本部長の定

第 146 条 終末潜航公試は新造潜水艦につき完成満載標準状態における潜航性能及び水中操縦性能の適否を検するため之を施行するものとす

第 147 条 終末潜航公試は左の各号により之を施行するものとす

- 1 潜航速力及び深度を適宜変更す
- 2 半群電池片舷主電動機を使用し最低速力航走を行ふ

第 10 節の 2 騒音公試

第 147 条の 2 騒音公試は潜水艦につき潜航中発生する騒音を検知するため左の場合に之を施行するものとす

- 1 新造したる場合
- 2 船体、機関、兵器等に大なる改造又は修理を施し海軍大臣特に指示する場合

第 147 条の 3 騒音公試は左の各号により之を施行するものとす

- 1 潜航状態とし原速力、微速力、最微速力、潜伏、沈座の各場合につき測定す、但し情況によりその一部を省略することを得
- 2 検測事項
各種騒音音源の機械的振動、同音源による室内騒音、艦内騒音が自艦聴音機に及ぼす影響及び潜水艦外に発する水中騒音（可聴音波、超音波）を測定す

第 11 節 雑役船及び艦船装載短艇の艦船試験

第 148 条 雑役船及び艦船装載短艇の新造運転試験は左の各号の範囲において之を施行するものとし、之

むる公試成績表に記載する深度の謂なり

第 146 条 終末潜航公試を行ふ場合及び目的を明確ならしむるため新に規定す

- (制) 本公試は旧規定において終末運転の一部として施行したる潜航のものを単独の公試とし必要な改正を加へたるものなり
- (注) 公試施行時の工事の状況及び艦船の状態については第 86 条に規定す

第 147 条 終末潜航公試の方法につき新に規定す

- (制) 旧第 72 条第 4 号及び旧第 73 条第 4 号に規定したる終末運転中の 8 時間放電率潜航を本条の第 1 号に改め旧第 96 条第 4 号に規定したる最低水中速力の潜航を本条第 2 号としその方法を加ふ

第 148 条 雑役船及び艦船装載短艇の新造運転試験につき規定す

が船種別適用については海軍艦政本部長をして之を指示せしむ

1 標柱間試験及び続航試験

航走種類	標柱間航走回数	続航時間
公試全力	4回	1時間
公試全力10分の8	2回	2時間
公試全力10分の6		—
記事	1 本試験の施行に当りては標柱距離を4分の1湮以上とし、又使用石炭を第2号塊炭とするの外、第111条の規定を遵守するものとす 2 標柱間試験は続航試験中において之を施行することを得 3 内火機械を装備するものにして必要あるときは海軍艦政本部長の指示する所により最低速力の標柱間試験を追加施行するものとす	

2 後進力試験

公試全力前進中、後進全力を発令し、後進回転数が前進全力計画回転数の7割に達する迄、運転するものとす

第149条 公試状態排水量300トン以上の新造曳船の旋回試験は計画公試状態において左表により之を施行するものとす

速力	機関使用区分	転舵角度	回頭舷	回数
公試全力10分の8	総軸前進中	35度	両舷	1回宛

前項以外の新造の雑役船及び艦船装載短艇につき旋回試験を行ふの必要あるときは海軍艦政本部長をして之を指示せしむ

第150条 雑役船及び艦船装載短艇の重心試験は甲板を有する機動艇及び海軍艦政本部長の特に指示するものに付、第126条乃至第130条及び第132条の規定に準じ之を施行するものとす

(改) 新造船艇の公試運転に関する旧第78条中曳航試験を除きたるものを一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 名称を新造運転試験に改む
- (ロ) 試験の最大限を定め船種別に対する之が適用は艦政本部長をして指示せしむることに改む
- (ハ) 内火機械装備のものにつき最低速力試験に関することを加ふ
- (ニ) 後進試験の回転数を明にす

(注) 曳航試験に関しては別に第154条に之を規定す
 (参) 引用条文の内容左の如し
 第111条 運転公試における遵守事項

第149条 新造の雑役船及び艦船装載短艇の旋回試験につき規定す

- (改) 機動艇の旋回力公試に関する旧第86条中方法に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
- (イ) 根衣装を旋回試験に改む
 - (ロ) 方法を詳細に規定す
 - (ハ) 300トン未満の船艇につき本試験を行ふ場合には艦政本部長をして指示せしむることに改む
- (注) 曳船とは曳船及び曳船を兼ねるものを言ふ

第150条 雑役船及び艦船装載短艇の重心試験につき規定す

- (改) 雑役船の重心公試に関する旧第92条中その施行に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
- (イ) 名称を重心試験に改む
 - (ロ) 試験を行ふ船艇及び方法を明確にす
- (参) 引用条文の内容左の如し
 第126条 重心公試の方法
 第127条 船殻重心公試を行ふ場合及び目的
 第128条 軽荷重心公試を行ふ場合及び目的
 第129条 完成重心公試を行ふ場合及び目的

第 130 条 改造重心公試を行ふ場合及び目的
第 132 条 重心公試の方法

第 151 条 新造雑役船の動揺試験は公試状態排水量 60 トン以上のものにして海軍艦政本部長の指示するものにつき第 134 条の規定に準じ之を施行するものとする

第 151 条 新造雑役船の動揺試験につき新に規定す
(参) 引用条文の内容左の如し
第 134 条 動揺公試の方法

第 152 条 新造雑役船の操舵試験は機動操舵装置を有するもの及び海軍艦政本部長の指示するものにつき第 136 条の規定に準じ之を施行するものとする

第 152 条 新造雑役船の操舵試験につき新に規定す
(参) 引用条文の内容左の如し
第 136 条 操舵公試の方法

第 153 条 新造雑役船の投揚錨試験は機動揚錨装置を有するもの及び海軍艦政本部長の指示するものにつき第 138 条の規定に準じ之を施行するものとする

第 153 条 新造雑役船の投揚錨試験につき新に規定す
(参) 引用条文の内容左の如し
第 138 条 投揚錨公試の方法

第 154 条 新造の雑役船及び艦船装載短艇につき曳航試験及び特殊装置の試験を行ふ必要あるときは海軍艦政本部長をして之を指示せしむ

第 154 条 新造の雑役船及び艦船装載短艇の曳航試験及び特殊装置の試験につき規定す
(改) 新造船艇の公試運転に関する旧第 78 条中曳航試験に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 特殊装置の試験を加ふ
(ロ) 施行船艇の種類及び方法は艦政本部長の指示によることとする

第 155 条 既成の雑役船又は艦船装載短艇に新設、改造又は修理を施し艦船試験を必要と認むるときは海軍工廠長は予め関係各庁と協議し之を施行するものとする

第 155 条 既成の雑役船又は艦船装載短艇に修理等を施したる場合之が試験に関し新に規定す
(制) 修理運転に関する旧第 98 条の規定を新設、改造等を行ひたる場合及び各艦船試験に適用のこととする

第 12 節 報告

第 156 条 鎮守府において艦船公試を施行したるときは当該公試の首席委員はその都度直に左の事項を海軍工廠長を経由し鎮守府司令長官に報告するとともに海軍艦政本部長に電報又は書類をもって通報すべし

第 156 条 艦船公試成績の概報につき規定す
(改) 公試成績の概報に関する旧第 67 条の 3 及び全予行運転成績の概要電報に関する旧第 58 条第 1 項を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 惰力公試、注排水公試及び週末潜航公試を

艦船公試名	電報すべき事項
1 運転公試 (イ) 標柱間公試 (予行運転の場合のものを含む) (ロ) 続航公試 (ハ) 後進力公試 (ニ) 終末運転公試	過負荷全力、特殊全力、公試全力及び主電動機全力における標柱間速力、馬力、回転数、排水量及び前後部喫水、施行場所並びに海上の模様 過負荷全力、特殊全力、公試全力及び主電動機全力における馬力、回転数、排水量及び施行場所 異状の有無 標柱間航走における速力、馬力、回転数、排水量及び前後部喫水、施行場所並びに海上の模様
2 惰力公試	異状の有無
3 旋回公試	最大舵角に対する実際舵角、速力、縦距、横距、最大傾斜角度及び GM 並びに平均喫水及び海上の模様
4 完成及び改造重心公試	完成、改造重心公試における排水量、前後部喫水、KG、GM 但し、潜水艦に在りては常備標準状態（水上）における排水量、前後部喫水、GM 及び常備状態（水中）における予備浮量、KG、GB
5 動揺公試	排水量、前後部喫水、動揺周期及び GM
6 操舵公試	異状の有無
7 投揚錨公試	異状の有無
8 注排水公試	異状の有無
9 潜航公試 (イ) 普通潜航公試 (ロ) 深深度潜航公試 (ハ) 終末潜航公試	異状の有無 耐圧部最大歪、その位置及び異状の有無 異状の有無
10 騒音公試	異状の有無
記事	1 公試の実施が実施方案と異なるときは成績に影響を与ふる如き重要な事項の要点を加ふるものとす
	2 数的内容を要するものの電報は異状の有無を電報するとともに書類をもって全量を報告又は通知するものとす

部外製造所において艦船公試を施行したるときは監督長は前項の事項を海軍艦政本部長に報告するの外、既成の艦艇、特務艦艇等に在りては契約元海軍工廠長に通報すべし

外国製造所において艦船試験を施行したるときは監督長は前項に準じ之を処理すべし

前3項の場合において重要なものについては海軍艦政本部長は之を海軍大臣に報告すべし

第157条 第90条の規定により審議に付したる艦船公試終了したるときは首席審議委員は速に審議の結果を海軍艦政本部長に報告するとともに海軍工廠において製造の艦艇、特務艦艇等に在りてはその

加ふ

(ロ) 鎮守府において施行する公試の報告通報者を当該公試の首席委員に改む

(ハ) 内国部外製造所において既成艦船につき公試を施行する場合には契約元工作庁に通報するの規定を加ふ

(ニ) 外国部外製造所において艦船公試を施行したる場合の規定を加ふ

(ホ) 電報内容につき

(1) 標柱間公試及び続航公試の電報すべき速力に特殊全力及び主電動機全力を加ふ

(2) 旋回公試の電報事項中に GM を加ふ

(3) 電報標準に関する規定を加ふ

(注1) 艦船の成績は本則及び兵器造修規則所定の諸公試成績及び審議報告に基き之を決定せしむるをもってその資料は各公試終了後速に艦政本部長に通報するを要す

(注2) 第4項中「重要なもの」とは速力、馬力、回転数、排水量等の如く艦の成績を制定する重要資料たるものの謂なり

(注3) 艦政本部は本条第1項乃至第3項により報告又は通報を受けたときはその写1通に所要事項を記載し之を軍務局に送付するものとす

(参1) 昭和17年1月14日艦本機密第4号の397 重心公試成績報告に関する件

(参2) 兵第122条

第157条 審議委員の報告処理に関し規定す
(改) 旧第67条の2に字句の小改正を加ふ
(注) 審議委員の報告には艦の良否の判定資料たるべ

写一通を鎮守府司令長官に送付すべし

第 158 条 艦船公試終了したるときは当該公試の首席委員（海軍工廠長経由）又は内国部外製造所長は運転公試及び重心公試につきその都度公試成績摘要表 2 通を作製し 10 日以内に之を海軍艦政本部長に提出すべし、但し第 90 条の規定により審議に付したる艦船公試の公試成績摘要表は最終の艦船公試終了後 6 日以内に到達するごとく提出するを要す

内国部外製造所において既成の艦艇、特務艦艇等の艦船公試終了したるときは当該所長は前項の外、公試成績摘要表 1 通を同時に契約元海軍工廠長に送付すべし

第 159 条 艦船公試成績表の調製、提出及び送付に関しては左表による

公試 施行者	公試成績 調製者	調製部数	提出先	被提出者の処理	期限
海軍工 廠	当該公試 の首席委 員	(1) 海軍工廠所在地の 鎮守府を本籍とす る艦艇、特務艦艇 等の場合 3 通	海軍工廠 長経由鎮 守府司令 長官	1 通を（海軍艦政本部長経由）海軍 大臣に進達 1 通を本籍鎮守府に保管 1 通を当該艦船長に送付	(イ) 運転公試及 び重心公試 に在りては 全部の艦船 公試終了後 1 月以内 (ロ) (イ)以外の艦 船公試に在 りては当該 公試終了後 10 日以内
		(2) 前項以外の艦艇、 特務艦艇等の場合 5 通（内 1 通は原 紙）	同右	1 通を（海軍艦政本部長経由）海軍 大臣に進達 1 通を本籍鎮守府司令長官に送付 2 通（内 1 通は原紙）を本籍鎮守府 の海軍工廠長に送付 1 通を当該艦船長に送付	
内国部 外製造 所	内国部外 製造所長	5 通（内 1 通は原紙）	監督長経 由海軍艦 政本部長	1 通を海軍大臣に進達 1 通を本籍鎮守府司令長官に送付 2 通（内 1 通は原紙）を本籍鎮守府 の海軍工廠長に送付 1 通を当該艦船長に送付	

きものを網羅すべきものとし立会せざるものにつ
いても重要な事項は之を報告中に包含すべ
きものとす

- (参 1) 引用条文の内容左の如し
第 90 条 審議委員立会の公試
(参 2) 兵第 123 条

第 158 条 公試成績摘要表の処理に関し規定す

- (改) 旧第 67 条の 4 に第 2 項の規定を加ふ
(参) 引用条文の内容左の如し
第 90 条 審議委員立会の公試

第 159 条 艦船公試成績表の処理につき規定す

- (改) 公試成績表の調製、提出及び送付に関する旧第
76 条、旧第 82 条、旧第 85 条、旧第 91 条、旧
第 92 条の 4、旧第 93 条の 2、旧第 95 条、旧第
96 条の 2 及び旧第 97 条の 2 の規定を取り纏め
一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 調製部数を増加し本籍鎮守府に保管の
もの及び艦船長に送付するものの処理
を明にす
(ロ) 原紙の保管庁につき規定す
(ハ) 公試成績摘要表を調製する公試の成績
表は全部の公試終了後 1 月以内に処理の
ことに改む
(ニ) 重心公試における「メタセントリックダ
イヤグラム」及び復原性能説明書は公試
成績表に含ましむることとし之が添附
の規定を廃す
(注) 海軍大臣に通達したる公試成績表の保管は艦政
本部において之を為すものとす
(参) 兵第 124 条

第 160 条 外国において第 101 条に規定する艦船試験終了したときは監督長は速にその試験成績表 5 通（内 1 通は原紙）を海軍艦政本部長に提出し海軍艦政本部長は前条の規定に準じ之を処理すべし

第 161 条 海軍工廠長又は部外製造所長艦船試験を施行したときは艦船試験成績表を調製し 1 月以内に 1 通を海軍艦政本部長に提出し各 1 通を当該艦船長、所属鎮守府の海軍工廠長及び契約元の海軍工廠長に送付すべし

前項の外艦船所属鎮守府の海軍工廠長には原紙を送付するものとす

第 8 章 船体、機関等の試験検査

第 1 節 通 則

第 162 条 海軍艦政本部長既成艦船の船体、機関等につき試験検査を行ふの必要ありと認むるときは艦船の任務行動に支障を来さざる場合に限り左の各号により処理するものとす

1 海軍工廠長に通牒す

2 海軍工廠長は当該艦船長と協議の上処理す

前項の場合海軍艦政本部長は工事要領、完成予定期日等を当該艦船長その所属長官及び本籍鎮守府司令長官に通知すべし

第 163 条 庁長船体、機関等の試験検査につき海軍工廠の助力を必要とするときは第 48 条の規定に準じ之を処理すべし

第 160 条 外国において製造したる艦船の艦船試験成績表の処理につき規定す

(参 1) 引用条文の内容左の如し

第 101 条 外国製造艦船の艦船試験

第 159 条 艦船公試成績表の処理

(参 2) 兵第 125 条

第 161 条 艦船試験成績表の処理につき規定す

(改 1) 旧第 79 条、旧第 86 条及び旧第 92 条中試験成績表の調製、提出及び送付に関するものを一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 雑役船、艦船装載短艇以外の艦船につき行ふ艦船試験成績表をも包含せしむ

(ロ) 大臣に報告を艦政本部長に提出に改む

(ハ) 送付先につき規定す

(ニ) 調製期限の規定を加ふ

(参) 兵第 126 条

第 162 条 艦政本部長の試験検査発令手続につき新に規定す

(参 1) 第 47 条 艦政本部長の修理発令手続

(参 2) 兵第 129 条

第 163 条 艦船における試験検査の施行につき工作庁の助力を要する場合の請求手続につき規定す

(改) 缶管切開試験の一部を工作庁に請求する場合の手続に関する旧第 117 条第 2 項の規定を一条文に取り纏む

(注) 試験検査にして工廠の助力を要するものとは缶管切開試験、缶鑽通試験、その他工廠作業を必要とする試験を言ふ

(参 1) 引用条文の内容左の如し

第 48 条 修理請求手続

(参2) 兵第 130 条

第 164 条 海軍工廠長前条の規定により船体、機関等につき試験検査の請求を受けたときは第 50 条の規定に準じ之を処理すべし

第 164 条 試験検査の助力請求に対する工作庁長の処理につき規定す

(参1) 引用条文の内容左の如し

第 50 条 修理請求に対する工作庁長の処理
第 163 条 工作庁の助力を要する場合の請求
手続

(参2) 兵第 132 条

第 165 条 海軍工廠長前条による船体、機関等の試験検査の結果、修理を必要とするあるときは第 4 章の規定に準じ之を処理すべし

第 165 条 工作庁において試験検査中修理工事を発見したる場合の処理につき新に規定す

前項の場合修理請求の手続は之を要せず

(制) 検査要求庁よりは修理工事請求の手続を要せざることに規定す

(注) 試験検査中発見したる修理工事と雖も第 48 条により処理すべきは当然につき旧第 145 条の規定を削る

(参1) 引用条文の内容左の如し

第 164 条 試験検査の助力請求に対する工作
庁長の処理
第 4 章 船体機関等の修理

(参2) 兵第 133 条

第 166 条 船体、機関等につき水圧試験を行ふ場合の水圧力は左の各号の場合には各その定むる所によるの外第 8 号表によるべし

第 166 条 試験検査の水圧試験圧力につき規定す

(改) 旧第 101 条中圧力計の使用法を除きたるものを
一条文とす

1 製造方法書その他に試験圧力を規定する場合

(注1) 第 2 号は衰朽等により試験圧力を低下する場合の
意味なり

2 試験圧力につき特に指示する場合

(注2) 圧力計の使用法は第 8 号表記事欄に之を記載
す

3 逡信大臣の定むる造船規定又はその認定する船級協会の造船規定により計画製造したる特務艦艇及び雑役船につき試験を行ふ場合

第 167 条 第 57 条乃至第 59 条の規定は船体、機関等の試験検査につき庁長及び海軍工廠長に之を準用す

第 167 条 任務行動に支障ある試験検査着手の報告及び
通知、試験検査遅延の場合の処理並びに試験
検査参考資料の処理につき新に規定す

(制) 検査は庁長之を行ふ建前にして工作庁長は要すれば
助力するものなるがゆえに両者に準用のこと
に規定す

(参1) 引用条文の内容左の如し

第 57 条 任務行動に支障ある修理着手の報告

第2節 缶の試験検査

第168条 艦船装備の缶、左表の時期に達するときは水圧試験、切開試験及び鑽通試験を施行するものとす

検査の種類	缶の種類	円缶	水管缶
水圧試験	第1回	艦内焚試前	
	第2回	第1回試験後2年6月、但し古缶の場合は1年6月	
	第3回以降	前回試験後1年6月	
切開試験	第1回	第1回水圧試験後又は総管換装後4年6月、但し総管を換装せざる古缶の場合は1年6月	第1回水圧試験後又は総管換装後3年6月、但し総管を換装せざる古缶の場合は1年6月
	第2回以降	前回試験後1年6月	
鑽通試験	第1回	缶衰朽の兆を認めたる時	
	第2回以降	必要と認めたる時	
記事	臨時に試験検査を施行したる場合にはその時より起算するものとす		

第169条 庁長艦船装備の缶前条に規定する時期に達したるときは左の各号により処理すべし

- 1 水圧試験に在りては缶水圧試験施行時期報告（第9号様式）を調製し試験検査施行の1月前迄に所属長官に提出しその時期に至らば水圧試験を施行す
- 2 切開試験又は鑽通試験に在りては缶切開試験（鑽通試験）施行上申書（第10号様式）2通（鎮守府又は警備府の所属又は附属に非ざる艦船に在りては3通）を調製し試験検査施行の1月前迄に所属長官に具申す、但し雑役船及び艦船搭載短艇の缶については前号による
- 3 試験検査施行時期を3月以上延期するの必要を認むるときはその理由を具し所属長官に具申す

及び通知
 第58条 修理工事遅延の場合の処理
 第59条 修理工事参考資料の処理
 (参2) 兵第136条

第168条 缶の水圧試験、切開試験及び鑽通試験の施行時期標準につき規定す

- (改) 定期水圧試験の施行時期に関する旧第108条、定期切開試験の施行時期に関する旧第111条及び鑽通試験の施行時期に関する旧第113条を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
- (イ) 水圧試験は艦内焚試前に行ふものを第1回とし、次回に行ふものを第2回とし、その期間を2年6月（古缶は1年6月）に改む
- (ロ) 切開試験は第1回水圧試験後又は総管換装後より起算することとし総管を換装せざる古缶の第1回試験期間を短縮す
- (注) 古缶とは他艦船に使用したる缶の再使用するものを言ふ

第169条 缶の試験検査の施行及び延期に関する庁長の手続につき規定す

- (改) 庁長の試験施行手続に関する旧第117条第1項及び旧第124条並びに時期変更に関する旧第118条の規定を取り纏め一条文として左の改正を行ふ
- (イ) 缶の経歴は当該艦最も良く之を知悉するが故に庁長1月前迄に所属長官に具申することに改む
- (ロ) 艦艇及び特務艦の補助缶については主缶と同様に、又特務艇の缶については艦艇と同様に取扱ふことに改む
- (ハ) 雑役船及び艦船搭載短艇の缶については鑽通試験を行ふ場合も所属長官に具申を要せざることに改む
- (ニ) 3月以上試験検査を延期する場合のみ手続をなすことに改む
- (ホ) 所属長官同一地に在らざるとき最寄鎮守府司令長官に報告すべき規定は第170条及び第171条の改正に伴ひ之を削る

第 170 条 所属長官前条第 2 号の具申を受けたときは缶の状態、役務の関係等を考慮し試験検査の時期を定め第 170 条の 2 の検査委員及び当該艦船の職員中より検査委員を任命して試験検査を行はしむべし、但し当該艦船にして軍港又は要港より遠隔の地に在りて単独行動する場合に在りては当該艦船の職員のみを検査委員に任命し之を施行せしむことを得

所属長官前条第 3 号の具申を受けたときは之を調査し已むを得ずと認むるときは之を海軍大臣に報告するとともに艦船の本籍鎮守府司令長官に通知すべし

第 170 条の 2 鎮守府司令長官又は警備府司令長官部下職員中より第 169 条の試験の検査委員を任命し置くものとす

第 171 条 所属長官は軍港若しくは要港に在泊し又はその附近において単独行動する艦船の缶の切開試験及び鑽通試験を鎮守府司令長官又は警備府司令長官に委託することを得

鎮守府司令長官又は警備府司令長官前項の委託を受けたときは前条の規定に準じ処理すべし

(注 1) 上申書 2 通中 1 通は指令用なり、又鎮守府若しくは警備府以外の所属艦船より提出する 3 通中 1 通は第 171 条による委託用なり

(注 2) 工作庁の助力を要するものについては庁長は第 163 条の請求手続をなすものとす

(参) 引用条文の内容左の如し
第 168 条 缶試験検査の施行時期標準

第 170 条 缶試験検査の施行及び延期に関する所在長官の手続につき規定す

(改) 試験期日の指定及び期日延期に関する所属長官の手続を規定せる旧第 116 条及び臨検官の任命に関する旧第 119 条を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 臨検官を検査委員に改め切開試験及び鑽通試験のみに対し任命することとす

(ロ) 当該艦船の職員（機関科以外の士官を加ふるを妨げず）は常に検査委員に任命することとす

(ハ) 軍港要港と遠隔する地に単独行動する艦船に対しては当該艦船職員のみを検査委員に任命し得ることに定む

(ニ) 試験検査時期の延期は本籍鎮守府司令長官に通知のことに定む

(参) 引用条文の内容左の如し
第 169 条 缶試験検査の施行及び延期手続（庁長）

第 170 条の 2 鎮守府司令長官、警備府司令長官部下職員中より試験検査委員を任命し常置することに規定す

第 171 条 缶切開試験及び鑽通試験の委託に関し規定す

(改) 試験委員に関する旧第 120 条並びに臨検官の任命に関する旧第 119 条中委託を受けたる鎮守府司令長官及び警備府司令長官の処理に関する規定を取り纏め一条文とし委託し得る場合を明確ならしむ

(注) 委託の場合にありても当該艦船の職員は検査委員に任命するものとす

第 172 条 缶の水圧試験は左の各号により之を施行するものとする

- 1 加圧前各部の状況を調査し加圧のため膨出、圧縮、変形を生じやすしと認むる部分を計測す
- 2 徐々に加圧し使用水圧に達せしめ各部の状況を調査計測す
- 3 既定の水圧に達せしめ約 5 分乃至 15 分間その圧力に保持し各部の状況を調査計測す
- 4 徐々に圧力を降下し各部の状況を調査計測す
- 5 各ドラム内外部の状況を調査し腐食の程度を計測す
- 6 缶に装備の表標に試験圧力及び施行期日を登記す

第 173 条 缶の水圧試験中規定圧力に達せずして缶本体に治すべからざる不完全の兆候を認むるときは直ちに加圧を停止するとともに一時之が使用を中止すべし

第 174 条 艦本缶の切開試験は概ね左の各号により之を施行するものとする

- 1 切開試験を行ふ缶の選定
専焼缶及び混焼缶の各に対し 4 缶又は端数毎に最も不良の状態にありと認むる 1 缶宛
- 2 切開すべき缶管及び数
(イ) 第 1 回乃至第 3 回
 - (1) 火焰に最も近き列の適宜位置より合計 2 本以上
 - (2) 火焰に最も遠き列の適宜位置より 1 本以上
 - (3) 特に必要ありと認むるときは中間列の適宜位置より適宜数
 - (4) 過熱器を有するものは同器（両側に過熱器を有するものは任意の片側のもの）の適宜位置より合計 2 本以上
 - (5) 収熱器を有するものは同器（両側に収熱器を有するものは任意の片側のもの）の適宜位置より合計 2 本以上

(参) 引用条文の内容左の如し
第 170 条 缶試験検査の施行及び延期に関する所属長官の手續

第 172 条 缶水圧試験の方法につき規定す

- (改) 缶水圧試験の方法に関する旧第 109 条及び試験圧力登記に関する旧第 123 条を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
使用圧力における調査計測の規定を加ふ
各ドラム内外部の状況調査計測の規定を加ふ

第 173 条 缶水圧試験中缶本体に治すべからざる不完全の兆候を認めたる時の処置につき規定す

- (改) 旧第 110 条の規定中「水圧力の 2 分の 1 を超ざる圧力をもって使用するものとする」は必要なきにつき之を削る

(注) 使用圧力変更については第 177 条の手續を要す

第 174 条 缶の切開試験の方法につき規定す

- (改) 旧第 112 条に左の改正を行ふ
- (イ) 旧規定は艦本缶に適用するものなることを明なるをもってこの点を明記し、その他の缶については準用の規定とす
 - (ロ) 過熱器を両側に有するものの選定法を明にし第 1 回乃至第 3 回の切開数を増加す
 - (ハ) 第 5 回以降の方法を簡単にす

(ロ) 第4回

- (1) 火焰に最も近き第1列及び第2列の右(左)側前方及び左(右)側後方より合計4本以上
- (2) 火焰に最も遠き第1列及び第2列の適宜位置より合計2本以上
- (3) 特に必要と認むるときは中間列の適宜数
- (4) 過熱器を有するものは同器(両側に過熱器を有するものは任意の片側のもの)の外側第1列及び第2列の適宜位置より合計2本以上
- (5) 収熱器を有するものは同器(両側に収熱器を有するものは任意の片側のもの)の外側第1列及び第2列の適宜位置より合計2本以上
- (6) 空気予熱器を有するものは最上部及び適宜の位置より合計2本以上

(ハ) 第5回

- (1) }
(2) }
(3) } 第4回に同じ
(4) }
(5) }
- (6) 空気予熱器を有するものは偶数回時に限り最上部及び適宜の位置より合計2本以上
- (7) 検査せる総缶中最も不良状態にありと認むる缶の右(左)側において各列の中央部より1本宛

(ニ) 第6回

- (1) }
(2) } 第4回に同じ、但し第2列は之を省略す
- (3) 第4回に同じ
- (4) }
(5) } 第4回に同じ、但し第2列は之を省略す

(6) }
 (7) } 第 5 回に同じ

艦本缶以外の缶の切開試験は前項に準ず、但し円缶に在りては各炉筒につき 1 本以上切開するものとする

第 175 条 缶の鑽通試験は 4 缶又はその端数毎に衰朽最も甚しと認むるもの 1 缶宛を選定し必要なる局所に対し之を施行するものとする

第 176 条 缶の諸試験検査はその施行時期相近接せるものは努めて同一時期に且なし得れば予備艦たる時期を選び之を施行するものとする、之が為第 168 条に規定する施行時期は 3 月以内之を繰上ぐるを妨げず

第 177 条 庁長缶の試験検査の結果その使用圧力を変更するの必要を認むるときは所属長官の認可を受け之を変更し海軍大臣及び本籍鎮守府司令長官に報告すべし

第 178 条 艦艇、特務艦艇等に装備の缶の試験検査終了したるときは水圧試験に在りては庁長、切開試験及び鑽通試験に在りては首席検査委員は、1 月以内に試験成績表（第 11 号様式、第 12 号様式、第 13 号様式）を調製し各 1 通を当該艦船の所属長官、艦船長及び本籍鎮守府海軍艦船部長並びに委員所属の鎮守府司令長官（第 171 条による委託の場合に限る）に提出（送付）すべし
 所属長官は前項の規定により提出せられたる試験成績表を海軍大臣に進達すべし
 前 2 項の規定は雑役船及び艦船装載短艇の缶に之を準用す

第 179 条 庁長缶の普通安全弁用ばね及び全開式安全弁附管制弁用「バネ」につき試験検査の必要を認むるときは左表により之を施行すべし

第 175 条 缶の鑽通試験の方法に付規定す
 (改) 旧第 114 条に字句の小改正を行ふ

第 176 条 缶試験検査の施行時期の選定及び時期繰上につき規定す
 (改) 旧第 115 条に施行時期の繰上げに関する規定を加へ一條文とす
 (参) 引用条文の内容左の如し
 第 168 条 缶試験検査の施行時期標準

第 177 条 缶使用圧力変更に関する処理につき規定す
 (改) 旧第 125 条の規定に左の改正を行ふ
 (イ) 安全弁加重圧を缶の使用圧力に改む
 (ロ) 所要手続を明確にす

第 178 条 試験成績表の処理につき規定す
 (改) 旧第 121 条に左の改正を行ふ
 (イ) 艦艇、特務艦艇等に装備する缶についてのみ適用することとしその他のものに装備する缶については準用のことに改む
 (ロ) 切開試験及び鑽通試験成績表の調製者を首席検査委員に改む
 (ハ) 大臣に進達するもの以外は庁長又は首席検査委員より直送することに改む
 (参) 第 171 条 缶の切開試験及び鑽通試験の委託

第 179 条 缶安全弁「バネ」の試験検査方法につき規定す
 (改) 旧第 104 条に字句の小改正を行ふ

荷重	ばね圧縮（伸長）量	許容公差
缶の最大使用圧力に弁の面積を乗じたる荷重	弁の直径	(+) 0、(-) 1 割
缶の最大使用圧力の 12 割 5 分に弁の面積を乗じたる荷重	弁の直径の 12 割 5 分	(+) 0、(-) 1 割
荷重を除去したるとき	0	0

第 180 条 艦船に装備する缶の安全弁調整圧力は左表によるものとす

缶の種類	調整圧力
水管缶	使用圧力にその 100 分の 5 を加えたる圧力（最小 0.5 トン/m ² ）
円缶	使用圧力にその 100 分の 2 を加えたる圧力
記事	圧力の上昇に伴ひ階級的に作用する如く調整せる数箇の安全弁を具ふるものに在りては最初に作用するものに対し適用するものとす

第 181 条 本節の規定は艦船に装備する缶に修理、改造を行ひ若しくはその缶管を換装し試験検査を必要とする場合又は臨時に缶の試験検査を必要とする場合に之を準用す、但し海軍工廠において試験検査を行ふ場合には第 169 条及び第 170 条の規定は之を適用せず

第 3 節 復水器管の切開試験検査

第 182 条 艦艇、特務艦艇装備の復水器管は概ね左の時期に達したるとき切開試験検査を施行するものとす

第 1 回

艦内第 1 回水圧試験後又は総管換装後 2 年 6 月 但し任務行動により 3 月以内之を短縮又は延期することを得

第 2 回以降

前回試験検査後 2 年 6 月 但し前回切開試験検査の状況により 1 年以内之を短縮又は延期

第 180 条 缶安全弁の調整圧力につき規定す

(改) 旧第 105 条に規定する圧力並びに文句の改正を行ふ

第 181 条 缶の臨時試験検査及び工作庁における缶の試験検査に関し規定す

(改) 缶の臨時検査を行ふ場合に関する旧第 107 条及び工廠長の試験成績処理に関する旧第 122 条の規定を取り纏め一条文とし工作庁施行の試験検査には指令、検査委員の任命等を必要とせざることを明にす

(参) 引用条文の内容左の如し

第 169 条 缶試験検査の施行及び延期手続（庁長）

第 170 条 缶試験検査の施行及び延期手続（所屬長官）

第 182 条 復水器管の切開試験検査の施行時期標準につき新に規定す

(注) 艦船装備の復水器管には補助復水器管、ターボ発電機及び水圧ポンプ附属復水器管を含むものとす

することを得

前項の切開試験検査は特定修理、定例検査の時期又は成るべく予備艦たる時期を選び之を施行するものとす

第 183 条 庁長艦艇、特務艦艇装備の復水器管、前条に規定する時期に達したるときは復水器管切開試験施行上申書（第 10 号様式）2 通（鎮守府又は警備府の所属又は附属に非ざる艦船に在りては 3 通）を調製し試験検査施行の 1 月前迄に所属長官に具申するものとす

第 183 条の 2 所属長官前条の具申を受けたるときは当該艦船職員及びその他の部下機関科、造機科士官又は技師中より検査委員を任命して試験検査を行はしむべし、但し当該艦船にして軍港及び要港より遠隔の地に在りて単独行動する場合に在りては当該艦船の職員のみを検査委員に任命することを得

(途中欠落)

第 4 節 高圧空気管系の試験検査

(途中欠落)

前回試験検査後 3 年

第 188 条 庁長艦船装備の高圧空気管系前条に規定する時期に達したるときは高圧空気管系水圧試験施行時期報告（第 9 号様式）を調製し試験検査施行の 1 月前迄に所属長官に提出し、その時期に至らば試験検査を施行すべし

第 189 条 高圧空気管系の試験検査は左の各号により之を施行するものとす

1 内部を掃除し腐食の状況を調査す

第 183 条 復水器管の切開試験検査の施行手続につき新に規定す

(参) 引用条文の内容左の如し

第 163 条 船体、機関等の試験検査につき海軍工廠の助力を要する場合の請求手続

(途中欠落)

行ふべき旨規定す

(ハ) 2 年毎の部分検査を廃し第 2 回以降は 3 年毎に試験検査を行ふことに改む

(注 1) 本条は 50 キログラム以上のものにつき試験検査を行ふべき旨規定しあるも 50 キログラム未満のものについては必要に応じ適宜試験検査を行ふべきものとす

(注 2) 高圧空気管系には気蓄器を含む

(参) 兵第 139 条

第 188 条 高圧空気管系試験検査の施行手続につき規定す

(改) 旧第 130 条に報告時期の規定を加ふ

(参) 引用条文の内容左の如し

第 187 条 高圧空気管系の試験検査を行ふもの及び時期

第 189 条 高圧空気管系試験検査の試験検査方法につき規定す

(改) 検査方法に関する旧第 128 条及び試験圧力標記

- 2 真水を用ひ徐徐に加圧し規定の試験圧力に達せしめ約 5 分間その圧力に保持し各部の状況を調査す
- 3 装備の表標に試験圧力及び施行期日を登記す

第 190 条 本節の規定は高圧空気管系に修理、改造若しくは換装を行ひ試験検査を必要とする場合又は臨時に之が試験検査を必要とする場合に之を準用す、但し海軍工廠において試験検査を行ふ場合には第 188 条の規定は之を適用せず

第 5 節 起重及び昇降起倒装置の試験検査

第 191 条 庁長は毎年 1 回以上左の起重装置及び昇降起倒装置につき外観検査又は鏈打検査を行ひ腐朽、腐食等の有無及び状況を検すべし、但し工作艦及び起重機船に装備する起重機については大正 9 年達第 96 号起重機試験検査及び取扱規則を適用す

- 1 主要なる起重装置
- 2 昇降起倒諸装置
- 3 前 2 号の装置使用上必要なる船体部及び艀装品
- 4 使用力 2 分の 1 トン以上の索具及び滑車

第 192 条 庁長前条に規定する試験検査において異状を認むるときは第 48 条の規定に準じ海軍工廠長に試験検査を請求すべし

第 193 条 海軍工廠長前条の規定により試験検査の請求を受けたときは第 164 条及び第 165 条の規定によるの外左の各号により処理すべし

- 1 詳細に外観検査及び鏈打検査を行ふ
- 2 必要と認むるときは別に規定あるものは之によるの外最大使用力の 1.2 倍を以て荷重試験を

に関する旧第 129 条の規定を取り纏め一条文とす
(注) 規定の試験圧力については第 166 条に之を規定す

第 190 条 高圧空気管系の臨時試験検査及び海軍工作庁において試験検査を行ふ場合につき新に規定す

(参) 引用条文の内容左の如し
第 188 条 高圧空気管系試験検査の施行手続

第 191 条 起重及び昇降起倒諸装置中試験検査を行ふべきもの、その時期及び方法につき規定す

(改) 旧第 131 条中試験検査を行ふべきもの、時期及び方法に関するものを一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 荷重大なりと認むるものは総て試験検査を行ふことに定む

(ロ) 工作艦及び起重機船に装備の起重機には陸上の起重機と同様の試験検査を行ふことに定む

(ハ) 錨及び錨鎖は入渠中検査を施行することとし之を削る

第 192 条 工作庁に試験検査を請求する場合その手続につき規定す

(改) 旧第 131 条中工廠に検査を請求する規定を一条文とす

(参) 引用条文の内容左の如し
第 48 条 修理請求手続
第 191 条 起重及び昇降起倒装置中試験検査を行ふもの、時期及び方法

第 193 条 工作庁における試験検査の処理につき規定す

(改) 荷重試験の方法に関する旧第 132 条及び工廠における検査の処理に関する旧第 133 条を取り纏め一条文とし試験検査の方法を具体的にす

(参) 引用条文の内容左の如し

行ふ

3 試験検査成績表を請求元庁長及び当該艦船の本籍鎮守府の海軍艦船部長に送付す

第6節 艦船の防水区画定期検査

第193条の2 庁長は防水区画定期検査規則の定むる所により定期検査を施行すべし

第193条の3 前条の定期検査は潜水艦、雑役船その他第4予備艦以外の艦船につき之を施行するものとす

第9章 艦船の定例検査

第194条 艦船左表の時期に達するときは現状能力の確認、船体、機関等の整備並びに特定修理時期の決定その他将来の整備に必要な資料を得る為定例検査を施行するものとす

艦種	回次	第1回	第2回	第3回
戦艦 航空母艦（赤城、加賀） 潜水母艦 特務艦		竣工後6年	第1回特定修理後4年	第2回特定修理後4年
軍艦〔戦艦、航空母艦（赤城、加賀）、潜水母艦を除く〕		竣工後5年	特定修理後4年	
軍艦、特務艦（内火主機械を装備するもの）		竣工後5年		
駆逐艦 海防艦 輸送艦 水雷艇 掃海艇 駆潜艇 哨戒艇 特務艇		竣工後5年		
潜水艦		竣工後4年		
雑役船（公試状態排水量600トン以上の曳船及び交通船）		竣工後6年	特定修理後6年	

第164条 試験検査請求に対する工作庁長の処理

第165条 発見修理工事の処理

第192条 試験検査請求手続

第194条 定例検査の目的及び施行時期につき規定す

(改) 定例検査の目的に関する旧第134条、その施行時期標準に関する旧第135条及び特務艦艇の定例検査施行に関する旧第149条の規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 特務艦艇及び雑役船についても定例検査を行ふこととしその施行時期を定む

(ロ) 駆逐艦、水雷艇、掃海艇及び潜水艦の定例検査回数を1回に改む

(ハ) 施行時期を若干短縮す

(ニ) 兵器の検査に関しては兵器造修規則に定むるをもって之を含む旨の規定を削る

(ホ) 第195条に規定する定例検査は海軍大臣の認可を受け之が実施計画を定むることに規定したるをもって時期の変更に関する規定を削る

(参) 第9号表 定例検査、特定修理及び老齡艦調査時期標準

記事	1	本表に記載する以外の雑役船の定例検査については本章の精神に則り庁長適宜之を施行するものとする
	2	定例検査は成るべく予備艦たる時期において之を施行するものとする

第 195 条 鎮守府司令長官は在籍の艦船につき翌教育年度における定例検査実施計画を立案し（その時期に達するも之を施行せざるものは理由とともに之を附記し）毎年 9 月 30 日迄に海軍大臣に提出しその認可を受くべし

第 196 条 鎮守府司令長官前条の規定により認可を受けたときは定例検査実施要領を定め之を令達すべし
 鎮守府司令長官は定例検査の施行を他の鎮守府司令長官又は艦船の所属長官に委託することを
 得、この場合委託元鎮守府司令長官はその旨海軍大臣に報告し委託を受けたる鎮守府司令長官
 又は艦船の所属長官は前項に準じ之を処理しその旨委託元鎮守府司令長官に通報すべし

第 197 条 鎮守府司令長官は海軍艦船部長を定例検査委員長とし左の職員を委員に任命し検査を施行せしむべし

- 1 海軍艦船部、海軍工廠その他部下職員中必要と認むるもの
- 2 当該艦船の職員中必要と認むるもの

艦船他の所属なる場合においては鎮守府司令長官は前項第 2 号の職員を定例検査委員に任命したるときはその旨当該所属長官に通知すべし

第 195 条 定例検査実施計画の立案及び処理につき規定す
 (改) 旧第 137 条に左の改正を行ふ
 (イ) 実施計画は海軍大臣の認可を受け之を定むることに改む
 (ロ) 規定時期に達するも定例検査を施行せざるものをも附記して認可を受くることに改む

第 196 条 定例検査実施要領の制定及び発令並びに委託
 手続につき規定す
 (改) 定例検査実施要領の制定及び発令に関する旧第 138 条及び定例検査の委託に関する旧第 136 条を取り纏め一条文とす
 (参) 引用条文の内容左の如し
 第 195 条 定例検査実施計画の立案及び処理

第 197 条 定例検査委員の任命に関し規定す
 (改) 旧第 139 条に左の改正を行ふ
 (イ) 臨検官を定例検査委員に改む
 (ロ) 当該艦船の職員を委員に加ふることとし之に伴ひ第 2 項の規定を設け委員をして助力せしむる規定を削る

第 198 条 定例検査における船体及び艀装品の検査標準を左の如く定む

区分	検査箇所標準	検査程度標準
防水部、油密部	防水区画 油密区画 水中防御区画 注排水区画 潜水艦メインタンク バルヂ内区画 ビルヂキール 潜水艦耐圧区画	(イ) 内外部より腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 水線下にある防水区画及び油密区画（缶室、機械室及び諸「タンク」を除く）中、不良と認むるものにつき気圧試験を行ふ、この場合扉、蓋等を含め気密を検査す (ハ) 潜水艦耐圧区画は各区画につき気圧試験を行ふ
気密部	集団防御区画	各区画につき気圧試験を行ふ
縦横強度構成部	外板 肋板 縦通材 内底板 梁 甲板 主隔壁	腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検す
重量物支持部	機械台 缶台 主要補機台 軸系軸受台 砲支筒 発射管台 その他主要兵器台 ドッキングキール バラストキール	腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検す

第 198 条 船体の定例検査標準につき規定す

(改) 定例検査の検査主要箇所及び方法に関する旧第 140 条の規定中船体関係のものを一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 注排水区画、潜水艦メインタンク、バルヂ内区画、ビルヂキール、集団防御区画、内底板、主要補機台、軸系軸受台、主要兵器台、ドッキングキール、バラストキール、露天甲板上の軽金属構造物、舷窓下部、潜水艦消音器下部、洗濯機室、特用空気圧縮機室、冷蔵庫、漬物庫、醤油庫、気蓄器、通風装置、蒸気暖房器、消毒器、烹炊諸設備、製氷装置、冷却装置、消防装置、重油タンク、軽質油タンク、潤滑油タンク、保護亜鉛、滑車、索具類、空気伝送管系及び計器類の検査方法を定む
- (ロ) 防水部及び油密部、舵、操舵装置、酸素容器、搭載諸装置、昇降起倒諸装置及び伝声管系の検査方法を改む
- (ハ) 電池室、電池台及び空気清浄装置附属酸素容器の検査を水上艦船にも適用のことに改む
- (ニ) 本規定は標準にして一部の変更省略は差支へなきものにつき但書の規定を削る

(注) 潜水艦電池室の検査に関する旧第 40 条の規定は定例検査及び特定修理の際之を行ふこととしその規定を廃す

特に腐食し易き部	上部構造物 露天甲板上の軽金属構造物 舷窓下部（内張内） 潜水艦消音器下部 烹炊室 浴室 厠 流場 ラムネ製造機室 洗濯機室 第2空気圧縮機室 冷却機室 冷蔵庫 漬物庫 醤油庫 艦底部	(イ) 腐食、衰朽の状況を検す (ロ) 冷蔵庫は防熱材の状況を検査し必要と認むるときは気圧試験を行ふ
	蓄電池室 蓄電池台	要すれば蓄電池を陸揚の上、床及び台につき腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検査す
	蓄電池排気管系	腐食、衰朽の状況を検す
	消防管系 真水管系 海水管系 ビルヂ管系 汚物管系 軽質油管系 蒸気管系	管、ポンプ、弁、弁棒等につき腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検査す
	張出受	腐食、衰朽の状況を検査す
	保安関係	防水扉 防水蓋 油密蓋
注排水装置		(イ) 一般状況を検査す (ロ) 排水ポンプその他機構部につき開放検査を行ふ (ハ) 必要と認むるときは機能試験を行ふ
弾火薬庫		(イ) 一般状況を検査す (ロ) ガス抜装置を検査す (ハ) 必要と認むるときは気圧試験を行ふ
操舵装置		(イ) 接合棒、歯車、軸受、ピン、注油装置等につき腐食、摩耗の状況を検査す (ロ) 「テレモータ」の主要部につき開放検査を行ふ (ハ) 「テレモータ」につき水圧試験を行ふ

	舵	腐食、摩耗の状況を検査す 本検査は要すれば抜出の上之を行ふ
	揚錨装置	車地につき分解検査を行ふ
	錨 錨鎖	摩耗弛緩の状況及び毀損の有無を検査す
	潜水艦救難装置	一般状況を検査す
	空気清浄装置附属酸素容器 気蓄器	(イ) 内部を掃除す (ロ) 使用最高気圧の 1.5 倍の圧力をもって水圧試験又は気圧試験を行ふ
雑	通風装置	(イ) 扇車及び弁につき一般状況を検査す (ロ) 管及び附属品につき腐食、毀損、閉塞及び変形の有無及び状況を検査す (ハ) 必要と認むるときは通風試験を行ふ (ニ) 潜水艦に在りては必要と認むるときは気圧試験を行ふ
	蒸気暖房機 消毒器 烹炊諸設備	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 管、弁、コック等につき異状の有無を検査す (ハ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	製氷装置 (機械を含む) 冷却装置 (機械を含む)	(イ) 機構部につき分解検査及び水圧試験又は気圧試験を行ふ (ロ) 冷却用「サーモタンク」につき開放検査を行ふ (ハ) 冷却管及び蒸気管につき水圧試験を行ふ (ニ) 潜水艦に在りては必要と認むるときは全装置につき水圧試験又は気圧試験を行ふ
	消防装置	(イ) ガス容器及び関係装置につき異状の有無を検査す (ロ) 一部のものにつき放出試験を行ふ
	石炭庫 諸タンク ビルヂ溜	(イ) 腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 潜水艦に在りては潜水艦艦装規程の定むる検査を行ふ
	保護亜鉛	腐食の状況を検査す
	装載短艇	(イ) 衰朽の状況を検査す (ロ) 吊索取附部の状況を検査す
	搭載諸装置 昇降起倒諸装置	(イ) 衰朽、摩耗の状況を検査す (ロ) 機構部及び重要部につき分解検査を行ふ (ハ) 荷重試験及び機能試験を行ふ
	檣桁類	腐食、衰朽の状況を検査す
	滑車 索具類	(イ) 衰朽、摩耗の状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは荷重試験を行ふ
	伝声管系 空気伝送管系	(イ) 腐食、毀損、閉塞及び変形の有無及び状況を検査す (ロ) 附属諸器具につき作動の状況を検査す (ハ) 防水部及び気密部につき必要と認むるときは気圧試験を行ふ

深度計 圧力計 その他諸計器	(イ) 作動の状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは整合を行ふ
----------------------	-------------------------------------

第 199 条 定例検査における機関及び機関附属物の検査標準を左の如く定む

区分	検査箇所標準	検査程度標準
ピストン主機械	蒸気シリンダ 滑弁囲	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 「シリンダ」につき摩耗の程度及び遊隙を検測す (ハ) 滑弁座につき摩耗の程度を検測す (ニ) パッキン箱につき摩耗の状況を検査す
	ピストン 滑弁	(イ) 「パッキンリング」につき摩耗の状況を検査す (ロ) 「バネ」を検査す
	ピストン棒 接合棒 滑弁運動装置	各運動部につき摩耗の状況を検査す
	クランク軸 主軸受	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 「クランクピン」につき摩耗の程度を検測す (ハ) 軸受裏金につき摩耗等の状況を検査す
	架構 台板	(ニ) 一般状況を検査す
タービン主機械	タービン車室 減速車室	(イ) 機構部につき開放検査を行ふ (ロ) 取附部及び滑座につき一般状況を検査す (ハ) 軸受部裏金につき摩耗の状況を検査す
	タービン軸車 翼車	外観検査を行ふ
	タービン翼 縁抑	(イ) 外観検査及び叩音検査を行ふ (ロ) 腐食、欠損、弛緩の有無及び状況を検査す (ハ) 必要と認むるときは翼の一部につき材質検査を行ふ
	ノズル ノズル弁	(イ) 仕切板につき腐食、欠損の有無を検査す (ロ) 仕切嵌輪につき摩耗の状況を検査す (ハ) 仕切、嵌輪及び「バネ」につき腐食の状況を検査す (ニ) 弁及び弁座につき一般状況を検査す
	炭素パッキン	(イ) 摩耗、欠損の有無及び状況を検査す (ロ) 「バネ」を検査す
	減速歯車	外観検査の上、歯の摩耗、欠損の程度を検測す

第 199 条 機関部定例検査標準につき規定す

(改) 定例検査の主要箇所及び方法に関する旧第 140 条の規定中機関関係のものを一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 内火主機械の「ハズミ」車、振振動回避（緩和）装置及び嵌脱装置、軸管及び張出軸受、収熱管及び空気予熱管、通風気扇車部、抽気エゼクタ、蒸化器、蒸溜器、工作機械、油漉、振計測器及び通信装置の検査方法を加ふ
- (ロ) 復水器、補助機械、回転ポンプ油、冷却器、給水加熱器、重油加熱器、抽気ポンプ注射水冷却器、蒸気管弁類その他につき検査方法に改正を行ふ
- (ハ) 兵器関係は兵器造修規則に定むるをもって削り船体関係のものは第 198 条に之を移す
- (ニ) 本規定は標準にして一部の変更省略は差支へなきものにつき但書の規定を削る

内 火 主 機 械	発動シリンダ 発動シリンダ蓋	(イ) 開放の上一般状況を検査す (ロ) 「シリンダ」につき腐食、摩耗の程度を検測す (ハ) 蓋及び附属諸弁につき腐食、摩耗、変形等の状況を検査す (ニ) シリンダ、入子等を分解掃除の上外観検査を行ふ (ホ) 水ジャケット部につき水圧試験を行ふ
	ピストン	(イ) 分解検査を行ふ (ロ) 摩耗の状況を検査す
	ピストン棒 接合棒	摩耗の状況を検査す
	クランク軸 主軸受	(イ) 「クランクピン」につき摩耗の程度を検測す (ロ) 軸受裏金につき摩耗の状況を検査す
	ハズミ車 振振動回避（緩和）装置	一般状況を検査す
	弁 動弁装置	(イ) 一般状況を検査の上摩耗の程度を検測す (ロ) 「バネ」を検査す
	空気圧縮ポンプ 同関連装置	(イ) 「ポンプ」につき腐食、摩耗の程度を検測し必要と認むるときは水圧試験を行ふ (ロ) 弁及び弁座につき腐食、摩耗の状況を検査す (ハ) 「バネ」を検査す (ニ) 空気冷却器につき水圧試験を行ふ (ホ) 気蓄器につき内部掃除のうえ水圧試験を行ふ
	掃除ポンプ 同関連装置	(イ) 「シリンダ」につき摩耗の状況を検査す (ロ) ピストン、ピストンリング、弁及び弁座につき一般状況を検査す (ハ) 「バネ」を検査す
	燃料ポンプ 同関連装置	(イ) ポンプ胴、ピストン、弁及び弁座につき腐食、摩耗の状況を検査す (ロ) 「バネ」を検査す (ハ) 燃料油管につき通気検査を行ふ
	その他「ポンプ」	一般状況を検査す
	調速機	一般状況を検査す
	嵌脱装置 フルカン接手	(イ) 外観検査の上歯につき摩耗、欠損の程度を検測す (ロ) 液体接手につき開放検査の上水圧試験を行ふ
	消音器	(イ) 腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	架構 台板	一般状況を検査す
軸 系、 推 進	軸系	接手離脱の上銜面の平行調査による中心検査を行ふ
	軸受	(イ) 取附部その他につき一般状況を検査す (ロ) 裏金につき摩耗の程度を検測す (ハ) 嵌輪につき遊隙を検測す
	各種接手	一般状況を検査す

	船尾軸 推進軸	必要と認むるときは抜出に上検査す
	軸管 張出受	裏金につき摩耗の状況を検査す
	推進器	外観検査の上必要と認むるときは抜出の上検査す
缶、 煙路、 煙突	ドラム 缶管 過熱管 収熱管 空気予熱管	内外部を検査す
	缶囲	(イ) 腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 缶囲及び空気囲につき気密の状況を検査す
	缶脚	一般状況を検査す
	缶附著品 缶附属品	一般状況を検査す
	煙路 煙突	腐食、衰朽の状況を検査す
補助機械 同関連装置	復水器 同関連装置	(イ) 復水器管全部を抜出し水圧試験を行ふ、但し復水器管の一端を擴管するものに在りてはその数本を抜出し水圧試験及び切開試験を行ふ (ロ) 控及び鑄鐵製蓋につき腐食、衰朽の状況を検査す (ハ) 密閉給水弁につき摩耗の状況を検査す (ニ) 附属装置につき一般状況を検査す (ホ) 各部復旧の上水圧試験を行ふ
	ピストン補助機械	(イ) ピストン主機械に準じ検査す (ロ) 調速機の状況並びに直動「ポンプ」の滑弁及び滑弁座の摩耗の状況を検査す
	タービン補助機械	(イ) タービン主機械に準じ検査す (ロ) 非常装置及び調速装置につき検査す
	内火補助機械	内火主機械に準じ検査す
	送風機扇車部 通風気扇車部	扇車、軸受等につき一般状況を検査す
	回転ポンプ ターボ送風機	(イ) 扇車、齒車、軸受等につき一般状況を検査す (ロ) 主要部の遊隙を検測す

	油冷却器 給水加熱器 重油過熱器 抽気ポンプ注射水冷却器 抽気エゼクタ 蒸化器 蒸溜器	(イ) 水圧試験を行ふ (ロ) 必要と認むるときは一部の管を抜き出し切開試験を行ふ
	操舵装置 揚錨装置	開放検査を行ふ
	工作機械	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 要すれば精度検査を行ふ (ハ) 必要と認むるものにつき精度検査を行ふ
諸管装置	蒸気管系	(イ) 弁、接続片、膨脹接手及び接手を解装の上腐食、衰朽、毀損の有無及び状況を検査し必要と認むるときは水圧試験を行ふ (ロ) 取附ボルト、管支金等につき一般状況を検査す
	蒸気管系以外の主要諸管系	(イ) 腐食、衰朽、毀損の有無及び状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験又は気圧試験を行ふ
	弁類	(イ) 安全弁、減圧弁、非常弁その他主要諸弁につき開放検査を行ふ (ロ) 開閉安全装置を有するものにつき分解検査の上作動試験を行ふ (ハ) 内火機械主排出弁、舷外排出弁の開放検査を行ふ
雑	給水タンク 予備水タンク ドレンタンク 油溜タンク 重油タンク	漉器その他内部諸装置につき一般状況を検査す
	油漉	一般状況を検査す
	振計測器	一般状況を検査の上調整を行ふ
	主要諸計器	(イ) 作動の状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは整合を行ふ
	通信装置	作動の状況を検査す

第 200 条 定例検査を施行する場合之が準備、復旧その他に関しては左の各号によるものとする

- 1 準備及び復旧作業は当該艦船の乗員之を行ふものとし必要に応じ鎮守府司令長官は部下の艦船部隊又は海軍工廠をして之を助力せしむるものとする
- 2 他の試験検査にしてその施行時期近きものは同一時期に相関連して之を施行するものとする
- 3 定例検査期間中入渠予定なき場合には入渠を要する部分の検査は適宜の入渠時期に繰上げ又

第 200 条 定例検査における雑件の処理につき規定す
(改) 定例検査と他の試験検査との同時施行に関する旧第 141 条入渠を要する部分の定例検査の処理に関する旧第 142 条並びに準備及び復旧作業の処理に関する旧第 143 条を取り纏め一条文とす
(注) 定例検査中発見したる修理工事と雖も第 148 条により処理すべきは当然につき旧第 145 条の規定を削る

は繰延べ之を施行するものとす

第 201 条 庁長定例検査の結果修理の必要を認めたるときは第 48 条の規定により之を海軍工廠長に請求することを得

第 202 条 庁長定例検査に要する材料中艦管需品一般用消耗品及びその他の材料にして必要なるものあるときは第 48 条の規定に準じ海軍工廠長に請求し海軍工廠長は第 50 条及び第 51 条の規定に準じ之を供給すべし

第 203 条 定例検査終了したるときは第 119 条、第 132 条及び第 143 条に規定する方法に準じ修理運転試験（続航時間は適宜）、定例重心試験及び普通潜航試験を施行するものとす
検査委員は前項の試験に立会すべきものとす

第 204 条 定例検査終了したるときは定例検査委員長は速に定例検査成績（様式適宜）及び特定修理に際し特に実施を要すと認むる重要事項に対する所見を附し 4 通（他鎮守府の艦船なるときは 5 通）を鎮守府司令長官に提出すべし

鎮守府司令長官は前項の書類 1 通を海軍大臣に進達し 1 通を当該艦船長に送付するの外委託を受けたる場合にありては 1 通を艦船の本籍鎮守府司令長官に送付すべし

第 205 条 第 8 章第 1 節の規定は第 162 条を除くの外艦船の定例検査に之を準用す

第 201 条 定例検査時における修理請求に関し規定す
(改) 旧第 43 条に字句の小改正を行ふ

第 202 条 定例検査用諸材料の請求手続及び供給に関し規定す
(改) 旧第 146 条に字句の小改正を行ふ
(参) 引用条文の内容左の如し
第 48 条 修理請求手続
第 50 条 修理請求に対する工作庁長の処理
第 51 条 修理材料の供給

第 203 条 定例検査後施行すべき艦船試験につき新に規定す
(注) 艦船試験成績表は第 161 条により処理するを要す
(参) 引用条文の内容左の如し
第 119 条 修理運転公試の方法
第 132 条 重心公試の方法
第 143 条 普通潜航公試の方法

第 204 条 定例検査成績の処理につき規定す
(改) 旧第 147 条に左の改正を行ふ
(イ) 調製者を明にす
(ロ) 当該艦船に係る書類を送付することを明確にす
(ハ) 所要経費概算書は特定修理に関するものなることを明確にす
(注) 大臣に進達したる書類は艦政本部において保管するものとす

第 205 条 艦船の定例検査に関する左の手続につき規定す
工作庁の助力を要する場合の請求手続
助力請求に対する工作庁長の処理
工作庁における発見修理工事の処理
水圧試験圧力

第10章 特定修理

第206条 艦船左表の時期に達するときは船体及び機関を整備しその能力を回復せしむる為特定修理を施行せしむ

艦種	回次	第1回	第2回	第3回
戦艦 航空母艦（赤城、加賀） 潜水母艦 特務艦		竣工後10年	第1回特定修理後7年	第2回特定修理後7年
軍艦〔戦艦、航空母艦（赤城、加賀）、潜水母艦を除く〕		竣工後9年	第1回特定修理後7年	
軍艦、特務艦（内火主機械を装備するもの）		竣工後8年	第1回特定修理後5年	第2回特定修理後4年
駆逐艦 海防艦 輸送艦 水雷艇 掃海艇 駆潜艇 哨戒艇 特務艇		竣工後8年	第1回特定修理後5年	
潜水艦		竣工後7年	第1回特定修理後4年	
雑役船（公試状態排水量600トン以上の曳船及び交通船）		竣工後12年		
記事	本表に規定する雑役船以外の雑役船の特定修理については必要に応じ海軍大臣之を指示することあるべし			

第207条 前条の規定に拘らず左の各号の一に該当する場合には特定修理を延期することあるべし

- 1 大改造を行ひたる艦船にして特定修理を延期し得と認むる場合
- 2 第208条に規定する調査の結果に鑑み特定修理を延期し得と認むる場合

着手の報告及び通知
工事遅延の場合の処理
工事参考資料の処理
(参) 引用条文の内容左の如し
第8章（第1部） 船体、機関等の試験検査（通則）
第162条 艦政本部長の試験検査発令手続

第206条 特定修理の目的及び施行時期につき規定す
(改) 艦艇、特務艦艇の特定修理に関する旧第150条及び雑役船の特定修理に関する旧第155条の規定を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 特定修理を行ふ時期を若干短縮し且その回数を増加す
(ロ) 特務艦は戦艦と同様に取扱ふことに改む
(ハ) 雑役船中特定修理を行ふものを明にし且その施行時期を定む
(注) 本条に規定する以外の雑役船については雑船修理費の範囲において適宜整備を行ふものとする
(参) 第9号表 定例検査、特定修理及び老齡艦調査時期標準

第207条 特定修理を延期する場合につき規定す
(参) 引用条文の内容左の如し
第208条 特定修理艦船の調査及び報告

3 その他特に特定修理を延期するの必要ある場合

第 208 条 鎮守府司令長官は在籍の艦船中第 206 条に規定する時期の 2 年前に達するもの及び既に之を報告したるも特定修理の施行決定せざるものにつきその状況を調査し艦船特定修理調書（第 15 号様式）を調製しその年の 12 月 31 日迄に海軍大臣に報告すべし

鎮守府司令長官は前項の調査を艦船の所属長官に委託することを得、この場合艦船の所属長官に前項に準じ之を処理するの外艦船特定修理調書 1 通を委託元鎮守府司令長官に送付すべし

第 209 条 海軍工廠をして特定修理を施行せしめんとするときは之を鎮守府司令長官に訓令す

鎮守府司令長官前項の訓令を受けたるときは海軍工廠長をして訓令の要領並びに第 211 条及び第 212 条に規定する所により特定修理を施行せしむべし

第 210 条 部外製造所をして特定修理を施行せしめんとするときは之を鎮守府司令長官に訓令し又は海軍艦政本部長をして海軍省経理局長とともに之を処理せしむ

前項の場合鎮守府司令長官に訓令せざるときは海軍艦政本部長は工事要領、工事施行場所、工事施行期日等を本籍鎮守府司令長官及び艦船長に通知すべし

第 208 条 特定修理を要する艦船の調査につき規定す

(改) 旧第 151 条第 1 項の規定に左の改正を行ふ

(イ) 調査の委託につき新に規定す

(ロ) 報告様式を定む

(ハ) 12 月 31 日迄に報告することを明にす

(ニ) 特定修理施行緩急順序は様式中に記載欄を設けたるにつき之を記載する規定を削る

(注) 海軍大臣に報告の艦船特定修理調書は艦政本部において保管するものとする

(参) 引用条文の内容左の如し

第 206 条 特定修理の目的及び施行時期

第 209 条 海軍工作庁をして施行せしむる特定修理の発令手続及び処理につき規定す

(改) 特定修理の発令手続に関する旧第 151 条第 2 項及び之が処理に関する旧第 152 条を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

(イ) 入費に関しては特定修理艦船調書に概算の記載欄を設けたるにつき之に関する規定を削る

(ロ) 予算の範囲において施行すべきは当然のことにつきその規定を削る

(参) 引用条文の内容左の如し

第 211 条 特定修理船体部工事標準

第 212 条 特定修理機関部工事標準

第 210 条 部外製造所をして施行せしむる特定修理の発令手続及び処理につき新に規定す

(注) 部外製造所において特定修理を施行せしむる場合にありては回航につき訓令に要するも本則の範囲外につき規定せず

第 211 条 特定修理においては船体及び艀装品は左の標準により検査の上必要なる修理を行ふものとする

区分	検査箇所標準	検査程度標準
防水部、油密部	防水区画 油密区画 水中防御区画 注排水区画 潜水艦メインタンク バルヂ内区画 ビルヂキール 潜水艦耐压区画	(イ) 内外部より腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 水線下にある防水区画及び油密区画（缶室、機械室及び諸「タンク」を除く）中、不良と認むるもの（要すればその都度海軍艦政本部長をして指示せしむ）につき気圧試験を行ふ、この場合扉、蓋等を含め気密を検査す (ハ) 潜水艦耐压区画は各区画につき気圧試験を行ふ
気密部	集団防御区画	各区画につき気圧試験を行ふ
縦横強度構成部	外板 肋板 縦通材 内底板 梁 甲板 主隔壁	(イ) 艦の全長に互りなるべく等間隔の切断面 5 以上を選定し縦横強力材の腐食、衰朽の程度を検査す、この場合特に異状ありと認むる箇所あるときは鑽通試験を行ふ (ロ) (イ)以外のものにつき腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検査す
重量物支持部	機械台 缶台 主要補機台 軸系軸受台 砲支筒 発射管台 その他主要兵器台 ドッキングキール バラストキール	腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検す

第 211 条 特定修理における船体部の工事標準につき規定す

- (改) 特定修理の検査標準に関する旧第 153 条中船体部に関するものを一条文とし左の改正を行ふ
- (イ) 特定修理においては定例検査におけるよりも詳細精密に検査するの必要あるにつき別に検査標準を定む
- (ロ) 平時検査困難なる箇所に対し特に詳細なる検査を行ふことは当然なることにつきその規定を削る
- (注) 潜水艦蓄電池室の検査に関する旧第 40 条の規定は定例検査及び特定修理の際之を行ふこととしその規定を廃す

特に腐食し易き部	上部構造物 露天甲板上の軽金属構造物 舷窓下部（内張内） 潜水艦消音器下部 烹炊室 浴室 厠 流場 ラムネ製造機室 洗濯機室 第2空気圧縮機室 冷却機室 冷蔵庫 漬物庫 醤油庫 艦底部	(イ) 腐食、衰朽の状況を検す、この場合腐食特に甚しと認むる箇所あるときは鑽通試験を行ふ (ロ) 冷蔵庫は防熱材の状況を検査し気圧試験及び冷却試験を行ふ
	蓄電池室 蓄電池台	要すれば蓄電池を陸揚の上、床及び台につき腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検査す、この場合腐食特に甚しと認むる箇所あるときは鑽通試験を行ふ
	蓄電池排気管系	腐食、衰朽の状況を検す
	消防管系 真水管系 海水管系 ビルヂ管系 汚物管系 軽質油管系 蒸気管系	(イ) 管、ポンプ、弁、弁棒等につき腐食、衰朽の状況及び異状の有無を検査す (ロ) 必要と認むるものにつき水圧試験を行ふ
	張出受	腐食、衰朽の状況を検査す
	保安関係	防水扉 防水蓋 油密蓋
注排水装置		(イ) 一般状況を検査す (ロ) 排水ポンプその他機構部につき開放検査を行ふ (ハ) 機能試験を行ふ
弾火薬庫		(イ) 一般状況を検査す (ロ) ガス抜装置を検査す (ハ) 必要と認むるときは気圧試験を行ふ

	操舵装置	(イ) 接合棒、歯車、軸受、ピン、注油装置等につき腐食、摩耗の状況を検査す (ロ) テレモータ主要部につき開放検査を行ふ (ハ) テレモータにつき水圧試験を行ふ
	舵	抜出の上腐食、摩耗の状況を検査す
	揚錨装置	車地につき分解検査を行ふ
	錨 錨鎖	(イ) 摩耗、弛緩の状況及び毀損の有無を検査す (ロ) 錨鎖につき必要と認むるときは熱処理を行ひ又は緊張力試験を行ふ
	潜水艦救難装置	一般状況を検査す
	空気清浄装置附属酸素容器 気蓄器	(イ) 内部を掃除す (ロ) 使用最高気圧の 1.5 倍の圧力をもって水圧試験又は気圧試験を行ふ
雑	通風装置	(イ) 扇車及び弁につき一般状況を検査す (ロ) 管及び附属品につき腐食、毀損、閉塞及び変形の有無及び状況を検査す (ハ) 風路内部を掃除す (ニ) 通風試験を行ふ (ホ) 潜水艦に在りては気圧試験を行ふ
	蒸気暖房機 消毒器 烹炊諸設備	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 管、弁、コック等につき異状の有無を検査す (ハ) 水圧試験を行ふ
	製氷装置 (機械を含む) 冷却装置 (機械を含む)	(イ) 機構部につき分解検査及び水圧試験又は気圧試験を行ふ (ロ) 冷却用「サーモタンク」につき開放検査を行ふ (ハ) 全装置につき水圧試験又は気圧試験を行ふ
	消防装置	(イ) ガス容器及び関係装置につき異状の有無を検査す (ロ) 一部のものにつき放出試験を行ふ
	石炭庫 諸タンク ビルヂ溜	(イ) 腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 潜水艦に在りては潜水艦艦装規程の定むる検査を行ふ
	保護亜鉛	腐食の状況を検査す
	装載短艇	(イ) 衰朽の状況を検査す (ロ) 吊索取附部の状況を検査す
	搭載諸装置 昇降起倒諸装置	(イ) 衰朽、摩耗の状況を検査す (ロ) 機構部及び重要部につき分解検査を行ふ (ハ) 荷重試験及び機能試験を行ふ
	檣桁類	腐食、衰朽の状況を検査す
	滑車 索具類	(イ) 衰朽、摩耗の状況を検査す (ロ) 荷重試験を行ふ

伝声管系 空気伝送管系	(イ) 腐食、毀損、閉塞及び変形の有無及び状況を検査す (ロ) 附属諸器具につき作動の状況を検査す (ハ) 防水部及び気密部につき必要と認むるときは気圧試験を行ふ
深度計 圧力計 その他諸計器	(イ) 作動の状況を検査す (ロ) 整合を行ふ

第 212 条 特定修理においては機関及び機関附属物は左の標準により検査の上必要なる修理を行ふものとす

区分	検査箇所標準	検査程度標準
ピストン主機械	蒸気シリンダ 滑弁囲	(イ) 着手前、各「シリンダ」の遊隙を検測す (ロ) 「シリンダ」につき内径及び摩耗の程度を検測す (ハ) 滑弁座につき摩耗の程度を検測す (ニ) 外皮を取外し外観検査を行ひ必要と認むるときは水圧試験を行ふ (ホ) 蒸気「ジャケツ」につき水圧試験を行ふ (ヘ) 取附「ボルト」につき外観検査を行ふ (ト) パッキン箱につき摩耗の状況を検査す
	ピストン 滑弁	(イ) 蒸気シリンダ内にて「ピストンリング」切目の間隙を検測す (ロ) 各部摺面の状況を検査す (ハ) 「バネ」を検査す
	ピストン棒 接合棒	(イ) ピストン棒及び「クロスヘッドピン」の直径を検測す (ロ) クロスヘッドボルト少くも 1 本を選び緊張力試験を行ふ (ハ) 裏金につき摩耗の状況を検査す
	滑弁運動装置	(イ) 滑弁「パッキンリング」に切目あるものはその間隙及び摩耗の程度を検測す (ロ) 偏心外輪及び偏心内輪につき幅及び直径の摩耗程度を検測す (ハ) 各運動部につき摩耗の状況を検査す (ニ) 「バネ」を検査す
	クランク軸 主軸受	(イ) クランク軸につき外観検査を行ふ (ロ) 「クランクピン」につき摩耗の程度を検測す (ハ) ボルト少くも 1 本を選び緊張力試験を行ふ (ニ) 軸受裏金につき摩耗等の状況を検査す
	回転装置 発停装置	一般状況を検査す
	操縦弁 減圧弁	開放検査の上水圧試験及び蒸気試験を行ふ

第 212 条 特定修理における機関部の工事標準につき規定す

(改) 特定修理の検査標準に関する旧第 152 条中機関に関するものを一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 分類を定例検査に準じ整理し従来規定し非ざりしものは之を加へ又はその規定を具体的ならしむ
- (ロ) 内火機械の振振動回避(緩和)装置及びフルカン接手その他の検査方法を定む
- (ハ) 復水器その他の検査法の一部を改む
- (ニ) 平時検査困難なる箇所に対し特に詳細なる検査を行ふことは当然なることにつきその規定を削る

	ドレン装置 灌水装置 注油装置	(イ) 腐食の状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	附属諸装置	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	架構 台板	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 取附「ボルト」につき外観検査及び増締検査を行ふ
タービン主機械	タービン車室 減速車室	(イ) 着手前各軸受につき下り及び移動の量を検測す (ロ) 車室の「ジャケット」を取外し亀裂、欠損の有無及び状況を検査す (ハ) 機構部につき開放検査を行ふ (ニ) 車室足の締附ボルト及び滑座につき外観検査を行ふ (ホ) 締附ボルト少くも1本を選び緊張力試験を行ふ (ヘ) 軸受裏金につき摩耗の状況を検査す
	タービン軸車 翼車	(イ) 外観検査を行ふ (ロ) 翼列及び翼尖につき遊隙を検測す
	タービン翼 縁抑	(イ) 外観検査及び叩音検査を行ふ (ロ) 腐食、欠損、弛緩の有無及び状況を検査す (ハ) 必要と認むるときは翼の一部につき材質検査を行ふ
	ノズル ノズル弁	(イ) ノズル、弁、弁座につき一般の状況を検査す (ロ) 仕切板につき腐食、欠損の有無及び程度を検測す (ハ) 仕切嵌輪につき摩耗の程度を検測す (ニ) 仕切、嵌輪及び「バネ」につき腐食、衰朽の状況を検査す
	炭素パッキン	(イ) 摩耗、欠損の有無及び程度を検測す (ロ) 「バネ」を検査す
	減速歯車	歯につき摩耗の程度を検測し亀裂、欠損の有無及び当り具合を検査す
	回転装置	一般状況を検査す
	操縦弁	開放検査の上水圧試験及び蒸気試験を行ふ
内火主機械	附属諸装置	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	発動シリンダ 発動シリンダ蓋	(イ) 着手前各シリンダ及び重要部につき遊隙を検測す (ロ) シリンダ、入子等を分解掃除の上外観検査を行ふ (ハ) シリンダにつき内径及び腐食、摩耗の程度を検測す (ニ) 蓋及び附属諸弁につき腐食、摩耗、変形等の状況を検査す (ホ) 重要部取附「ボルト」につき外観検査を行ひ必要と認むるときは各種「ボルト」につき緊張力試験を行ふ

ピストン	(イ) 分解検査の上水圧試験を行ふ (ロ) ピストン袴及び並行部につき外径及び摩耗、変形の程度を検測す (ハ) 「ピストンリング」につき摩耗の程度を検測し各部の当り具合を検査す
ピストン棒 接合棒	(イ) ピストン棒及び接合棒につき外観検査を行ふ (ロ) クロスヘッドピン(耳軸)につき各方向の直径を検測し必要と認むるときはその中空部につき水圧試験を行ふ (ハ) 滑座及び滑金につき摩耗の程度を検測し滑座につき水圧試験を行ふ (ニ) 締附「ボルト」につき外観検査を行ひ必要と認むるときは各種「ボルト」につき緊張力試験を行ふ (ホ) 裏金につき摩耗の状況を検査す
クランク軸 主軸受	(イ) クランク軸につき外観検査及び中心検査を行ひ必要と認むるときは「クランク」角度を検測す (ロ) 「クランクピン」につき摩耗の程度を検測す (ハ) 「ボルト」につき外観検査を行ひ必要と認むるときは緊張力試験を行ふ (ニ) 軸受裏金につき摩耗の状況を検査す
クランク室油溜	外観検査及び油密検査を行ふ
ハズミ車 振振動回避(緩和)装置	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 取附「ボルト」につき外観検査を行ひ必要と認むるときは各種「ボルト」につき緊張力試験を行ふ
弁 動弁装置	(イ) 起動弁、噴油弁、安全弁、掃除弁につき外観検査を行ふ (ロ) 給入弁及び排出弁につき外観検査を行ひ必要と認むるときは水圧試験及び材料試験を行ふ (ハ) 弁箱につき外観検査及び水圧試験を行ふ (ニ) 「バネ」につき圧縮試験を行ふ (ホ) 動弁装置につき外観検査及び軸系中心検査を行ふ (セ) カム及び「コロ」につき間隙及び摩耗の程度を検測す (ト) 伝動歯車装置につき外観検査を行ひ摩耗の程度を検測す
空気圧縮ポンプ 同関連装置	(イ) ポンプ胴、ピストン、接合棒、弁類は主機械本体に準じ検査す (ロ) 装着の艦類につき水圧試験を行ふ (ハ) 空気冷却器の胴及び冷管につき外観検査、水圧試験及び必要と認むるときは切開試験を行ふ (ニ) 気蓄器につき内部掃除のうえ水圧試験及び必要と認むるときは鑽通試験を行ふ
掃除ポンプ 同関連装置	(イ) 「ポンプ」は主機械本体に準じ検査す (ロ) 掃除空気溜及び掃除空気寄につき外観検査を行ふ

	燃料ポンプ 同関連装置	(イ) ポンプ胴、ピストン等の腐食、摩耗の程度を検測す (ロ) 弁類につき外観検査の上腐食、摩耗の程度を検測す (ハ) 「バネ」を検査す (ニ) 燃料油管につき通気検査を行ふ
	その他「ポンプ」	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	回転装置 発停装置 调速機	一般状況を検査す
	嵌脱装置 フルカン接手	(イ) 一般状況を検査し摩耗、欠損の有無及び程度を検測す (ロ) 減速歯車については「タービン」主機械減速装置に準じ検査す (ハ) 液体接手につき開放検査の上水圧試験を行ふ
	消音器	(イ) 腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験を行ふ
	減圧弁 安全弁 逆止弁 附属諸装置	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 水圧試験を行ふ
	架構 台板	(イ) 掃除を行ひたる上外観検査を行ふ (ロ) 締附「ボルト」につき外観検査及び増締検査を行ふ
軸系、 推進器	軸系	(イ) 中心検査を行ふ、但し減速装置あるものは之を基として行ふ (ロ) タービン式に在りては主機械を連絡及び分離の上、ピストン式及び内火式に在りては主機械直後の嵌脱装置を外し回転力率を検測す
	軸受	(イ) 取附部その他につき一般状況を検査す (ロ) 裏金につき摩耗の程度を検測す (ハ) 嵌輪につき遊隙を検測す (ニ) 中間軸に自動注油装置を有するものに在りては油冷却管につき水圧試験を行ふ
	各種接手	一般状況を検査す
	中間軸	外観検査を行ふ
	船尾軸 推進軸	(イ) 抜出しの上外観検査を行ふ (ロ) 必要と認むるときは裏金部につき油圧試験を行ふ
	軸管 張出受	裏金につき摩耗の状況を検査す
	推進器	(イ) 抜出しの上検査す (ロ) 外観検査の上必要と認むるときは「ピッチ」を検測す (ハ) 「ボルト」をもって「ボス」に緊締するものは「ボルト」を抜出し外観検査のうえ少くも1本を選び緊張力試験を行ふ

缶、煙路、煙突	ドラム 缶管 過熱管 収熱管 空気予熱管	(イ) 必要と認むるときは切開試験を行ふ (ロ) 管全部を換装す、但し切開試験の状況によりては一部の換装に止む (ハ) 各「ドラム」は掃除の上精密に内外部を検査す
	缶囲	(イ) 腐食、衰朽の状況を検査す (ロ) 缶囲及び空気囲につき気密の状況を検査す
	缶脚	一般状況を検査す
	安全弁 塞止弁 自動給水加熱器 その他附属品	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 水圧試験を行ふ (ハ) 蒸気弁につき蒸気試験を行ふ (ニ) 安全弁につき「バネ」圧縮試験及び蒸気調整を行ふ
	缶附属物	一般状況を検査す
	煙路 煙突	腐食、衰朽の状況を検査す
	補助機械同関連装置	復水器 同関連装置
ピストン補助機械		(イ) ピストン主機械に準じ検査す (ロ) 調速機の状況並びに往復「ポンプ」の滑弁及び滑弁座の摩耗の程度を検測す
タービン補助機械		(イ) タービン主機械に準じ検査す (ロ) 非常装置及び調速装置につき検査す
内火補助機械		内火主機械に準じ検査す
送風機扇車部 通風気扇車部		扇車、軸受等につき一般状況を検査し遊隙を検測す
回転ポンプ ターボ送風機		(イ) 扇車、軸受等につき一般状況を検査し遊隙を検測す (ロ) 車室につき水圧試験を行ふ
油冷却器 給水加熱器 重油過熱器 抽気ポンプ注射水冷却器 抽気エセクタ 蒸化器 蒸溜器		(イ) 一般状況を検査す (ロ) 水圧試験を行ふ (ハ) 細管数本を拔出し切開試験を行ふ

	操舵装置 揚錨装置	(イ) 開放検査を行ふ (ロ) 各部摩耗の程度を検測す
	工作機械	(イ) 一般状況を検査す (ロ) 要すれば精度検査を行ふ
諸管装置	蒸気管系 給水送管系 高压空気管系	(イ) 弁（鑄鋼製のもの「ジャケツ」を取除く）、接続片、膨脹接手及び接手を解装の上腐食、衰朽、毀損の有無及び状況を検査し水圧試験を行ふ (ロ) 取付ボルト、管支金等につき一般状況を検査す
	その他の諸管系	(イ) 腐食、衰朽、毀損の有無及び状況を検査す (ロ) 必要と認むるときは水圧試験又は気圧試験を行ふ
	分離器	外観検査及び水圧試験を行ふ
	弁類	(イ) 安全弁、減圧弁、非常弁その他主要諸弁につき開放検査を行ふ (ロ) 開閉安全装置を有するものにつき分解検査の上作動試験を行ふ (ハ) 必要と認むるものにつき水圧試験を行ふ
	管系一般	全部復旧の上各系毎に連絡試験を行う
雑	給水タンク 予備水タンク ドレンタンク 油溜タンク 重油タンク	漉器その他内部諸装置につき一般状況を検査す
	油漉	一般状況を検査す
	海水藻除 同附著品	一般状況を検査す
	風路	一般状況を検査す
	振計測器	一般状況を検査の上調整を行ふ
	主要諸計器	(イ) 作動の状況を検査す (ロ) 整合を行ふ
	通信装置	作動の状況を検査す
	その他	サイレンその他につき一般状況を検査す
記事	陸揚容易なるものはなるべく取外の上、陸上において試験検査を行ふものとす	

第 213 条 海軍工廠長特定修理を終了したるときは速に特定修理記録（様式適宜）を調製し各 1 通を海軍大臣及び所属鎮守府司令長官に提出するの外、他の鎮守府を本籍とする艦船に在りてはその 2 通を当該艦船の本籍鎮守府司令長官に送付すべし

第 213 条 海軍工作庁において特定修理を施行した場合の特定修理記録の処理につき規定す
(改) 旧第 154 条の規定に左の改正を行ふ
(イ) 記録の提出、送付先に所属鎮守府司令長官を加ふ
(ロ) 本籍鎮守府司令長官への送付部数を 2 通に

第 214 条 部外製造所長特定修理を終了したときは速に特定修理記録（様式適宜）を調製し、海軍省経理局と契約したる場合に在りては 4 通を海軍艦政本部長に、海軍工廠と契約したる場合に在りては 4 通（契約元海軍工廠の所属鎮守府と艦船の本籍鎮守府と異なる場合は 5 通）を当該海軍工廠長に提出するものとする
海軍艦政本部長又は海軍工廠長前項の書類を受領したるときは前条の規定に準じて之を処理すべし

第 215 条 第 58 条、第 59 条及び第 166 条の規定は特定修理の場合に之を準用す

第 1 1 章 老齡艦船の検査

第 216 条 艦船左表の時期に達するときは爾後引続き役務の種類、就役の能否、除籍の時期等の決定資料を得る為、当該艦船の本籍鎮守府司令長官に訓令し之を調査せしむ、但し特に必要なりと認むるときは左表の時期以外において調査を命ずることあるべし

艦 種	調査を行ふ時期
戦艦 航空母艦（赤城、加賀） 潜水母艦 特務艦	竣工後 28 年
軍艦〔戦艦、航空母艦（赤城、加賀）、潜水母艦を除く〕	竣工後 20 年
軍艦、特務艦（内火主機械を装備するもの）	竣工後 20 年
駆逐艦 海防艦 輸送艦 水雷艇 掃海艇 駆潜艇 哨戒艇 特務艇	竣工後 17 年

改む（1 通は工廠用、1 通は艦船部用）
（注） 海軍大臣に提出の特定修理記録は艦政本部において保管するものとする

第 214 条 部外製造所において特定修理を施行したる場合の特定修理記録の処理につき規定す

（参） 引用条文の内容左の如し
第 213 条 特定修理記録の処理（工作庁工事施行のもの）

第 215 条 特定修理遅延の場合の処理並びに参考資料の処理につき規定す

（参） 引用条文の内容左の如し
第 58 条 修理工事遅延の場合の処理
第 59 条 修理工事参考資料の処理
第 166 条 水圧試験圧力

第 216 条 老齡艦船調査の目的及び時期に関し新に規定す

（注） 以外とは本条所定の時期の以前若しくは以後における調査又は要すれば再度の調査を実施し得るの謂なり
（参） 第 9 号表 定例検査、特定修理及び老齡艦船調査時期標準

潜水艦	竣工後 14 年
雑役船（公試状態排水量 600 トン以上の曳船及び交通船）	竣工後 24 年

第 217 条 前条の規定に拘らず左の各号の一に該当する場合には調査を延期又は省略することあるべし

- 1 大改造を行ひたる艦船にして調査の時期を延期し得と認むる場合
- 2 特定修理、定例検査等の状況に鑑み調査の時期を延期し得と認むる場合
- 3 就役の状況概ね同等にして艦齢に大差なき同型の艦船につき調査を行ふ場合
- 4 任務等の状況により調査困難なる場合
- 5 その他特に調査の必要なしと認むる場合

第 218 条 鎮守府司令長官第 216 条の規定により老齡艦船の調査を命ぜられたるときは海軍艦船部長を老齡艦船調査委員長として左の職員を委員に任命し調査を施行せしむべし

- 1 海軍艦船部、海軍工廠、海軍航空技術廠及び海軍航空廠職員中必要と認むるもの
- 2 当該艦船の職員中必要と認むるもの
- 3 海軍省軍務局、海軍艦政本部及び軍令部職員中必要と認むるもの
- 4 前各号の外部下職員中必要と認むるもの

第 219 条 老齡艦船の調査は概ね左の各号につき之を行ふものとす、この場合調査の標準はその都度海軍艦政本部長をして之を指示せしむ

- 1 船体及び機関の腐食、衰朽の状況
- 2 縦強力に関係ある船体重要部の鑽通試験
- 3 修理を要する程度及び時期
- 4 所要経費の概算

第 220 条 鎮守府司令長官は海軍大臣の認可を受け老齡艦船の調査実施に関する細則を定むべし

第 221 条 鎮守府司令長官は老齡艦船の調査を艦船の所属長官に委託することを得、この場合に在りては

第 217 条 老齡艦船の調査を延期又は省略する場合につき新に規定す

第 218 条 老齡艦船の調査委員の組織及び任命に関し新に規定す

(参) 引用条文の内容左の如し

第 216 条 老齡艦船調査の目的及び時期

第 219 条 老齡艦船の調査事項につき新に規定す

第 220 条 老齡艦船調査実施細則の制定手続につき新に規定す

第 221 条 老齡艦船調査の委託に関し新に規定す

委託元鎮守府司令長官はその旨海軍大臣に報告すべし

所属長官前項の委託を受けたときは第 218 条の規定に準じ老齡艦船調査委員を任命し（必要と認むるときは当該艦船の本籍鎮守府司令長官と協議し同条第 1 号及び第 3 号の職員を調査委員に加ふることを得）本籍鎮守府司令長官の定むる調査実施細則に基き調査を施行せしむべし

第 222 条 老齡艦船の調査終了したときは老齡艦船調査委員長は速に老齡艦船調査成績（様式適宜）を調製し所見を添へ鎮守府司令長官又は所属長官に報告すべし

鎮守府司令長官又は所属長官は前項の報告に爾後の就役に関する所見を添へ 1 通を海軍大臣に進達するとともに 10 通を海軍艦政本部長に、1 通を当該艦船長に送付するの外、委託を受けたる場合に在りては 1 通を艦船の本籍鎮守府司令長官に送付すべし

(注) 艦船部長は艦船部職員として調査委員に加はることは差支なきも、この場合には委員長と為さざるものとす

(参) 引用条文の内容左の如し
第 218 条 老齡艦船調査委員の組織及び任命

第 222 条 老齡艦船調査報告の調製、通達及び送付につき新に規定す

第 12 章 艦船の塗色、着標等

第 223 条 艦船の外部は左の各号により塗粧するものとす、但し他に規定あるものは之による

1 塗別線の決定

完成満載状態（潜水艦に在りては完成常備標準状態）の喫水線上左の 3 点を連ぬる弧線を艦船の塗別線とす

位置	喫水線上の高さ
前部	垂線間の長さの 300 分の 1
中央部	0
後部	垂線間の長さの 600 分の 1
記事	1 艦船装載短艇、橈艇及び櫓艇には塗別線を附せず 2 外見その他の事情により塗別線を変更するの必要あるときは海軍艦政本部長の認可を受け之を処理するものとす

2 塗別線以上（塗別線なきものは外部）の塗粧

(イ) 外部一般の塗粧

艦船別		外舷及び外舷上端以下の装着物件	外舷上端以上及びその装着物件
艦船及び特務艦船（砲艦を除く）	本艦	鼠	鼠
	装載短艇	鼠	鼠
砲艦	本艦	白	白

第 223 条 艦船の外部塗粧につき規定す

(改) 艦船外部塗色に関する旧第 156 条及び船底塗粧に関する旧第 158 条を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ

- (イ) 塗粧せざる部分を明確にす
- (ロ) 煙突頂部の黒色塗粧範囲に小改正を加ふ
- (ハ) 砲艦の櫓の中央部の塗粧に関する規定を加ふ
- (ニ) 雑役船の塗粧を要せざる部分は着色せざる規定は特に必要なきにつき削る
- (ホ) 潜水艦救難浮標着色は潜水艦艦装規程に定むるにつきその規定を削る
- (ヘ) 塗別線変更に関する申請者を工作庁長以外にも適用のことに改む

(注 1) 塗粧法変更に関しては第 232 条に之を定む

(注 2) 他に規定あるものは「ジュネヴァ」条約の原則を海戦に適用する条約第 5 条に規定する病院船の塗色及び識別を言ふ

(参) 昭和 18 年 12 月 8 日官房軍機密第 1434 号大東亜戦争中南方面に行動する魚雷艇及び特型運貨船の塗色に関する件

	装載短艇	白	白
部隊、官衙及び学校附属の雑役船（次項に掲ぐるものを除く）	長官艇 司令官艇	白	黄
	機動艇	黒	黄
	橈艇	鼠	
	その他の雑役船 及び装載短艇	黒	黒
海軍兵学校及び海軍機関学校の附属練習船並びに海軍兵学校、海軍機関学校、その他の学校、防備隊、海軍航空隊、海兵团及び海軍通信隊の曳船兼交通船（敷設艇型を含む）及び内火艇	本船	鼠	鼠
	装載短艇	鼠	鼠
記事	1 黄銅製煙突、青銅金物、手摺支柱及び舷梯は塗粧せず		
	2 機動艇の外舷上端以上の木部には「ラック」又は「ワニス」を塗粧することを得		

(ロ) 煙突頂部の塗粧

大なる煙突の直径（円形ならざる煙突に在りては長径及び短径の平均）の3分の1を黒色に塗粧す、但し装載短艇に在りては全径を黒色に塗粧す

(ハ) 煙突の後部にある檣の中央部の塗粧

艦艇及び特務艦艇に在りては最高煙突頭端と同一水平線上9mより（ロ）号による煙突黒色塗粧最下端と同一水平線迄（附近に外観上適當なるものある場合には適宜伸縮することを得）、特務艇及び雑役船に在りては艦艇に準じ適宜間隔を黒色に塗粧す、但し砲艦に在りては前後檣とも塗粧す

3 塗別線以下の塗粧

船底塗料但し銅板張船底のものは塗粧せず

第224条 艦船の内部は左表により塗粧するものとす

箇所		上部	下部
諸室	公室、私室、事務室、休憩室、海図室、作戦室等	白 (但し公室は適宜の淡色と為すことを得)	床面上150mm以下錆
	司令塔及び通報筒、兵員室及び通路、食器室、酒保、倉庫、糧食庫等		床面上300mm以下錆
	食器消毒室、烹炊室、流場、浴室、廁等		床面上1m以下錆

第224条 艦船の内部塗粧につき規定す

- (改) 旧第157条中下部の錆色塗粧範囲を改正しその適用を具体的ならしむ
- (参) 昭和18年12月8日官房軍機密第1434号大東亜戦争中南方面に行動する魚雷艇及び特型運貨船の塗色に関する件

	発煙器室、蓄電池室	白（耐酸塗料）	床面上 500 ミリ以下及び格納庫棚裏赤色（耐酸塗料）
工場 機関室及び	機械室、缶室	白	床面上 1m500mm以下錆、但し駆逐艦、砲艦、掃海艇、駆潜艇等は床面上 1m200mm以下錆
	各補機室、各工場		床面上 1m 以下錆、但し潜水艦は床上 300mm以下錆
内舷	外舷より見透の箇所	外舷と同色	床面上 300mm 以下錆
	その他の箇所	白	
船艙口縁		錆	
記事	下部の錆色塗粧部は内舷の模様により適宜伸縮することを得		

第 225 条 艦船は進水前適当なる時期において左の各号により喫水標記をなすものとす

1 標記箇所

(イ) 艦艇、特務艦艇等

前部、中央部及び後部の両舷

(ロ) 雑役船

前部及び後部両舷、状況により後部は 1 箇所

2 標記範囲

(イ) 艦艇、特務艦艇等

上端は満載状態喫水線上約 600mm 迄とし、下端は中央部（前後垂線間の中央）においては船底彎曲部附近、前後部においては概ね中央部に相当する高さ迄とす

(ロ) 雑役船

上端は満載状態喫水線上約 200mm 迄とし、下端は中央部において船底彎曲部附近、前後部においては概ね中央部に相当する高さ迄とす

3 標記法

(イ) 艦艇、特務艦艇等

艦の中央部（前後垂線間の中央）における平板竜骨又は「バラストキール」下面を前後に延長したる線を基礎線とし前垂線、後垂線及び両垂線の中央において基礎線上の垂直の高さを

第 225 条 喫水線の標記法につき規定す

(改) 旧第 159 条の規定に左の改正を行ふ

- (イ) 下端における標記に関することを規定す
- (ロ) 雑役船の標記を満載状態喫水線上 200mm に改む
- (ハ) 標記の着色につき規定す

測り基礎線を零とし垂直の高さ 100mm のアラビア数字を喫水 200mm 毎に標記するものとす

(ロ) 雑役船

(イ) に同じ

4 標記の着色

墨色、但し船底塗料黒色のものは錆色とす

5 字体

海軍艦政本部長の定むる所による

舵、推進器等にして基礎線より垂下するものあるときはその垂下物の存在する附近両舷において前項に準じ垂下物の下端よりの高さを標記するものとす

第 226 条 艦艇、特務艦艇には進水前適当なる時期において水平基線標示板を装着すべし
前項所定の水平基線標示板の装着要領に関しては海軍艦政本部長の定むる所による

第 227 条 軍艦及び練習特務艦には艦首正面に徽章として金色の御紋章を装着するものとす
御紋章の形状、寸法及び装着位置は海軍工廠長及び部外製造所長（監督長経由）海軍艦政本部長の認可を受け之を定むべし

第 228 条 艦船には左の各号により艦船名、所属名等を標記するものとす

艦船別	字体	文字色	標記法	標記箇所
軍艦	平仮名	金色	右より始め横列	艦尾の最後面又はその両舷側
特務艦		白色		
駆逐艦 海防艦 輸送艦 水雷艇 掃海艇 駆潜艇 哨戒艇	艦尾のものは平仮名、舷側のものは片仮名、但し船名番号のものはアラビア数字	白色	仮名のものは右より始め横列 数字のものは左より始め横列	艦尾の最後面又はその両舷側及び中央部の両舷側

第 226 条 艦艇、特務艦艇新造時及びその後の船体上下歪測定上の基準となすため一平面を指示する標示板装着につき新に規定す

第 227 条 御紋章の装着につき規定す
(改) 旧第 160 条の規定に左の改正を行ふ
(イ) 標的艦には装着せざることに改む
(ロ) 形状、寸法及び装着位置に関する申請者を工作庁長以外にも適用のことに改む
(注) 同型の第 2 艦以降に対しては御紋章の形状、寸法及び装着位置は第 1 艦と同様になすものとす

第 228 条 艦船名、所属名等の標記法につき規定す
(改) 艦船名の附着に関する旧第 161 条及び装載短艇の所属名装着等に関する旧第 162 条を取り纏め一条文とし左の改正を行ふ
(イ) 陰影を附し得ることを明確にす
(ロ) 文字の書体、寸法、附着位置等は総て艦政本部長之を定むることに改む
(ハ) 雑役船たる撓艇の公称番号標記位置を改む
(ニ) 仮名には半濁点をも附することを明にす
(ホ) 見易き位置を選定すべきは当然につきそ

特務艇						
潜水艦		等級別は片仮名、番号はアラビア数字	白色	左より始め横列	艦橋又は中央部の両舷側	
雑役船（長官艇及び司令官艇を除く）	船名を有するもの	平仮名、但し「第（数字）」を冠するものは「第」及び「数字」は漢字	白色	右より始め横列	船尾の最後面又はその両舷側	
	公称番号を有するもの	公称番号	アラビア数字	白色	左より始め横列	中央部の両舷側、但し橈艇は船尾左舷側内舷
		所属名	漢字	白色	右より始め横列	艀の両舷側
装載短艇（長官艇及び司令官艇を除く）		所属名	片仮名又はアラビア数字、但し掃海艇のものは「ソ」を、駆潜艇のものは「ク」を、哨戒艇のものは「セ」を冠す	外舷白色のものは黒色、その他のものは白色	右より始め横列 数字のものは左より始め横列	艀の両舷側
長官艇及び司令官艇		所属名	漢字	黒色	右より始め横列	艀の両舷側
記事	1 艦船名はその視認を容易ならしむる為、之に適宜の陰影を附するものとす（雑役船及び装載短艇を除く）					
	2 艦船名仮名の場合にはその邦語発言に従ひ濁点及び半濁点を附す					
	3 長官艇及び司令官艇にはその官階相当の旗章図を艀の両舷側に標示す					

艦船名、所属名及び旗章図の標示位置の詳細、文字の書体及び寸法並びに旗章図の寸法は海軍艦政本部長の定むる所による

第 229 条 駆逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊又は駆潜隊の編成する駆逐艦、潜水艦、水雷艇、掃海艇又は駆潜艇にはその艀両舷側に白色アラビア数字（視認を容易ならしむる為之に適宜の陰影を附するものとす）を以て隊名を標記するものとす
前項の数字の書体、寸法及び標記位置は海軍艦政本部長の定むる所による

第 230 条 運送艦には別に定むる所により満載喫水線を標記するものとす

第 231 条 運送船には左の各号により識別線を標記するものとす

1 識別線

船種	識別線
水船	藍

の注意を削る
(注) 外舷塗色変更に伴ふ艦船名着色変更に関しては第 232 条に之を定む

第 229 条 隊名の標記法を規定す
(改) 旧第 163 条に左の改正を行ふ
(イ) 文字色を規定す
(ロ) 陰影を附し得ることを明確にす
(ハ) 標示位置を定む
(ニ) 水雷艇隊を水雷隊に改む

第 230 条 運送艦満載喫水線の標記法につき新に規定す
(注) 別に定むる所とは運送艦満載喫水線規定を言ふ

第 231 条 運送船識別線の標記法につき新に規定す
(制) 昭和 8 年軍需第 139 号に水船に関する識別線を加へ本条文とす

重油船	黄
潤滑油船	緑
航空燃料船	赤
軽質油船	白

2 標記法

構造物上部又は適宜の見易き位置に幅 300mm の水平なる一線を附す

第 232 条 所属長官戦時、事変等に際し必要ありと認むるときは第 223 条に規定する塗色を変更し第 228 条又は第 229 条に規定する艦船名、所属名若しくは隊名を抹消し又はその文字色を変更することを得

前項の場合所属長官は之を海軍大臣に報告すべし、塗色を正規に復したる場合また同じ

第 233 条 所属長官艦船識別の為必要あるときは左表により適宜の標識をなすことを得

艦船別	識別標記位置
艦艇、特務艦艇（潜水艦を除く）	煙突
潜水艦	艦橋又は中央部
装載短艇	適宜の位置

第 234 条 艦船に装備の諸管には一区内適宜の箇所に管名称を記載するものとす、但し吸込管及び送管の区別は必要に応じ矢符を以て示すことを得

第 235 条 艦船内の重要諸室、諸倉庫等の名称は別に規定あるものは之によるの外第 10 号表の標準により之を附与するものとす

諸室、諸倉庫等の名称札の制式は海軍艦政本部長の定むる所による

第 232 条 外舷、艦船名等の塗色変更に関することを規定す

(改) 艦船外部の着色変更に関する旧第 156 条第 5 号、同第 6 号及び艦船名文字色の変更に関する旧第 161 条備考第 4 号の規定を取り纏め一条文とし隊名文字色の変更に関する規定を新に加ふ

(注) 平時役務上特に塗色又は文字色を変更するの必要ある場合には第 18 条により海軍大臣の認可を受くるを要す

(参) 引用条文の内容左の如し

第 223 条 艦船の外部塗粧

第 228 条 艦船名、所属名等の標記法

第 229 条 隊名の標記法

第 233 条 艦船識別の標記手続につき新に規定す

第 234 条 艦船装備の諸管に管名称を記載することに規定す

第 235 条 諸室諸倉庫の名称附与標準につき規定す

(改) 旧第 165 条に左の改正を行ふ

(イ) 区分に大改正を加へ戦時関係諸室の名称をも規定す

(ロ) 名称の整理を行ふ

(ハ) 名称札の制式は艦政本部長をして定めし

むることに改む

(注) 別に定むる所とは明治 42 年官房第 3558 号艦内
主要兵器、機関、船具の番号、称号並びに甲板内
外舷等の受持及び食卓、寝所等に関する規程、
戦闘関係諸制式及び海軍用語を言ふ

第1号表 艦船造修規則関係書類保存期間表

書類様式	関係条文	書類名	保存期間	備考
	第13条	艦船工事進捗月報	1 完成の月報は永久 2 その他は工事完成後3年	様式は海軍艦政本部長の定むる所による
		船体用甲鉄製造月報		
		艦船搭載重量月報		
		搭載重量月報(船体)		
		工事進捗程度写真	1 起工、進水、完成及び運転公試のものは永久 2 その他は廃艦又は廃棄迄	
		艦船主要工事月報	3年	
		受託工事月報	1年	
	機関工事月報	1年		
第1号様式	第22条	艦艇特務艦艇工事概括表	工事完成迄	
第2号様式	第28条 第37条(雑役船)	配布完成図書目録等	1 本籍鎮守府の海軍工廠、海軍艦政本部又は医務局において保管するものは永久 2 その他において保管するものは廃艦又は廃棄迄	
第3号様式				
第4号様式				
第5号様式				
第6号様式				
第2号様式	第33条	雑役船要求調書	3年	
第3号様式	第34条	雑役船要求総合調書	3年	
第4号様式	第48条	修理工事請求書	工事完成後3年	
第5号様式	第56条	修理工事部外委託報告(通知)	工事完成後1年	
第6号様式	第58条 第79条 第72条(入渠)	艦船工事完成期日変更具申	工事完成後1年	
	第62条	艦船入渠概定表(1年分)	1年	様式は海軍艦政本部長の定むる所による
		艦船入出渠予定表(3月分)	3年	
第7号様式	第63条	入渠請求書	3年	
	第70条	艦船入出渠記録	廃艦又は廃棄迄	様式は海軍艦政本部長の定むる所による
第8号様式	第76条	新設(増設、撤去、換装、改造)工事請求書	3年	
	第77条 第80条	重量増減表	廃艦又は廃棄後1年	様式は海軍艦政本部長の定むる所による

	第 105 条	船体試験成績表	1 本籍鎮守府の海軍工廠又は海軍艦政本部において保管するものは永久 2 その他において保管するものは廃艦又は廃棄迄	別に規定あるものの外、様式適宜 1 様式は海軍艦政本部長の定める所による 2 試験成績表は公試成績表に準ずるものとす	
	第 106 条	機関試験成績表			
	第 158 条	公試成績摘要表			
	第 159 条	艦船公試成績表			
	第 160 条 第 161 条	艦船試験成績表			
第 9 号様式	第 169 条 第 188 条	水圧試験（缶及び高压空気管系）施行時期報告	3 年		
	第 183 条	復水器管定期（臨時）切開試験検査施行時期報告	3 年		
第 10 号様式	第 169 条	缶定期（臨時）切開試験検査（鑽通試験）施行上申書	3 年		
第 11 号様式	第 178 条	缶定期（臨時）水圧試験成績表	廃艦又は廃棄迄		
第 12 号様式		缶定期（臨時）切開試験成績表			
第 13 号様式		缶鑽通試験成績表			
第 14 号様式	第 185 条	復水器管切開試験検査成績表			
第 15 号様式	第 208 条	艦船特定修理調書	10 年		
	第 204 条	定例検査成績 特定修理所要経費概算書	廃艦又は廃棄迄		様式適宜
	第 213 条 第 214 条	特定修理記録			
	第 222 条	老齡艦船調査成績		廃艦又は廃棄後 10 年	
	第 11 条	図 面	工場出図は工事完成迄、原図は廃艦又は廃棄迄、但し主要なるものは永久		
	第 19 条 第 35 条(雑役船)	一般計画要領書 一般計画図面等	永久		

第2号表

船体、機関関係完成図書、目録等

(記事)

1 本表中○及び◎印のものにして引渡の際交付し得ざるものあるときは左の各号により処理するものとす

(1) ○印の図書は工事用図書を完成図書交付迄海軍工廠長又は監督長より引渡の際貸与す

(2) ◎印の図書は工事用図書に修正(已むを得ざれば概略修正)を加へ完成図書交付迄海軍工廠長又は監督長より貸与す

乗員の教育訓練の見地より必要なるもの又は制式の新旧等により必要の程度を異にする等特殊の事情ある場合には前号(1)及び(2)の規定に拘らず貸与者、被貸与者間において協議し適宜取捨選択することを得

2 本表は艦艇長、特務艦長又は防備隊司令宛送付するものとす

甲 船体の部

図 書 名 称		
1	線図諸計算図表、目録等	
○	(1) 排水量等測線	
○	(2) 浸水状態計算表	
○	(3) 諸タンク容量及び同容量曲線(石炭庫を含む)	
○	(4) 要目簿	
	(5) 艀装品目録	
	(6) 静動索、滑車類目録	
○	(7) 水中浮力計算書	潜水艦のみ
	(8) 予備浮力曲線	潜水艦のみ
○	(9) 諸タンク積量及び重心位置曲線(メインタンク、補助タンク、釣合タンク、補重タンク、補水タンク(又は魚雷タンク)、負浮力タンク、真水タンク、ビルヂタンク、潤滑油タンク)	潜水艦のみ
○	(10) 燃料油タンク容量曲線	潜水艦のみ

	(11)	完成図書目録
	2	船体関係図書
○	(1)	中央部構造切断
○	(2)	前後部構造切断
○	(3)	防水、油密、気密区画（各区画の容積、容量、水圧試験圧力、人孔位置を記入す）
◎	(4)	入渠用図（艦底諸孔位置を記入す）
	(5)	水平基線標示板位置
	(6)	防水区画定期検査実施要領図
	3	艤装関係図書
○	(1)	舷外側面及び上部平面
○	(2)	艦内側面
○	(3)	諸甲板及び船倉平面
○	(4)	諸要部切断
	(5)	甲板敷物配置
○	(6)	操舵装置及び同系図
	(7)	揚錨、曳航、被曳航、係留装置（防雷具装置を含む）
◎	(8)	消防管、ビルヂ管、注水管、排水管、汚物管、測油管、空気抜管装置
◎	(9)	消防管、ビルヂ管、注水管系図
◎	(10)	汚物管、排水管系図
◎	(11)	測油管、空気抜管系図
○	(12)	真水管、飲料水管、海水管装置
○	(13)	真水管、飲料水管系図
○	(14)	海水管系図
◎	(15)	蒸気管、排出蒸気管装置及び同系図
○	(16)	軽質油、液化炭酸ガス消火装置及び同系図
○	(17)	油圧管系図
◎	(18)	空気管系図
○	(19)	ガス検知装置
	(20)	冷暖房（蒸気管）装置及び同系図
○	(21)	冷却装置及び同系図

○	(22)	通風装置及び同系図	
○	(23)	諸通信装置及び同系図	
	(24)	天幕、横幕、手摺等装置	
	(25)	前後檣装置	
	(26)	司令塔装置	潜水艦のみ
	(27)	発令所装置	潜水艦のみ
○	(28)	蓄電池ガス排気管装置及び同系図	潜水艦のみ
○	(29)	空気清浄装置及び同系図	潜水艦のみ
○	(30)	重油艦外放出装置	潜水艦のみ
○	(31)	補給装置	潜水艦のみ
○	(32)	救難浮標装置	潜水艦のみ
○	(33)	艦外脱出装置	潜水艦のみ
○	(34)	艦外救難メインタンク高圧ブロー装置	潜水艦のみ
○	(35)	防水区画救難ブロー装置	潜水艦のみ
○	(36)	救命衣格納装置	潜水艦のみ
◎	(37)	メインタンク、浮力タンク、ベント管弁装置及び同開閉装置	潜水艦のみ
◎	(38)	メインタンク、キングストン弁配置及び同開閉歯車装置	潜水艦のみ
◎	(39)	メインタンク低圧排水管装置及び同系図	潜水艦のみ
◎	(40)	補用（調整）タンク、負浮力タンク、ベント管弁装置	潜水艦のみ
◎	(41)	補助（調整）タンク、負浮力タンク、注水管弁装置	潜水艦のみ
◎	(42)	魚雷積込装置	潜水艦のみ
4		装載短艇関係図書	
	(1)	水雷艇、汽艇、内火艇線図	
	(2)	各短艇艀装（機動艇のみ）	
○	(3)	各短艇要目簿（機動艇のみ）	
○	(4)	各短艇艀装品目録	

乙 機関の部

図 書 名 称	
1	機関一般

		全体装置	
	2	主機械	
◎	(1)	主機械組立（減速装置を含む）	
	(2)	主機械及び附着品主要部詳細	
	(A)	タービン機械の部	
	1	タービン及び減速装置車室	
◎	2	タービンノズル弁	
	3	タービンノズル及び車室仕切	
	4	タービン蒸気パッキン	
	5	タービン翼車及び心棒	
◎	6	タービン翼、縁抑及び翼配備	
◎	7	タービン及び減速装置軸受裏金	
◎	8	タービン推力軸受	
◎	9	タービン及び減速装置咬合接手	
◎	10	タービン嵌脱接手及び同用歯車	
	11	タービン蒸気溜管及び膨脹接手	
	12	タービン車室ジャケット	
	13	タービン減速装置滑座据附挟金、膨脹計、摩耗計及び指隙計等	
◎	14	減速装置親歯車	
◎	15	減速装置子歯車	
	16	タービン及び減速装置附着品装置	
	17	タービン安全弁、蒸気逆止弁、近路弁、煖機弁、パッキン弁、ドレン弁、減速装置油噴射器	
	18	その他必要と認むるもの	
	(B)	ピストン機械の部	
◎	1	シリンダ、滑弁筐、入子及び蓋	
◎	2	台板架構	
◎	3	クランク軸	
◎	4	主軸受	
◎	5	ピストン、ピストン棒、クロスヘッド、接合棒（各種裏金を含む）	
◎	6	滑弁及び同運動装置	

◎	7	機械直結諸ポンプ類
	8	シリンダ安全弁指圧器歯車
	9	その他必要と認むるもの
(C)		内火機械の部（補助機械用内火機械）
◎	1	発動シリンダ及び蓋
◎	2	架構台板
◎	3	クランク軸
◎	4	主軸受
◎	5	振振動回避装置
◎	6	ピストン
◎	7	ピストン冷却装置
◎	8	ピストン棒及び同填座
◎	9	クロスヘッド、滑金及び滑座
◎	10	クロスヘッドピン注油装置
◎	11	接合棒
◎	12	カム軸運動装置
◎	13	カム軸及びカム
◎	14	動弁装置及び線図
◎	15	給入弁
◎	16	掃除弁
◎	17	排出弁
◎	18	噴油弁
◎	19	起動弁
◎	20	発動シリンダ安全弁
◎	21	燃料ポンプ
◎	22	燃料ポンプ運動装置
◎	23	燃料加減装置
◎	24	噴油弁揚程加減装置
◎	25	調速機
◎	26	起動機械組立又はサーボモーター組立
◎	27	操縦装置

◎	28	逆転装置
	29	給入管及び排出管
◎	30	空気圧縮ポンプ組立
◎	31	空気圧縮ポンプ胴
◎	32	空気圧縮ポンプ蓋
◎	33	空気圧縮ポンプ、ピストン
◎	34	空気圧縮ポンプ、ピストン棒
◎	35	空気圧縮ポンプ、クロスヘッド
◎	36	空気圧縮ポンプ接合棒
◎	37	空気圧縮ポンプ給入及び吐出弁
◎	38	空気圧縮ポンプ空気冷却器組立
◎	39	掃除ポンプ組立
◎	40	掃除ポンプ胴
◎	41	掃除ポンプ蓋
◎	42	掃除ポンプ、ピストン
◎	43	掃除ポンプ、ピストンピストン棒
◎	44	掃除ポンプ、クロスヘッド
◎	45	掃除ポンプ接合棒
◎	46	掃除ポンプ給入及び吐出弁
	47	掃除ポンプ給入消音器組立
◎	48	冷却水ポンプ組立及び同運動装置
◎	49	注油並びに冷却油ポンプ組立及び同運動装置
◎	50	クロスヘッド注油ポンプ組立及び同運動装置
◎	51	シリンダ注油ポンプ組立及び同運動装置
◎	52	ビルヂポンプ組立及び同運動装置
	53	噴射気蓄器及び塞止弁
	54	指圧図採取装置
	55	圧力計装置
	56	タコメータ及び積算回転計運動装置
○	57	諸管装置
	58	各種安全弁

	59	各種減圧弁	
	60	各種逆止弁	
	61	その他必要と認むるもの	
	(3)	本体附属諸装置	
○	1	回転装置及び詳細	
○	2	発停装置及び詳細	
○	3	釣揚装置及び詳細	
○	4	軸受裏金取外装置及び詳細	
○	5	発停加減弁及び同開閉装置	
	6	等速指示器及び危険防止回転計	
	7	タービン軸車移動及び主軸回転計	
○	8	タービン軸受裏金摩耗計測器及び指隙計	
○	9	嵌脱接手又は液体接手組立（主機械直後のもの及び内火機械用）	
	10	掃除空気導管組立	
	11	起動気蓄器装置	
◎	12	過給機ポンプ組立（内火機械用）	
	13	その他必要と認むるもの	
	(4)	主機械各部調整表及び図	
	(5)	主復水装置詳細（補助復水装置）	
◎	1	主復水器組立及び管板	
◎	2	主抽気ポンプ組立（真空増進器を含む）	
◎	3	主復水ポンプ組立	
◎	4	抽気エゼクタ組立	
◎	5	密閉給水弁	
◎	6	主送水ポンプ組立	
	7	その他必要と認むるもの	
3		軸系及び推進器	
◎	(1)	軸系装置及び詳細（潜水艦用後部嵌脱装置を含む）	
◎	(2)	軸管及び張出受嵌輪	
◎	(3)	推力軸受及び中間軸受（附着品装置を含む）	
◎	(4)	推進器	

	4	補助機械	
◎	(1)	各補助機械組立	
◎	(2)	操舵装置	
◎	(3)	揚錨装置	
◎	(4)	水圧ポンプ装置	
◎	(5)	造水装置	
	(6)	各工場装置	
	(7)	各工作機械組立	
	5	缶（補助缶）	
◎	(1)	缶本体組立	
○	(2)	缶囲組立（空気予熱器を含む）	
	(3)	缶本体缶囲同附着品及び重油噴燃装置要部詳細	
○	1	缶管配列及び屈曲	
○	2	過熱管配列及び屈曲	
○	3	取熱管配列及び屈曲	
○	4	降路管装置及び詳細	
○	5	缶取附脚	
	6	蒸気水過熱器及び取熱器ドラム詳細	
	7	缶本体附着品座金	
	8	過熱器配備	
	9	過熱器ドラム隔板	
	10	蒸気水過熱器及び取熱器ドラムジャケット	
	11	缶囲及び空気予熱器	
	12	缶囲内ソラセ板及び過熱管支板	
○	13	耐火煉瓦装置及び詳細	
	14	煙路付空気孔開閉歯車装置	
	15	缶附属品装置	
◎	16	缶安全弁	
	17	缶水面計	
○	18	蒸気内管給水内管蒸気ソラセ板	
◎	19	給水加減器	

	20	缶非常用蒸気捨口及び開閉歯車装置	
	21	缶安全弁挙揚装置	
	22	缶室空気圏及び風路	
	23	重油分配弁	
○	24	重油噴燃器及びコーン	
○	25	点火用重油加熱装置	
○	26	消煙装置詳細	
	27	煙幕用噴油器装置	
◎	28	缶外部掃除装置詳細	
	29	その他必要と認むるもの	
	6	煙路及び煙突	
		煙路及び煙突詳細（煙路内「ソラセ」板詳細を含む）	
	7	管、弁、「コック」	
○	(1)	機関部諸管装置（線図とも）	
◎	(2)	主補蒸気管系主要弁、膨脹接手等	
	(3)	分離器	
◎	(4)	船底付海水弁	
◎	(5)	主機械用（潜水艦）第1、第2排出弁	
	(6)	補助発電機用（潜水艦）第1、第2排出弁	
	(7)	弁、「コック」、接続片の表	
	8	雑	
◎	(1)	油冷却器	
◎	(2)	過熱器	
◎	(3)	主要濾器	
◎	(4)	内火機械用消音器	
◎	(5)	振計測器及び同取付装置	
◎	(6)	機関科指揮系統	
	9	装載短艇	
○	(1)	機関全体装置及び諸管装置	
○	(2)	主機械組立及び主要部詳細	
○	(3)	軸系及び推進器詳細	

	(4)	補助機械組立
○	(5)	缶本体組立及び缶囲詳細
	(6)	煙路及び煙突詳細
	(7)	主要弁詳細
		書類
○	1	完成機関製造方法書
○	2	機関要目簿
	3	諸試験成績表
◎	(1)	「タービン」嵌脱試験成績表
◎	(2)	補助機械陸上運転成績表
	(3)	補助機械艦内試験成績表
○	(4)	缶焚試試験成績表
	(5)	缶水圧試験成績表
◎	(6)	重油噴燃器噴射性能曲線表
	(7)	缶安全弁試験成績表
	(8)	艦内通風装置試験成績表
◎	(9)	内火機械陸上運転成績表
	(10)	発停試験成績表
○	4	機関附属物目録
○	5	機関長主管艙装品目録
○	6	工作長主管艙装品目録
	7	完成図書目録
		備考
	1	機関及び計器の型式及び構造上特に必要と認むるものは取扱説明書を附加すべし
	2	補助機械及び缶焚試試験成績表はその型式及び寸法同一なる為試験を省略せる場合には既成の試験成績を以て之に代ふることを得

第3号表

船体、機関関係完成図書、目録等

(記事)

本表は本籍鎮守府の海軍艦船部長又は本籍の警備府司令長官宛送付するものとする

甲 船体の部

図 書 名 称	
1	線図諸計算図表、目録等
	(1) 排水量等測線
	(2) 浸水状態計算表
	(3) 要目簿
	(4) 艀装品目録
	(5) 静動索、滑車類目録
	(6) 完成図書目録
2	船殻関係図書
	(1) 防水、油密、気密区画 (各区画の容積、容量、水圧試験圧力、人孔位置を記入す)
	(2) 入渠用図 (艦底諸孔位置を記入す)
	(3) 水平基線標示板位置
	(4) 防水区画定期検査実施要領図
3	艀装関係図書
	(1) 艀外側面及び上部平面
	(2) 艦内側面
	(3) 諸甲板及び船倉平面
	(4) 諸要部切断
	(5) 操舵装置及び同系図
	(6) 揚錨、曳航、被曳航、係留装置 (防雷具装置を含む)
	(7) 消防管、ビルヂ管、注水管、排水管、汚物管、測油管、空気抜管装置
	(8) 消防管、ビルヂ管、注水管系図
	(9) 汚物管、排水管系図
	(10) 測油管、空気抜管系図
	(11) 真水管、飲料水管、海水管装置

(12)	真水管、飲料水管系図	
(13)	海水管系図	
(14)	蒸気管、排出蒸気管装置及び同系図	
(15)	軽質油管、液化炭酸ガス消火装置及び同系図	
(16)	油圧管系図	
(17)	ガス検知装置	
(18)	重油艦外放出装置	潜水艦のみ
(19)	補給装置	潜水艦のみ
(20)	救難浮標装置	潜水艦のみ
(21)	艦外脱出装置	潜水艦のみ
(22)	艦外救難メインタンク高圧ブロー装置	潜水艦のみ
(23)	防水区画救難ブロー装置	潜水艦のみ
(24)	救命衣格納装置	潜水艦のみ

乙 機関の部

図 書 名 称	
1	図 書
(1)	機関全体装置
(2)	主機械組立
(3)	軸系装置
(4)	舵取装置
(5)	揚錨装置
(6)	缶組立
(7)	機関諸管装置線図
(8)	完成機関製造方法書
(9)	機関要目簿
(10)	機関附属物目録
(11)	機関長主管艤装品目録
(12)	工作長主管艤装品目録
(13)	完成図書目録

第4号表

船体、機関関係完成図書、目録等

(記事)

本表は本籍鎮守府の海軍工廠長及び海軍艦政本部長宛送付するものとす

甲 船体の部

図 書 名 称		
1	線図、諸計算図表、目録等	
(1)	線 図	
(2)	正面線図 (船殻用)	
(3)	排水量等測線	
(4)	排水量計算表	
(5)	船体寸法表 (オーヂネート毎のもの)	
(5) の 2	船体寸法表 (肋材毎のもの)	
(6)	搭載重量簿 (完成及び進水時)	
(7)	船殻等重心位置	
(8)	浸水状態計算表	
(9)	諸タンク容量及び同容量曲線 (石炭庫を含む)	
(10)	要目簿	
(11)	建造経歴簿	
(12)	艀装品目録	
(13)	静動索、滑車類目録	
(14)	上部構造物及び艦橋構造物線図	潜水艦のみ
(15)	船殻等重心、浮心位置	潜水艦のみ
(16)	水中浮力計算書	潜水艦のみ
(17)	予備浮力曲線	潜水艦のみ
(18)	諸タンク、積量及び重心位置曲線、〔メインタンク、補助タンク、釣合タンク、補重タンク、補水タンク、(又は魚雷タンク)、負浮力タンク、真水タンク、ビルヂタンク、潤滑油タンク〕	潜水艦のみ
(19)	燃料油タンク容量曲線	潜水艦のみ
(20)	各補機類重量表	

2	(21)	完成図書目録	
		諸試験成績表	
	(1)	各防水区画水圧試験成績表	
	(2)	各油密区画油圧試験成績表	
	(3)	各防水及び防毒区画気圧試験成績表	
	(4)	軽質油タンク気圧試験成績表	
	(5)	操舵装置関係試験成績表	
	(6)	揚艇（貨）機試験成績表（ダビッド、デリック、クレーン等試験成績表を含む）	
	(7)	諸ポンプ、エゼクタ試験成績表	
	(8)	火薬庫張水試験成績表	
	(9)	海水補填装置試験成績表	
	(10)	艦内通風試験成績表	
	(11)	火薬庫冷却（冷蔵庫）試験成績表	
	(12)	冷房試験成績表	
	(13)	空気伝送管、伝声管通話試験成績表	
	(14)	烹炊器、消毒器等試験成績表	
	(15)	浴槽等過熱器類試験成績表	
	(16)	製氷機試験成績表	
	(17)	諸補機試験成績表	
	(18)	飛行機エレベータ試験成績表	
	(19)	遮風柵起倒試験成績表	
	(20)	防火扉開閉試験成績表	
	(21)	炭酸ガス消火装置試験成績表	
	(22)	酸素管系試験成績表	
	(23)	檣起倒及び昇降試験成績表	
	(24)	タンクブロー試験成績表	成績表のみ
	(25)	諸タンク注排水試験成績表	成績表のみ
	(26)	油圧装置試験成績表	成績表のみ
	(27)	救難諸装置試験成績表	成績表のみ
(28)	魚雷積込装置試験成績表	成績表のみ	
(29)	沈降試験成績表	成績表のみ	

	(30)	扉開閉試験成績表	成績表のみ
	(31)	その他試験成績表	
3		船殻関係図書	
	(1)	中央部構造切断	
	(2)	前後部構造切断	
	(3)	防水、油密、気密区画（各区画の容積容量、水圧試験圧力、人孔位置を記入す）	
	(4)	軽金属使用箇所	
	(5)	入渠用図（艦底諸孔位置を記入す）	
	(6)	バラスト配置	
	(7)	外板配置	
	(8)	バルヂ構造	
	(9)	ビルヂキール	
	(10)	肋骨（舷側甲板背部肋骨を含む）	
	(11)	キール	
	(12)	ロンジチュージナル及びサイドストリンガ	
	(13)	内底板配置	
	(14)	甲板構造	
	(15)	艦橋構造	
	(16)	耐圧区画構造（潜水艦のみ）	
	(17)	上部構造	
	(18)	縦横壁構造	
	(19)	機械台	
	(20)	艀材及び艀構造	
	(21)	船尾材及び船尾構造	
	(22)	舵構造	
	(23)	水平基線標示板位置	
	(24)	防水区画定期検査実施要領	
4		甲板及び防御関係図書	
		一般防御配置	
5		艀装関係図書	
	(1)	舷外側面及び上部平面	

- | | | |
|------|---------------------------------|--|
| (2) | 艦内側面 | |
| (3) | 諸甲板及び船倉平面 | |
| (4) | 諸要部切断 | |
| (5) | 化学兵器に対する防護装置 | |
| (6) | 魚雷装填及び運搬装置 | |
| (7) | 倉庫外格納品及び諸筐等配置 | |
| (8) | 甲板敷物配置 | |
| (9) | 各補機類 | |
| (10) | 操舵装置及び同系図 | |
| (11) | 揚錨、曳航、被曳航、係留装置（防雷具装置を含む） | |
| (12) | 消防管、ビルヂ管、注水管、排水管、汚物管、測油管、空気抜管装置 | |
| (13) | 消防管、ビルヂ管、注水管系図 | |
| (14) | 汚物管、排水管系図 | |
| (15) | 測油管、空気抜管系図 | |
| (16) | 真水管、飲料水管、海水管装置 | |
| (17) | 真水管、飲料水管系図 | |
| (18) | 海水管系図 | |
| (19) | 蒸気管、排出蒸気管装置及び同系図 | |
| (20) | 軽質油管、液化炭酸ガス消火装置及び同系図 | |
| (21) | 油圧管系図 | |
| (22) | 空気管系図 | |
| (23) | ガス検知装置 | |
| (24) | 冷暖房（蒸気管）装置及び同系図 | |
| (25) | 冷却装置及び同系図 | |
| (26) | 弾薬庫張水装置 | |
| (27) | 通風装置及び同系図 | |
| (28) | 諸通信装置及び同系図 | |
| (29) | 艦橋装置 | |
| (30) | 各弾薬庫、爆弾庫、爆雷庫、機雷庫装置 | |
| (31) | 明取装置 | |
| (32) | 天幕、横幕、手摺等装置 | |

	(33)	治療室、薬剤室、戦時治療室、細菌検査室、士官病室、兵員病室、隔離室、傷者収容室、消毒器室、食器消毒室、身体検査室、エックス線室、応急治療室、医務科倉庫等の各詳細	
	(34)	飛行機搭載装置	
	(35)	前後檣装置	
	(36)	司令塔装置	潜水艦のみ
	(37)	発令所装置	潜水艦のみ
	(38)	補機室装置	潜水艦のみ
	(39)	蓄電池ガス排気管装置及び同系図	潜水艦のみ
	(40)	空気清浄装置及び同系図	潜水艦のみ
	(41)	重油艦外放出装置	潜水艦のみ
	(42)	補給装置	潜水艦のみ
	(43)	救難浮標装置	潜水艦のみ
	(44)	艦外脱出装置	潜水艦のみ
	(45)	艦外救難メインタンク高圧ブロー装置	潜水艦のみ
	(46)	防水区画救難ブロー装置	潜水艦のみ
	(47)	救命衣格納装置	潜水艦のみ
	(48)	メインタンク、浮力タンク、ベント管弁装置及び同開閉装置	潜水艦のみ
	(49)	メインタンク、キングストン弁配置及び同開閉歯車装置	潜水艦のみ
	(50)	メインタンク低圧排水管装置及び同系図	潜水艦のみ
	(51)	補用（調整）タンク、負浮力タンク、ベント管弁装置	潜水艦のみ
	(52)	補助（調整）タンク、負浮力タンク、注水管弁装置	潜水艦のみ
	(53)	魚雷積込装置	潜水艦のみ
6		装載短艇関係図書	
	(1)	水雷艇、汽艇、内火艇線図	
	(2)	各短艇艤装	
	(3)	各短艇要目簿	
	(4)	各短艇艤装品目録	
7		衛生歴附図	
		第6号表記載の図書	

(注) 本完成図面は適宜数種のものを一括1枚又は一種のものをも数枚に分
つも差支なし

乙 機関の部

図 書 名 称	
図面	
1	機関一般 全体装置
2	主機械
(1)	主機械及び減速装置組立
(2)	主機械及び附着品詳細 (附属品装置及び据附位置並びに挟金を含む)
(3)	本体附属諸装置及び詳細
A	回転装置及び詳細
B	発停装置及び詳細
C	釣揚装置及び詳細
D	操縦装置及び詳細
E	嵌脱装置又は液体接手及び詳細 (主機械直後のもの及び内火機械用)
F	等速指示調速器装置及び詳細
G	排出弁開閉装置及び詳細
H	起動気蓄器装置
I	過給機機械組立 (内火機械用)
J	その他附属諸装置及び詳細
K	機械直結補助機械組立及び詳細
(4)	主機械各部調整表及び図
(5)	主復水装置詳細 (補助復水装置)
A	主復水器組立及び詳細
B	主抽気ポンプ組立及び詳細
C	主復水ポンプ組立及び詳細
D	抽気エゼクタ組立及び詳細
E	主送水ポンプ組立及び詳細

	F	密閉給水弁及び詳細	
3		軸系及び推進器	
	(1)	軸系装置及び軸系詳細（爪型回転止及び制動機を含む）	
	(2)	軸管及び張出受嵌輪	
	(3)	推力軸受及び中間軸受（附着品装置を含む）	
	(4)	推進器	
4		補助機械	
	(1)	各補助機械組立及び装置並びに詳細（制式図を除く）	
	(2)	各工作機械組立及び装置並びに詳細	
5		缶	
	(1)	缶本体組立及び詳細	
	(2)	缶囲及び同附着品組立並びに詳細	
	(3)	缶本体内外附着品装置及び詳細	
	(4)	重油噴燃装置及び詳細（制式図を除く）	
6		煙路及び煙突	
		煙路及び煙突詳細	
7		管、弁、コック	
	(1)	機関部諸管装置（線図とも）	
	(2)	主補蒸気管系弁及び接続片等	
	(3)	分離器	
	(4)	主海水吸入及び吐捨弁	
	(5)	船底付弁	
	(6)	主補排出管系弁及び接続片	
	(7)	掃除空気管遮断弁	
	(8)	起動空気管系弁及び接続片	
	(9)	弁、コック、接続片の表	
8		雑	
	(1)	油冷却器	
	(2)	主要加熱器	
	(3)	主要濾器	
	(4)	内火機械用消音器	

	(5)	振計測器及び同装置	
	(6)	機関科指揮系統	
	(7)	諸計器装置	
	(8)	諸タンク装置及び詳細	
	(9)	機械室内風路詳細	
	(10)	缶室内風路詳細及び缶室内外風路内導板詳細	
	(11)	その他の風路詳細	
	(12)	空気囲及び附属品詳細	
	(13)	床板、梯子等詳細	
9		装載短艇	
	(1)	機関全体装置及び諸管装置	
	(2)	主機械組立及び主要部詳細	
	(3)	軸系及び推進器詳細	
	(4)	補助機械組立	
	(5)	缶本体組立及び缶囲詳細	
	(6)	煙路及び煙突詳細	
	(7)	主要弁詳細	
書類			
1		機関計画要領書	
2		完成機関製造方法書	
3		機関要目簿	
4		機関重量明細簿	
5		機関建造経歴書	
6		完成補機表	
7		諸試験成績表	
	(1)	タービン陸上試験成績表	
	(2)	タービン嵌脱試験成績表	
	(3)	主軸振扭試験成績表	
	(4)	軸系回転力率試験成績表	
	(5)	補助機械陸上運転成績表	
	(6)	補助機械艦内試験成績表	

	(7)	缶焚試験成績表
	(8)	缶水圧試験成績表
	(9)	缶安全弁試験成績表
	(10)	艦内通風装置試験成績表
	(11)	内火機械陸上運転成績表
	(12)	発停試験成績表
	(13)	その他の試験成績表
8		機関附属物目録
9		機関長主管艀装品目録
10		工作長主管艀装品目録
11		完成図書目録
備考		
	1	機関及び計器の型式及び構造上特に必要と認むるものは取扱説明書を附加すべし
	2	補助機械及び缶焚試験成績表はその型式及び寸法同一なる為試験を省略せる場合には既成の試験成績を以て之に代ふることを得
	3	制式図、基本図及び共通図にて製造したるものはその目録のみ提出し、図面は提出せざるものとす、但し一部に変更を加へたる場合にはその部分の図面を提出すべし
	4	完成機関製造方法書は海軍艦政本部より送付せるものを訂正の上提出するものとす

第5号表

船体関係完成図書、目録等

(記事)

本表は各海軍工廠長（海軍工作部を含まず）に送付するものとする

図 書 名 称	
1	線図
2	正面線図（船殻用）
2の2	船体寸法表（肋材毎のもの）
3	排水量等測線
4	浸水状態計算表
5	重心公試成績表
6	復原性能説明書
7	諸タンク容量及び同容量曲線（石炭庫を含む）
8	要目簿
9	中央部構造切断
10	前後部構造切断
11	防水、油密、気密区画（各区画の容積、容量、水圧試験圧力、人孔位置を記入す）
12	入渠用図（艦底諸孔位置を記入す）
13	バラスト配置
14	外板配置
15	ビルヂキール
16	バルヂ構造
17	肋骨及び各甲板位置
18	肋骨
19	キール
20	ロンジチュージナル及びサイドストリング
21	内底板配置
22	甲板構造
23	縦横壁構造
24	艙材及び艙構造

25	船尾材及び船尾構造	
26	舵構造	
27	舷外側面及び上部平面	
28	艦内側面	
29	諸甲板及び船倉平面	
30	諸要部切断	
31	操舵装置及び同系図	
32	揚錨、曳航、被曳航、係留装置	
33	ビルヂ管装置	
34	真水管、海水管、消防管装置	
35	蒸気管装置	
36	弾火薬庫張水装置	
37	通風管装置	
38	伝声管装置	
39	重油艦外放出装置	潜水艦のみ
40	補給装置	潜水艦のみ
41	救難浮標装置	潜水艦のみ
42	艦外脱出装置	潜水艦のみ
43	艦外救難メインタンク高圧ブロー装置	潜水艦のみ
44	防水区画救難ブロー装置	潜水艦のみ
45	救命衣格納装置	潜水艦のみ
46	完成図書目録	

第6号表

衛生歴完成図書、目録等

(記事)

本表は海軍省医務局長に送付するものとす

図 書 名 称	
1	艦内側面及び諸甲板平面
2	通風装置及び同系図 (空気清浄防湿装置、酸素管装置等の位置を示すもの、なお通風試験成績表を添附す)
3	暖房、冷房装置及び同系図 (蒸気及び電気暖房器、空気冷却装置等の位置を示すもの)
4	真水管、飲料水管装置及び同系図
5	海水管装置及び同系図
6	厠装置及び同排泄管系図
7	浴室及び同ビルヂ管系図
8	治療室、薬剤室、戦時治療室、細菌検査室、毒物検知室、士官病室、兵員病室、隔離室、傷者収容室、消毒器室、食器消毒室、身体検査室、エックス線室、応急治療室、医務科倉庫等の各詳細
9	化学兵器に対する防護装置 (空気清浄冷却装置、密閉区画等を示すもの)
10	衛生歴調査表
11	完成図書目録

第7号表

艦船において行ふ船体機関の修理工事範囲標準

区分	(イ) 危急の場合の外、艦船において修理を行はざるもの	(ロ) 修理を施行し差支なきもの
1	一般 (1) 甲板 (2) 主要なる構造物に対する溶接	上欄 (イ) に記載する以外のもの、但し左の修理工事に対しては海軍工廠の検査を要せず (1) 強度を要せざる部分の修理にして材質、形状又は寸法を変更せざる場合 (2) 重要ならざる艀装品に対す「ボルト」、「ナット」 (3) 木甲板、甲板敷物、内張、木製仕切等

船	2	船殻	(4) 塗粧 (5) 天幕及び諸覆類
	(1)	船体構造中強度に影響を及ぼす如き左の箇所の修理 外板、肋材、縦通材、内底板、梁、支柱、鋼甲板、主縦横隔壁、機械台、缶台、主要なる補機台、砲塔構造、砲支筒、発射管台、舵、大型鍛造品及び鑄造品	
体	(2)	諸タンク（船体一部を構成するもの）	
	(3)	防水、油密、気密区画を構成する諸隔壁	
	(4)	艦橋及び上部構造物	
	3	艤装及び齊備品	
	(1)	操舵装置中操舵及び舵柄信号用テレモータ装置、艦橋操舵器（伝導軸装置のもの）	
	(2)	揚錨、係留及び曳航装置中、錨鎖孔抑鎖鉸、「ストップ」「フエヤリード」「ポラード」等	
	(3)	揚艇（貨）機の本体及び主要なる附属品	
	(4)	主要なる排水装置中海水基弁	
	(5)	弾火薬庫注水装置中海水基弁	
	(6)	「メインタンク」金氏弁装置及び「メインタンクベント」管開閉装置（潜水艦）	
	(7)	冷却装置中冷却機械、蒸化器及び凝縮器の本体、「ポンプ」胴本体	
	(8)	通信装置中速力通信器	
	(9)	製氷機、電動機、蒸化器等	
(10)	飛行機用「エレベータ」、電動機蒸気機械本体、巻揚機、滑車		
(11)	遮風柵起倒装置		
(12)	軽質油「ポンプ」装置中原動機及び「ポンプ」胴本体		
(13)	油量計		

		(14) 安定機本体 (15) 「デリック」、「ダビット」 (16) 錨、錨鎖	
機	1	一般 (1) 主機械、缶及び補助機械中重要な部分 (2) 主機械軸系の中心に影響を及ぼす修理 (3) 推進器 (4) 機関諸装置の重要性能に影響を及ぼす修理 (5) 高速回転部分の釣合に影響を及ぼす修理 (6) 重要部分の溶接修理 (7) 特殊材料を使用せる重要部品 (8) 特殊の工作を施せる重要部分 (9) 重要な「バネ」 (10) 特に重要な「ボルト」 (11) 球軸受、「コロ」軸受、針軸受	上欄（イ）に記載する以外のもの、但し左の修理工事に対しては海軍工廠の検査を要せず (1) 強度を要せざる部分の修理にして材質、形状又は寸法を変更せざる場合 (2) 運動部並びに高圧部以外の重要な「ボルト」、「ナット」 (3) 主機械、補助機械、その他諸装置の重要な附着品 (4) 耐火煉瓦 (5) 重要な軸受 (6) 内火機械消音器、排出管
	2	「ピストン」主機械 (1) 蒸気「シリンダ」、同蓋、入子、滑弁 (2) 「ピストン」棒、接合棒、「クランク」軸、釣合錘量及び同上用重要「ボルト」	
	3	「タービン」主機械 (1) 蒸気室、車室、据附用及び車室組立用「リマボルト」 (2) 翼車、心棒、翼、縁抑 (3) 「ノズル」、仕切板 (4) 減速歯車、咬合接手	
	4	内火主機械 (1) 発動「シリンダ」、同蓋、入子 (2) 「ピストン」棒、接合棒、「クランク」軸、「ハズミ」車及び同上用重要「ボルト」	

関	5	(3)	発動「シリンダ」、架構等の溶接修理
		(4)	燃料「ポンプ」、噴油弁等の重要部分
		(5)	「カム」、「コロ」
		(6)	振振動防止装置
		(7)	排気「タービン」
	6	(8)	高圧燃料油管、高圧空気管
			缶
		(1)	各「ドラム」、過熱器箱、降路管等缶圧力を受くる部分の溶接修理
		(2)	安全弁、自動給水加減器、缶塞止弁等の重要部分
		(3)	過熱器「ドラム」及び箱内の導板及び「ソラセ」板
	7	(4)	過熱器支板、蒸気噴射管
		(5)	噴燃器、「コーン」
			「ピストン」補助機械
		(1)	蒸気「シリンダ」本体、「ポンプ」胴本体
		(2)	「ウエヤ」主滑弁
	8	(3)	「ピストン」
			回転補助機械（「タービン」発電機を含む）
		(1)	蒸気車、車室、翼車、翼、縁抑、「ノズル」、舷側歯車
		(2)	扇車囲、扇車
		(3)	歯車「ポンプ」胴本体、「ポンプ」歯車
		操舵装置、揚錨装置	
	(1)	油圧「ポンプ」、油圧「シリンダ」	
	(2)	動舵装置	
	(3)	差動歯車装置	
	(4)	「ネヂ」歯車、大型歯車	
	(5)	錨鎖車本体	

	9	その他補助機械及び関連装置	
	(1)	抽気「エゼクタ」及び熱圧縮器用「ノズル」及び「エゼクタ」	
	(2)	密閉給水弁	
	(3)	油清浄機回転筒	
	10	小型内火機械（内火艇機械、内火発電機） 左記の内火主機械に準ず	
	(1)	磁石発電機、点火「ピン」	
	(2)	気化器の重要部分	
	(3)	慣性起動器の重要部分	
	11	諸管装置	
	(1)	蒸気管、排出蒸気管系の溶接修理	
	(2)	隔壁弁、操縦弁、非常弁の重要部分	
	(3)	水弁の重要部分	
記事	本表に記載せざるものと雖も之に類似のものは本表記載のものに準じて処理するものとす		

第8号表

船体、機関等につき水圧試験を行ふ場合の圧力

本試験に当りては2個の正確なる圧力計を用ひ、その1個は「ポンプ」に、他の1個は試験品の頂部に之を装備するものとす、但し試験圧力は試験品に装備の圧力計による

(1) 水上艦（内火主機械及び関連部分を除く）

A 缶使用圧力

A' 缶「ドラム」計画圧力（過熱器を有するものにして過熱器出口を缶使用圧力とするもの）

B 缶噴燃器最高噴油圧力

C 各種「ポンプ」の計画吐出圧力

D 気蓄器最高使用圧力

E 最高使用圧力

試験を施行すべき部分			試験圧力(Kg/cm ²)	記事
缶	A 14 トン以上の場合		1.5A 又は 1.5A'	
	A 14 トン未満の場合		A+7 又は A'+7	
缶水吹出管系			2A 又は 2A'	
蒸気及び排気	主補蒸気管系及び同密閉式「ドレン」管系		1.5A	
	主補復水器排出側		1.5	
	補助排出蒸気管系及び同密閉式「ドレン」管系		3.5	
	蒸化管及び同密閉式「ドレン」管系		1.5A	
給水及び復水	給水送管系		2A 又は 2A'	
	給水吸込管系		7	
	抽気「ポンプ」及び復水「ポンプ」送管系		7	
	抽気「ポンプ」及び復水「ポンプ」吸込管系		1.5	
	補給水管系		3.5	
真水	造水装置附属真水「ポンプ」	送管系	7	
		吸込管系	3.5	
	真水取入管系及び移動管系		7	
重油	送管系		2B	
	吸込管系		7	
	取入管系	圧力式	7	
		重力式（「ホツハ」より「タンク」迄）	3.5	
潤滑油	送管系		7	
	取入管系、吸込管系、戻管系		3.5	
舵取器、揚錨機 油圧管系			1.5C	
海水	主海水吸込管及び送管系		2	
	補助復水器、蒸溜器その他諸冷却器 冷却水管系		3.5	
	消防「ポンプ」	送管系	10	
		吸込管系	3.5	
	蒸化器〇〇管系		7	
	灌水管系		3.5	
	灰放射	灰放射「ポンプ」	吸込管系	3.5
送管系			28	

		灰放逐「ポンプ」	吸込管系	3.5	
			送管系	7	
「ビルヂ」	送管系			7	
	吸込管系			3.5	
空気	魚雷用気蓄器より第2減圧弁迄管系			1.5D	
	第2減圧弁通過後の管系			1.5E	
	空気伝送管用			2	
主給水「タンク」等船体の一部をなす「タンク」				0.5	

(2) 潜水艦並びに内火主機械装備の水上艦

- A 計画最高燃料噴射圧力
- B 計画最高噴射空気圧力
- C 各種「ポンプ」の計画吐出圧力
- D 最大安全潜航深度に相当する圧力
- E 気蓄器最高使用圧力
- F 最高使用圧力

試験を施行すべき部分			試験圧力(Kg/cm ²)		記事
			潜水艦	水上艦	
燃料油	燃料噴射管系	無気噴油	1.5A	1.5A	
		空気噴射	1.5B	1.5B	
	内殻内取入及び移動管系		D	第1表による	
	内殻外にて潜航時圧力を受くる管系		1.2D		
	その他の管系		3.5	3.5	
	重カタンク及び分離タンク	内殻内(開放式)	0.2	0.2	
内殻外		1.2D			
内殻外耐圧タンク			1.2D		
圧縮	噴射空気管系	減圧弁前	1.5E	1.5E	
		減圧弁後	1.5F	1.5F	
	起動空気管系	減圧弁前	1.5E	1.5E	

空気		減圧弁後	1.5F	1.5F	最小を70とす
注油	送管系		1.5C	1.5C	
	吸込管及び戻管系		3.5	3.5	
	取入管	内殻内	3.5	3.5	取出しかねる場合は1.5Cとす
内殻外		1.2D			
ピストン冷却油(水)		送管系	1.5C	1.5C	
		吸込管系	3.5	3.5	
海水	送管系		1.5C	1.5C	
	吸込管系		3.5	3.5	
	重力タンクより押出管系		D		内殻内のものに対し試験す
蒸留水管系			3.5	第1表による	
排出管水ジャケット部	内殻内		1.5C	1.5C	
	内殻外		1		
ビルヂ管系	送管系		D	7	
	吸込管系		3.5	3.5	
舵取機、揚錨機油圧管系			1.5C	第1表による	

(3) 石油発動機を装備の内火艇

A 注油ポンプ計画吐出圧力

B 冷却水ポンプ計画吐出圧力

試験を施行すべき部分	試験圧力(Kg/cm ²)	記事
注油管系	1.2A	
冷却水管系	1.2B	
排出管水ジャケット部及び附属水管	1.2B	

第9号表

定例検査、特定修理及び老齡艦船調査時期標準

記事	通船) 300トン以上の曳船及び交	雑役船(公試状態排水量	潜水艦	哨戒艇、特務艇	水雷艇、掃海艇、駆潜艇、	駆逐艦、海防艦、輸送艦、	軍艦、特務艦(内火主機械を装備するもの)	く)	軍艦(戦艦、航空母艦(赤城、加賀)、潜水母艦を除く)	特務艦	潜水母艦	航空母艦(赤城、加賀)	戦艦	竣工後の経過年数
◎ ○ × は老齡艦船調査 は特定修理 は定例検査 の時期を示す														1
														2
														3
				×										4
					×	×	×							5
		×										×		6
				○										7
					○	○								8
									○					9
												○		10
				○										11
		○												12
					○	○	×							13
				◎								×		14
														15
									○					16
					◎	○						○		17
		×												18

						19
			◎	◎		20
					×	21
						22
						23
	◎				○	24
						25
						26
						27
					◎	28
						29
						30
						31

第 10 号表

艦船主要諸室諸倉庫等名称附与標準

区分	名称附与標準			
公室 及び 居住区	長官公室	司令官公室	参謀長公室	艦長公室
	特務艦長公室	長官室	幕僚室	艦長室
	工作部長室	病院長室	特務艦長室	司令室
	駆逐艦長室	潜水艦長室	海防艦長室	掃海艇長室
	水雷艇長室	艇長室	指揮官室	士官室
	部員室	士官次室	候補生室	准士官室
	係員室	司令官室	参謀長室	艦隊機関長室
	戦隊機関長室	艦隊軍医長室	艦隊主計長室	参謀室
	副官室	副長室	航海長室	砲術長室
	水雷長室	機雷長室	通信長室	内務長室
機関長室	飛行長室	軍医長室	主計長室	
副砲長室	飛行隊長室	分隊長室	長官寢室	
士官寢室	部員寢室	次室士官寢室	搭乘尉官寢室	

	特務士官寢室 潜水艦長予備室 搭乗員室 工具室 傭人室	准士官寢室 予備室 軍医科研究生室 水先案内室 講義室	係員寢室 下士官室 技手室 通弁室 船長室	艦長予備室 兵員室 技生室 水夫室
事務室	幕僚事務室 飛行事務室 厨業事務室 潜水隊事務室 薬剤事務室 電路員詰所	司令部庶務室 機関科准士官以上待機室 郵便事務室 工作部事務室 医務室 酒保	司令部謄写版室 内務室 給糧事務室 甲板士官事務室 前任衛兵伍長詰所 配給室	第1士官次室事務室 庶務室 補給事務室 病院事務室 前任下士官詰所
休憩室 控室	長官休憩室 幕僚休憩室 潜水艦兵員休憩室 搭乗員待機室 衛生員控室	司令官休憩室 航海長休憩室 休憩室(所) 通信科員控所 患者控室	参謀長休憩室 機関長待機所 兵員面会室(所) 作業員控所 休養室	艦長休憩室 士官休憩室 兵員待機所 従兵控室(所)
食器室	長官食器室 部員室食器室 係員食器室 食器消毒室	司令官食器室 士官次室食器室 食器室 工具食器消毒室	艦長食器室 候補生食器室 配食室(所)	士官室食器室 准士官食器室 工具配食室
烹炊、 厨業及び 洗濯関係 諸室	長官烹炊室 准士官烹炊室 工具烹炊室 乾燥室 洗場	艦長烹炊室 准士官以上烹炊室 烹炊室(所) 火熨室 工具洗濯場	士官室烹炊室 係員以上烹炊室 調理場 ㇿㇿ製造室	士官次室烹炊室 兵員烹炊室 洗濯機室 流場
浴室 洗面所 厠	長官浴室及び厠 工作部長浴室及び厠 部員浴室 候補生浴室 工具浴室 脱衣所 係員洗面所 部員厠 准士官以上厠	司令官浴室及び厠 幕僚浴室 士官浴室 准士官浴室 舟夫浴室 士官次室洗面所 工具洗面所 士官次室厠 係員厠	参謀長浴室及び厠 潜水隊司令浴室 士官次室浴室 係員浴室 傭人浴室 候補生洗面所 士官室厠 候補生厠 下士官厠	艦長浴室及び厠 士官室浴室 潜水隊士官浴室 兵員浴室 浴室 准士官洗面所 士官厠 准士官厠 兵厠

	兵員厠 艦橋厠	工員厠 理髮所	舟夫厠	傭人厠	
艦橋	艦橋厠 作戰室 防空指揮所	羅針艦橋 伝令所 船橋	第1艦橋 予備艦橋	第2艦橋 補助艦橋	
航海關係諸室	司令塔 後部操舵室(所) 舵取機室 予備舵取機室 測深儀室 信号指揮所 水面見張所 氣象作業室	下部司令塔 人力操舵室 補助舵取機室 經線儀室 測程儀室 見張所 信号見張所 海象氣象室	海図室 舵柄室 主舵取機室 轉輪羅針儀室 信号所 見張通信所 哨信室 測量作業室	操舵室 予備操舵指揮所 副舵取機室 測深室 見張指揮所 上空見張所 見張指揮通信所 製図室	
砲煩關係諸室	主砲指揮所 主砲射擊指揮所 主砲予備指揮所 高角砲発令所 副砲射擊所 測距所 砲塔 発煙器操作所 水圧ポンプ操縦室	主砲砲塔指揮所 副砲射擊指揮所 副砲予備指揮所 発令所 主砲測的所 砲戰指揮通信所 砲廊 機銃動力室	副砲指揮所 機銃指揮所 主砲発令所 主砲射擊所 副砲測的所 照射指揮所 探照灯格納所 水圧機指揮所	高角砲指揮所 觀測所 副砲発令所 主砲予備射擊所 測的所 上空直衛指揮所 発煙器室 水圧ポンプ室	
水雷關係諸室	発射指揮所 発射管室 機密兵器試験所 気蓄器室	発射予備指揮所 魚雷調整所 空気圧縮機指揮所 発生機室	発射発令所 魚雷格納所 空気圧縮ポンプ室 充填室	発射測的所 縦舵機調整書 第2空気圧縮ポンプ室	
機雷關係諸室	投下指揮所 掃海号令所 探信室	敷設指揮所 機雷室 探信儀室	投射指揮所 機雷落下機室 水中聴音室	掃海指揮所 機雷敷設原動機室 捕音器室	
通信關係諸室	通信指揮所 送信機室 電波鑑査室	暗号室 無線電話室 電波探信室	電信室 方位測定室 電圧調整器室	受信室 無線調整室 電波探知室	
防禦關係諸室	第1防禦指揮所 第2応急部指揮所 格納庫消防監視所	第2防禦指揮所 応急班指揮所 注排水部指揮所	防禦指揮所 応急班哨所 注排水管制所	第1応急部指揮所 格納庫消防指揮所 弁開閉員待機所	
	電機部指揮所	予備電機部指揮所	電機部分掌指揮所	発電機室	

電機関係諸室	補助発電機室 配電盤室 電線通路 動力室 蓄電池格納所	管制盤室 機側配電盤室 電路転換室 変圧機室 蓄電池充電室	主(副)管制盤室 配線室 電動機室 電動発電機室 電話交換所	機側管制盤室 配電室 用電動機室 蓄電池室
工作関係諸室	機械工場 溶接工場 青写真室 水雷工場 無線工場 油圧試験場	鍛冶工場 アセチレンガス発生機室 組立工場 航海工場 板金工場 塵置場	鋳物工場 電機工場 仕上工場 光学工場 焼入工場 塵焼場	銅工場 木具工場 砲煩工場 化学工場 水圧試験場 実験室
飛行関係諸室	発着艦指揮所 飛行機格納庫(筒) 着艦制動機室 射出機管制所 発動機試運転所 軽質油管制室 暗室	発艦指揮所 補用機格納庫(所) 制動機管制所 射出機原動機室 磁石発電機調整所 軽質油弁室	着艦指揮所 飛行機エレベータ電動機室 滑走制止装置管制所 補用発動機格納所 揚爆弾機動力室 兵器調整所	射出指揮所 飛行機エレベータ管制室 安定機室 発動機調整所 計器試験所 写真室
機関関係諸室	運転指揮所 機械部分掌指揮所 軸室 缶室 煙観測所	予備運転指揮所 機械室 缶部指揮所 補助缶室 造水装置室	機械部指揮所 機械操縦室 予備缶部指揮所 缶操縦室	予備機械部指揮所 噴油弁燃料ポンプ調整室 缶部分掌指揮所 蒸気管通路
医務関係諸室	治療室 中毒者治療室 薬剤室 エックス線室 更衣室 蒸気製剤室 研究室 兵員病室 隔離室(所) 士官病室浴室及び厠	応急治療室 歯科治療室 細菌検査室 消毒器室 衛生試験室 診察室 防毒風関 工具病室 焼却室 兵員病室浴室及び厠	戦時治療室 理学治療室 毒物検査室 手術室 培養基室 外来診察室 士官病室 伝染病室 癲狂室 工具病室浴室及び厠	傷者収容室 身体検査室 病的検査室 手術準備室 研磨室 解剖室 候補生病室 重症患者室 霊安室 隔離室浴室及び厠
弾火薬庫	弾庫	予備弾庫	高角砲弾薬庫	外臈砲弾薬庫

	機銃弾薬庫 応急弾薬格納庫 黒色火薬庫 火管庫 機雷炸薬庫 射出装薬庫 機雷庫 飛行科火工兵器小出庫 揚薬室	小銃弾薬庫 火薬庫 火工兵器庫 火管格納所 爆雷庫 爆弾庫 網庫 弾薬供給所 揚弾薬室	応急弾薬庫 礼砲火薬庫 信管庫 煙薬格納所 特殊浮標庫 爆弾小出庫 信号火工兵器庫 給弾室 弾薬通路	弾薬庫 礼砲火薬小出庫 信管格納所 水雷火薬庫 発光器格納所 応急爆弾庫 飛行科火工兵器庫 給薬室	
糧食庫	長官糧食庫 士官室糧食庫 准士官糧食庫 糧食庫 パン庫 味噌庫 獣肉庫 氷庫 冷凍魚肉庫 冷凍準備室	司令官糧食庫 部員糧食庫 准士官以上糧食庫 糧食小出庫 乾物庫 漬物庫 魚肉庫 保冷库 油揚庫 冷凍室	艦長糧食庫 士官次室糧食庫 係員糧食庫 工員糧食小出庫 缶詰庫 生糧品庫 冷蔵庫 冷凍野菜庫 卵庫 貯糧品庫	士官糧食庫 候補生糧食庫 准士官以上糧食小出庫 米麦庫 醤油庫 野菜庫 冷蔵小出庫 冷凍獣肉庫 果実庫	
倉庫 及び 格納所	司令部倉庫 士官次室外套格納所 荷物庫 航海科倉庫 軍楽器庫 水雷科倉庫 防雷具格納所 錨鎖庫 塗具庫 甲板倉庫 ミシン室 内務科工業倉庫 医務科倉庫 酒保倉庫 測器庫 治療品庫	士官室倉庫 候補生倉庫 郵便庫 海図格納所 打穀莢格納所 機雷科倉庫 短艇格納所 錨具庫 塗具小出庫 洗濯桶庫 飛行科倉庫 工作材料格納所 主計科倉庫 釣床格納所 錨錘庫 薬品小出庫	士官倉庫 准士官倉庫 予備倉庫 信号旗格納所 柔道畳格納所 縦舵機格納所 通信科倉庫 天幕庫 網庫 短艇要具庫 機関科倉庫 応急材料格納所 被服庫 取次倉庫 製品庫 患者被服及び需品庫	士官次室倉庫 工員倉庫 倉庫 砲術科倉庫 光学兵器格納庫 掃海具格納所 内務科倉庫 灯具庫 砂庫 応急要具庫 内務科電気倉庫 潜水器格納所 工員事業服格納所 雑具庫 薬品庫 患者倉庫	

	図庫 工具格納所 患者衣囊格納所 (備考)	材料庫 潜水隊兵科倉庫 電纜庫 材料庫は造船材料庫、測量材料庫等の如し	木型庫 潜水隊機関科倉庫 洗濯物庫	工具庫 潜水隊員衣囊格納所		
諸タンク 石炭庫等	石炭庫 補填重油タンク 軽質油タンク 潤滑油タンク 蒸留水タンク 予備水タンク 溢出タンク ビルヂタンク 補助タンク 魚雷タンク (備考)	石炭小出庫 重力タンク 軽質油庫 潤滑油庫 蒸留水溜タンク 給水タンク ドレンタンク メインタンク 釣合タンク 補重タンク	薪炭庫 重油分離タンク 軽油タンク 清浄油タンク 真水タンク 飲料水タンク 油溜タンク 浮力タンク バラストタンク 水圧タンク	重油タンク 重油溜タンク 石油タンク 油澄タンク 雑用水タンク 海水タンク 汚油溜タンク 負浮力タンク 補水タンク 転輪羅針儀用冷却水タンク (備考)		
雑	電話室 冷却機室 揚錨機室 禁錮室 防水区画	冷気室 製氷室 揚艇機室 廊室 油密区画	ポンプ室 冷気器室 巻上機室 空所 注排水区画	製氷機室 通風機室 揚艇機管制室 通路 諸管通路		

記事

- 1 必要に応じ本標準に掲げざる名称を附与することあるべし
- 2 士官室、士官次室、下士官室、兵員室、食器室、烹炊室、無線電話室、方位測定室、工場、糧食庫、倉庫及び格納所等にして科別を附するの要あるときは「何何科」を附し、又数室に互るときは「第1、第2、いゝ」、「前（後）部」を冠す
- 3 1室を他室に兼用せしむるときは「いゝ兼いゝ室」の名称を附与するものとす
- 4 本表の名称は他の区分に記載すべきものをも便宜一区分中に記載し之を省略セリ、例へば「通信関係諸室」の部の「蓄電池室」を「電機関係諸室」の部の「蓄電池室」に一括しあるがごとし
- 5 母艦にして何隊又は何艦准士官以上の寢室を区別するの必要あるときは「何隊」又は「何艦」を冠す
工作艦にして事務室、糧食庫、倉庫及び格納所を区別するの必要あるときは「工作部」を冠す
- 6 砲煩関係諸室は必要に応じ砲戦指揮制式の定むる所に従ひ区別す
- 7 航海関係諸室は必要に応じ見張指揮装置制式の定むる所に従ひ区別す
- 8 重油タンク、潜水艦関係タンク、機械室、缶室等は明治42年官房第3558号の定むる所に従ひ区別す
- 9 防衛関係諸室は必要に応じ防衛指揮装置制式の定むる所に従ひ区別す
- 10 機関関係諸室は必要に応じ機関指揮装置制式の定むる所に従ひ区別す
- 11 各種工作設備を1室に纏めたる場合は「機械工場又は工作場（雑役船）」と呼称す
- 12 弾火薬庫に在りては「1番いゝセンチ砲塔弾庫」、「前部いゝセンチ砲弾庫」、「右（左）舷高角砲弾庫」、「いゝミリ機銃弾庫」等と呼称す
- 13 信管又は火管にして弾庫又は弾薬庫内に之を格納するときは之を信管又は火管格納所と呼称す
- 14 他艦船に配給用の糧食庫、各種タンク又は補給用の倉庫等は補給何何庫（タンク）と呼称す
- 15 何科倉庫中執務に使用するものを何何科主倉庫と呼称す

浄書者注：

原版に対し、カタカナはひらがなに、漢数字はアラビア数字に、旧字体はオリジナル感をそぐわない範囲で新字体及びひらがなに変換し、読みにくい箇所には句点を付した。

巻末の第1号～第15号（丙）様式は省略した。
なお、原版において第184条～第187条が欠落している。

2020.8.28 YI